君津市地域防災計画

【震災編】

【震災編】目　次

第１章　震災予防計画 …… 震災編 1-1-1
第１節　防災体制の確立 …… 震災編 1-1-1
第１　防災組織の整備 …… 震災編 1-1-1
第２　防災訓練の充実 …… 震災編 1-1-4
第３　震災知識の普及 …… 震災編 1-1-6
第２節　地盤災害予防計画 …… 震災編 1-2-1
第１　土砂災害の防止 …… 震災編 1-2-1
第２　液状化対策 …… 震災編 1-2-3
第３　地盤沈下の防止 …… 震災編 1-2-3
第４　地籍調査の推進 …… 震災編 1-2-4
第３節　防災都市づくり計画 …… 震災編 1-3-1
第１　出火の防止 …… 震災編 1-3-1
第２　初期消火 …… 震災編 1-3-2
第３　延焼拡大の防止 …… 震災編 1-3-2
第４　建築物不燃化の促進 …… 震災編 1-3-3
第５　防災空間の保全・確保 …… 震災編 1-3-4
第６　市街地の整備 …… 震災編 1-3-4
第７　建築物等の耐震対策 …… 震災編 1-3-5
第８　ライフライン等の耐震対策 …… 震災編 1-3-5
第９　道路及び交通施設の安全化 …… 震災編 1-3-6
第 10　危険物施設等の安全化 …… 震災編 1-3-6
第４節　防災施設・救援救護体制整備計画 …… 震災編 1-4-1
第１　防災拠点の整備 …… 震災編 1-4-1
第２　備蓄体制の整備 …… 震災編 1-4-1
第３　消防設備等の整備 …… 震災編 1-4-3
第４　水防用資機材の整備 …… 震災編 1-4-3
第５　給水体制の整備 …… 震災編 1-4-3
第６　救急・救助体制の整備 …… 震災編 1-4-4
第７　応急医療体制の整備 …… 震災編 1-4-4
第８　避難施設の整備 …… 震災編 1-4-5
第９　安全な避難の確保 …… 震災編 1-4-6
第 10　陸上緊急輸送の環境整備 …… 震災編 1-4-8
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保 …… 震災編 1-4-8
第 12　防災ボランティア活動の環境整備 …… 震災編 1-4-9
第 13　帰宅困難者対策の推進 …… 震災編 1-4-9
第 14　燃料対策 …… 震災編 1-4-10
第５節　津波災害予防計画 …… 震災編 1-5-1
第１　津波防災施設の整備 …… 震災編 1-5-1
第２　津波に対する自衛体制の確立 …… 震災編 1-5-1
第６節　情報連絡体制・確保計画 …… 震災編 1-6-1

第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備 …… 震災編 1-6-1
第２　警察通信施設使用への備え …… 震災編 1-6-1
第３　災害通信施設の整備等 …… 震災編 1-6-1
第４　非常通信体制の整備強化 …… 震災編 1-6-1
第５　その他の通信手段の活用 …… 震災編 1-6-2
第７節　要配慮者の安全確保対策 …… 震災編 1-7-1
第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応 …… 震災編 1-7-1
第２　福祉施設における防災対策 …… 震災編 1-7-5
第３　外国人に対する対策 …… 震災編 1-7-6
第４　災害遺児対策 …… 震災編 1-7-6
第８節　調査研究計画 …… 震災編 1-8-1
第１　防災に関する図書・資料等の収集・整理 …… 震災編 1-8-1
第２　防災計画及び防災対策等にかかわる情報交換 …… 震災編 1-8-1
第３　専門的調査・研究への協力 …… 震災編 1-8-1

第２章　震災応急対策計画 …… 震災編 2-1-1
第１節　災害応急活動体制 …… 震災編 2-1-1
第１　職員の動員・配備 …… 震災編 2-1-1
第２　警戒体制 …… 震災編 2-1-5
第３　災害対策本部体制 …… 震災編 2-1-5
第２節　情報の収集・伝達計画 …… 震災編 2-2-1
第１　情報連絡体制 …… 震災編 2-2-1
第２　地震及び津波に関する情報の収集・伝達 …… 震災編 2-2-3
第３　被害状況の収集・報告 …… 震災編 2-2-9
第４　市民等からの災害情報への対応 …… 震災編 2-2-13
第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供 …… 震災編 2-2-13
第３節　災害時の広報 …… 震災編 2-3-1
第１　市民への広報活動 …… 震災編 2-3-1
第２　広報活動の方法及び手順 …… 震災編 2-3-1
第３　報道機関への発表・協力要請 …… 震災編 2-3-3
第４　市民相談 …… 震災編 2-3-3
第４節　消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画 …… 震災編 2-4-1
第１　消防活動 …… 震災編 2-4-1
第２　水防活動 …… 震災編 2-4-2
第３　救急・救助活動 …… 震災編 2-4-2
第４　危険物等の対策 …… 震災編 2-4-4
第５節　災害時の警備・防犯対策 …… 震災編 2-5-1
第１　災害時の警備 …… 震災編 2-5-1
第２　防犯対策 …… 震災編 2-5-2
第６節　災害時の交通規制・緊急輸送対策 …… 震災編 2-6-1
第１　道路の交通規制 …… 震災編 2-6-1
第２　緊急輸送対策 …… 震災編 2-6-3
第７節　避難計画 …… 震災編 2-7-1

第１　避難指示 …… 震災編 2-7-1
第２　避難の誘導 …… 震災編 2-7-2
第３　避難所の開設 …… 震災編 2-7-3
第４　避難所の運営 …… 震災編 2-7-4
第５　避難所以外の避難者への対応 …… 震災編 2-7-7
第６　避難所等の閉鎖 …… 震災編 2-7-7
第８節　応急医療救護・防疫等活動計画 …… 震災編 2-8-1
第１　医療救護活動 …… 震災編 2-8-1
第２　防疫 …… 震災編 2-8-2
第３　保健活動 …… 震災編 2-8-3
第９節　行方不明者の捜索・遺体の処理 …… 震災編 2-9-1
第１　行方不明者の捜索 …… 震災編 2-9-1
第２　遺体の処理 …… 震災編 2-9-2
第 10 節　環境衛生確保・障害物除去対策 …… 震災編 2-10-1
第１　ごみの処理 …… 震災編 2-10-1
第２　し尿の処理 …… 震災編 2-10-2
第３　障害物の除去 …… 震災編 2-10-2
第４　環境汚染の防止 …… 震災編 2-10-4
第５　家庭動物対策 …… 震災編 2-10-4
第 11 節　生活救援対策 …… 震災編 2-11-1
第１　応急給水 …… 震災編 2-11-1
第２　食料の供給 …… 震災編 2-11-3
第３　生活必需品の供給 …… 震災編 2-11-5
第４　救援物資の受入れ・管理 …… 震災編 2-11-7
第５　り災証明書の発行 …… 震災編 2-11-7
第６　労働力の確保 …… 震災編 2-11-8
第７　応急仮設住宅の供給 …… 震災編 2-11-8
第８　被災住宅の応急修理 …… 震災編 2-11-9
第 12 節　二次災害の防止対策 …… 震災編 2-12-1
第１　被災建築物の応急危険度判定 …… 震災編 2-12-1
第２　被災宅地の危険度判定 …… 震災編 2-12-2
第３　がけ地等の危険防止 …… 震災編 2-12-2
第４　危険物施設等対策 …… 震災編 2-12-2
第５　放射線災害対策 …… 震災編 2-12-2
第 13 節　応援協力・派遣要請 …… 震災編 2-13-1
第１　自治体等に対する応援要請 …… 震災編 2-13-1
第２　放送局への放送協力要請 …… 震災編 2-13-4
第３　消防の広域応援要請 …… 震災編 2-13-5
第４　上水道・下水道の相互応援 …… 震災編 2-13-7
第５　自衛隊への災害派遣要請 …… 震災編 2-13-7
第６　民間団体等への協力要請 …… 震災編 2-13-10
第７　ボランティアの受入れ …… 震災編 2-13-11

第 14 節　生活関連施設等の応急対策 ..... 震災編 2-14-1
第１　道路、橋梁 ..... 震災編 2-14-1
第２　河川、内排水施設 ..... 震災編 2-14-1
第３　鉄道・バス ..... 震災編 2-14-1
第４　ライフライン施設 ..... 震災編 2-14-2
第５　その他公共施設 ..... 震災編 2-14-4
第 15 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策 ..... 震災編 2-15-1
第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応 ..... 震災編 2-15-1
第２　社会福祉施設入所者への対策 ..... 震災編 2-15-2
第３　外国人への対応 ..... 震災編 2-15-2
第 16 節　帰宅困難者支援対策 ..... 震災編 2-16-1
第１　市の支援 ..... 震災編 2-16-1
第２　施設管理者による対応 ..... 震災編 2-16-1
第 17 節　保育対策・教育対策 ..... 震災編 2-17-1
第１　応急保育 ..... 震災編 2-17-1
第２　応急教育 ..... 震災編 2-17-2
第３　文化財の保護 ..... 震災編 2-17-3
第 18 節　災害救助法の適用 ..... 震災編 2-18-1
第１　災害救助法の適用基準 ..... 震災編 2-18-1
第２　滅失（り災）世帯の算定基準 ..... 震災編 2-18-2
第３　災害救助法の適用手続き ..... 震災編 2-18-2
第４　救助業務の実施者 ..... 震災編 2-18-2

第３章　震災復旧計画 ..... 震災編 3-1-1
第１節　公共施設の災害復旧 ..... 震災編 3-1-1
第１　実施責任者 ..... 震災編 3-1-1
第２　災害復旧事業の種類 ..... 震災編 3-1-1
第３　激甚災害の指定促進措置 ..... 震災編 3-1-1
第４　局地激甚災害の指定促進措置 ..... 震災編 3-1-2
第５　緊急災害査定の促進 ..... 震災編 3-1-2
第６　資金計画 ..... 震災編 3-1-2
第２節　民生安定計画 ..... 震災編 3-2-1
第１　住宅の確保 ..... 震災編 3-2-1
第２　雇用機会の確保 ..... 震災編 3-2-1
第３　義援金の受付及び配分 ..... 震災編 3-2-2
第４　郵政事業の特例措置 ..... 震災編 3-2-2
第５　その他の生活確保 ..... 震災編 3-2-2
第６　被災者に関する支援の情報の提供等 ..... 震災編 3-2-3
第３節　経済秩序安定計画 ..... 震災編 3-3-1
第１　金融措置 ..... 震災編 3-3-1
第２　公的資金による融資 ..... 震災編 3-3-4
第３　流通機能回復 ..... 震災編 3-3-6
第４　生活相談の実施 ..... 震災編 3-3-6

第４節　生活関連施設等の復旧計画 ..... 震災編 3-4-1
第１　水道施設 ..... 震災編 3-4-1
第２　下水道施設 ..... 震災編 3-4-1
第３　電力施設 ..... 震災編 3-4-1
第４　ガス施設 ..... 震災編 3-4-1
第５　通信施設 ..... 震災編 3-4-2
第６　道路施設 ..... 震災編 3-4-2
第５節　復興計画 ..... 震災編 3-5-1
第１　改良復旧 ..... 震災編 3-5-1
第２　復興計画の策定 ..... 震災編 3-5-1

第１章　震災予防計画

第１節　防災体制の確立

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るため、市を中心とする防災関係機関による防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが地震について正しい認識を持ち、日頃から災害時に沈着に行動できる力を身につけることが必要である。

このため、市及び防災関係機関は、防災思想の普及、啓発活動を行い、市民の防災意識の高揚を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を促進する。

さらに、市及び防災関係機関は、災害時に十分な能力を発揮できるように、実践的な訓練を積極的に実施するとともに、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者への広報に十分配慮するとともに男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

項　　目	担　　当
第１　防災組織の整備	各部各課、各事業所
第２　防災訓練の充実	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　震災知識の普及	総務部危機管理課、健康こども部保育課、建設部管理課・土木課、教育部学校教育課、消防本部・消防署

第１　防災組織の整備

１　君津市

(1) 防災体制の整備

市は、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りは許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。また、市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

危機管理課は、災害時に、関係法令、条例、要綱に基づき君津市防災会議、君津市災害対策本部を迅速に設置できるように、災害対応業務のデジタル化を進めるなど、体制を整備する。

市の各部各課等は、災害発生時の応急対策を迅速かつ的確に行えるように、対策の内容、手順等について関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、マニュアル等の作成を行う。

また、市職員は、地域防災計画、マニュアル等について理解し、配備基準、参集場所、自らの役割を確認する。

(2) 業務継続計画の策定

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

■業務継続計画策定に係る重要６要素（１１項目）

○　市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
・市長不在時の代行順位を定めておく
・休日･夜間等における災害発生を想定し、災害応急対策の遂行に必要な職員を確保するための参集基準や参集範囲を定めておく

○　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
・災害対策本部を設置する庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を特定しておく

○　電気・水・食料等の確保
・災害対策本部を設置し、応急対策を実施する庁舎用の非常用発電機の台数を具体的に定めておく
・非常用発電機に必要な燃料の備蓄量を具体的に定めておく（７２時間は外部からの供給なしに稼働できるよう燃料等を備蓄するとともに、停電の長期化に備え、燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討する）
・職員のために必要な水･食料等の備蓄量を具体的に定めておく

○　災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
・災害時に必要な通信機器の種類を具体的に定めておく

○　重要な行政データのバックアップ
・業務の遂行に必要となる重要な行政データを特定し、同時被災しないよう保管しておく

○　非常時優先業務の整理
・大規模災害発生時に優先して実施すべき業務（非常時優先業務）を特定しておく
・非常時優先業務ごとの遂行体制（全庁的な役割分担、人員配置）を定めておく
・非常時優先業務の遂行が職員のみでは困難となる場合に備えるための、他の地方公共団体からの応援職員受け入れに関する規定（受援を調整する担当組織、派遣要請の手順、支援を要請する他団体の連絡先、応援職員を受け入れて実施する業務 など）を定めておく

２　防災関係機関

市域を所管する、又は市内にある「指定行政機関」、「指定地方行政機関」（以上、国の機関）、「指定公共機関」、「指定地方公共機関」（以上、公共的機関、公益的事業を営む法人でそれぞれ内閣総理大臣、知事が指定するもの）、「公共的団体」等の防災関係機関は、災害対策基本法第 47 条の規定に基づき、各防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるように必要な組織を整備し絶えずその改善に努める。

３　自主防災組織等

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動として市民自ら出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障がい者等要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

このため、市は市民による自主的な防災組織の設置促進と自主防災組織の充実を図るため、日頃から大地震が発生した場合を予想した訓練の実施を推進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るため、これらに大きな役割を担う中核リーダーを対象として研修会等を開催し、対応能力の向上に努める。

なお、自主防災組織の活動形態及び組織の状況は次のとおりである。

■自主防災組織の活動形態

平時	○　防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ○　初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ○　消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ○　地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所などの把握及び防災マップの作成 ○　避難所運営マニュアルの作成
災害時	○　出火防止及び初期消火の実施 ○　地域内の被害状況等の情報収集、市民に対する避難指示等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ○　救出救護の実施及び協力 ○　集団避難の実施 ○　避難所の運営

(2) 要配慮者の支援体制の充実

危機管理課、公共施設マネジメント課、市民生活課、厚生課、こども政策課、高齢者支援課、介護保険課及び障がい福祉課の各課は、災害時において、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の地域の要配慮者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、自主防災組織等市民の連携による支援体制の充実を図る。

４　事業所

(1) 防火・防災管理体制の強化

学校、病院、ショッピングセンター等で消防法に規定する規模、収容人員を超える建築物については、管理権原者は消防法の規定により防火管理者を定め、消防計画の作成、当該計画に基づく各種訓練の実施、消防用設備等又は避難上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人の管理等、防火上必要な業務を行わせなければならないことから、消防本部・消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。同様に、消防法の規定により防災管理者を選任しなければならない建築物の関係者には、火災以外の地震及び毒性物質の発散その他の総務省令で定める原因により生ずる特殊な災害に対応した消防計画の作成、避難訓練の実施、自衛消防組織の設置がなされるよう指導する。

また、高層建築物又は一定の規模を有し管理について権限が分かれている建築物の防火・防災体制については、消防法に規定する統括防火管理者を定め、全体についての消防計画の作成など、防火管理上必要な業務を行うよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス関係等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス貯蔵施設等に被害が生じた場合には、防災関係機関のみでは十分な対応がとれないことが考えられる。

このため、消防本部・消防署は、危険物施設等管理者等に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するように努める。

第２　防災訓練の充実

危機管理課、消防本部・消防署は、震災時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や市民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、感染症が拡大している状況等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

１　総合防災訓練

震度７程度の大地震の発生等を想定し、市及び防災関係機関が市民と一体となって、総合的な訓練を実施する。

(1) 実施時期

原則として毎年防災月間（９月）に実施する。

(2) 実施方法

市総合防災訓練実施要領により実施する。

(3) 参加機関

市、市民、自治会、自主防災組織等、小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、消防本部・消防署、消防団、警察署、君津木更津医師会、防災関係機関、民間協力団体等

(4) 主な訓練内容

【予知対応型訓練】		
○　情報受理､伝達訓練（地震予知情報発表）	○　非常招集訓練	
○　本部運営訓練	○　広報訓練	
【発災対応型訓練】		
○　災害対策本部設置訓練	○　災害情報収集訓練	○　通信訓練
○　津波対策訓練	○　避難訓練	○　市民避難誘導訓練
○　避難所開設・運営訓練	○　医薬品・緊急物資等輸送訓練	
○　避難行動要支援者避難誘導訓練	○　災害ボランティアセンター設置・運営訓練	
○　災害救助・救出訓練	○　応急救護訓練	
○　炊き出し訓練	○　応急給水訓練	○　防疫訓練
○　ライフラインの復旧訓練	○　仮設住宅建設訓練	○　出火防止訓練
○　初期消火訓練	○　延焼防止（一斉放水）訓練	
【災害疑似体験訓練】		
○　救命講習	○　煙体験	○　地震体験

２　地域別防災訓練

複数の自治会等を対象に行う地域特性に応じた訓練や、災害対策本部の設置・運営訓練、福祉避難所の設置・運営訓練を、市民及び防災関係機関の協力のもとに実施する。

(1) 実施時期

訓練内容に応じて随時実施する。

(2) 主な訓練内容

○　出火防止訓練	○　初期消火訓練	○　避難訓練
○　市民避難誘導訓練	○　避難行動要支援者避難誘導訓練	○　避難所開設・運営訓練
○　応急救護訓練	○　応急給水訓練	○　炊き出し訓練
○　情報伝達訓練	○　被害情報収集訓練	○　災害対策本部設置訓練
○　災害業務実施訓練	○　福祉避難所運営訓練	○　物資等輸送訓練

３　職員の情報伝達訓練

職員の本部、各施設等の非常配備体制を確保し、各防災関係機関、市民との連携を図るため職員の情報伝達訓練を実施する。

情報伝達訓練のうち参集訓練の実施に当たっては、交通機関、自家用車、オートバイ、自転車等の利用を一部制限又は全部禁止するなどのほか、勤務時間内外の様々な条件を加味したものとするようにし、ノウハウの蓄積・更新に努める。

(1) 訓練内容

○　非常参集訓練	○　指示伝達訓練	○　本部運営訓練

４　無線通信訓練

災害時には、情報の伝達収集に必要な電話網（有線通信）が不通、又は利用困難な状況になることが予想される。

そのため、無線通信による情報の伝達収集が必要となるが、防災無線の利用については、通信の要領、機器の操作方法等にある程度の習熟が必要とされる。

市民、防災関係機関による連絡伝達訓練を次のように実施する。

(1) 実施方法

【予知対応型訓練】
○　警戒宣言の発令を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信訓練
○　本部からの防災行政無線（固定系）により行う予知情報伝達訓練

【災害対応型訓練】
○　災害発生を想定して実施する本部と各施設、防災関係機関との通信連絡、被害の規模、拡大状況を想定して本部から防災行政無線（固定系）により行う避難指示等伝達訓練

(2) 通信伝達事項

災害対策本部設置、災害対応措置、被害状況報告、応急活動の実施、応急措置の要請等

(3) 研究検討事項

各伝達事項について、通信文例を作成し、伝達の過程で生ずることが予想される「聞き取りまちがい」、「所要時間のロス」等を特に研究検討し、災害時における通信文作成の参考にする。

５　小・中学校等の防災訓練

各小・中学校等では、教育委員会（教育部）の指導のもとに年２回以上訓練を行う。

○　大規模地震に際して、落ち着いて、しかもすばやく行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。
○　避難の訓練を通じて、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための参考資料とする。
○　集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

第３　震災知識の普及

１　市民への震災知識の普及

(1) 多様な媒体の活用による震災知識の普及

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進に併せて、市民一人ひとりが地震についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に的確に行動がとれるようにすることが必要である。

このため、危機管理課及び消防本部・消防署は、地震ハザードマップ等を活用して可能な限り多様な媒体や専門家の知見を用いて震災知識の普及と啓発に努める。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者への広報にも十分配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

■広報媒体と内容

媒　　体	対　　象	内　　容
広報誌 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	市民 自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員	◇地域防災計画の概要 ◇各防災関係機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置 ◇緊急地震速報の活用方法 ◇警報等や避難指示等の意味と内容の説明 ◇室内外、ビル等における地震発生時の心得 ◇指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認 ◇通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方 ◇「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法、避難時の心得 ◇避難所の運営方法 ◇食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等）の準備 ◇医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ◇水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策 ◇地域の地盤状況や災害危険箇所 ◇防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む） ◇帰宅困難者の心得 ◇救助救護の方法 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇ハザードマップ ◇飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備 ◇家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動 ◇発生した災害の情報及び市の対応　他

(2) 自主防災組織に対する震災知識の普及

危機管理課、管理課及び土木課は、自主防災組織のリーダーマニュアル、防災マップ及び災害時行動マニュアルの作成、配布等を通じて、地域の防災組織へ活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進するよう努める。

また、防災関係機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学会等により、知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流強化を図る。

(3) 園児及び児童・生徒に対する震災知識の普及

保育課及び学校教育課は、園児及び児童・生徒の発達段階や学級の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

(4) 事業所に対する震災知識の普及

危機管理課及び消防本部・消防署は、防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。また、防火の集い、研究会、講習会等を随時開催し、震災知識の普及に努める。

２　市職員等に対する震災知識の普及と防災行動力の向上

危機管理課及び消防本部・消防署は、市職員等に対して、研修の実施、防災ハンドブックの更新・配布等を通じて、震災知識の普及、防災行動力の向上に努める。

(1) 研修の実施

市職員をはじめ防災関係機関職員の防災に関する意識、知識及び防災行動力の向上を図るため、定期的に防災研修等を実施する。

(2) 研修のあらまし

職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には、率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の実施に万全を期するため、次のとおり、研修、講習会、講演会等を実施する。

①　新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新規採用職員研修の１項目として行う。また、実施の内容はおおむね次のとおりとする。

○　災害対策活動の概要　　○　防災関係職員としての心構え　　○　役割の分担

②　職場研修

災害時の担当職務が平時の担当職務と著しく異なるとき、及び困難又は特殊な職務を担当する所属においては、所属長は、定期的に実技習得演習を実施しなければならないものとする。実施の時期は、内容に応じて、所属長が決定する。また、実施の内容は、担当の応急業務により、実際的なケースを想定し、行うこととする。

③　その他の研修、講習会

その他必要に応じて、研修、講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修、講習会及び講演会等に職員を派遣する。

(3) 職員用「君津市災害時職員初動マニュアル」の更新

職員用「君津市災害時職員初動マニュアル」を更新し、非常時においては、応急対策活動マニュアルとして、平時には、職員研修用のテキストとして活用を図る。

第２節　地盤災害予防計画

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講ずるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

項　　目	担　　当
第１　土砂災害の防止	総務部危機管理課、建設部管理課・土木課・農林土木課・建築課、消防本部・消防署、県
第２　液状化対策	建設部建築課・かずさ水道広域連合企業団、防災関係機関
第３　地盤沈下の防止	県
第４　地籍調査の推進	建設部管理課

第１　土砂災害の防止

１　危険箇所の調査把握

(1) 土砂災害警戒区域等の調査把握

危機管理課、管理課、土木課及び消防本部・消防署は、県と協力し、土砂災害を未然に防止してその 被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努める。

(2) 土砂災害警戒区域等の公表・周知

危機管理課、管理課及び土木課は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害ハザードマップの作成、広報誌への記事の掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺の市民をはじめとする一般への周知を図る。

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の破損や市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」と指定している。

市は、その区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、避難行動要支援者の円滑な警戒避難体制に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) がけ近接危険住宅への防災知識の普及

建築課は、がけに近接する住宅の把握を行い、建築物の安全上必要な構造方式に関する防災知識の普及に努める。

※資料編　土砂災害（特別）警戒区域一覧

(4) 避難確保計画の促進

市は、土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で円滑な避難を要する施設の管理者等に対して避難確保計画の作成・提出、避難訓練の実施を促進する。

２　急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市(管理課及び土木課)と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第３条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行う。

■急傾斜地崩壊危険区域指定基準

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

○　急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ ○　急傾斜地の高さが５ｍ以上のがけ ○　急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が５戸以上あるもの、又は５戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

※資料編　急傾斜地崩壊危険区域一覧

(2) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

(3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施工することが困難又は不適当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、市民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

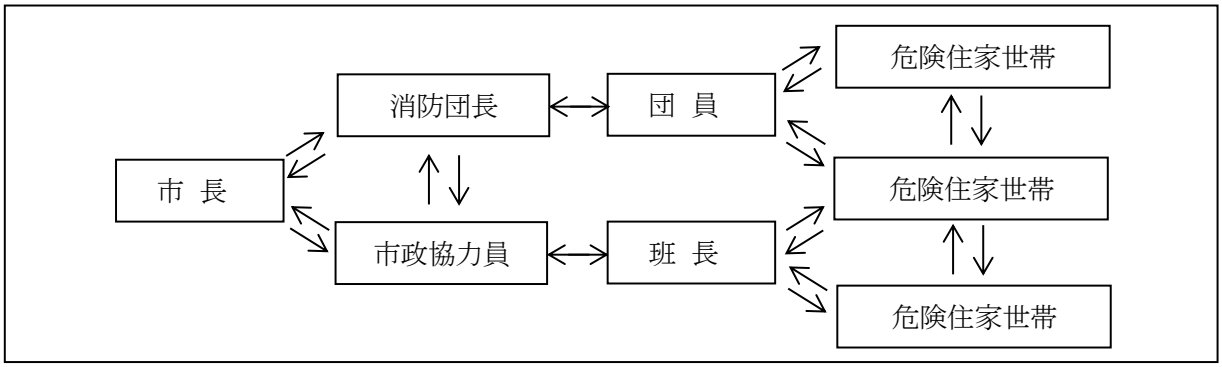
(4) 情報の伝達

危機管理課は、危険区域内にある住宅に対して避難指示等の伝達を迅速かつ的確に行えるように、防災行政無線の戸別受信機の設置に努める。

(5) 警戒避難体制の充実

危機管理課及び消防本部・消防署は、危険が予想される場合の防災パトロール、避難情報の伝達・周知方法、避難計画等についての体制を常にチェックし、充実を図る。

■通報体制



３　土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流の発生の危険性があり、１戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を生ずるおそれがある渓流をいう。

国土交通大臣は、砂防法第２条により砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、制限すべき土地について砂防指定する。また、砂防設備を要する土地について、千葉県知事は同法第５条に基づき砂防工事を施行し、国土交通大臣は当該工事が困難な場合等において、同法第６条に基づき砂防工事を施行する。

４　山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、「山地災害危険地区調査要領」により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区の調査を実施する。

５　宅地造成地災害対策

宅地開発事業に関する法令及び条例に基づき、宅地造成における、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止する。また、開発行為については、君津市宅地開発事業指導要綱に基づき、適切に指導を行い、秩序ある宅地の整備を図ることで、開発区域及びその周辺区域における災害を防止し、市民の良好な生活環境を保全する。

６　ため池等災害対策

(1) 県は、市（農林土木課）と協議のうえ、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、防災重点農業用ため池に指定する。

(2) 県は、防災重点農業用ため池について浸水想定区域図を作成し、市は市民への周知を行う。

(3) 市は防災重点農業用ため池の管理者と連携し、ため池決壊の前兆現象や災害発生時の情報を収集する。

７　孤立化対策

危機管理課は、孤立化のおそれのある集落について、自主防災組織を育成・強化し集落内の防災力の向上に努めるとともに、災害発生時における連絡体制を図る。

また、救出・救助や物資投下のための緊急用スペース等を確保しておく。

第２　液状化対策

市、かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合及び防災関係機関は、市の地盤特性から液状化現象の発生が予想される地域にあっては、地盤の不同沈下、陥没による建物の転倒、傾斜、沈下など液状化による被害を未然に防止するため、過去の地震等の教訓をいかし、所有・管理する建築物、地下埋設物、土木構造物等について必要な防止対策に努める。

建築課は、地域の地盤特性に関する情報や液状化防止に関する技術情報等について、千葉県が作成した「液状化しやすさマップ」等を活用したパンフレットの作成・配布等を検討し、建築物の液状化対策に関する普及・啓発に努める。

第３　地盤沈下の防止

県は、地盤沈下を防止するため、沈下の原因となる地下水くみ上げに対する規制について「千葉県環境保全条例」（平成７年千葉県条例第３号）に基づき適切な指導を行う。

第４　地籍調査の推進

管理課は、災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、地籍調査を推進する。

第３節　防災都市づくり計画

地震時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、地震火災の防止、道路、公園等の都市防災空間の整備充実、災害に強い市街地への改造、土地区画整理等による都市施設の先行的整備、避難地・避難路等の都市防災施設の整備、建築物の不燃化など災害に強いまちづくりを推進する。特に、女性、高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、外国人等の視点も踏まえながら、密集市街地でのきめ細かな防災対策を含めた総合的な都市防災対策を推進する。

項　　目	担　　当
第１　出火の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、事業所
第２　初期消火	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第３　延焼拡大の防止	総務部危機管理課、消防本部・消防署、消防団
第４　建築物不燃化の促進	建設部建設計画課・建築課、教育部生涯学習文化課
第５　防災空間の保全・確保	建設部管理課・土木課・公園緑地課・農林土木課
第６　市街地の整備	建設部建設計画課・公園緑地課
第７　建築物等の耐震対策	総務部危機管理課、建設部建築課
第８　ライフライン等の耐震対策	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、各事業者
第９　道路及び交通施設の安全化	建設部管理課・土木課、道路管理者、鉄道事業者
第 10　危険物施設等の安全化	消防本部・消防署

第１　出火の防止

１　一般家庭に対する指導

消防本部・消防署は、一般家庭内における出火を防止するため、自治会、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の地震の心得の普及及び徹底を図る。

２　住宅用防災警報器設置の遵守

消防本部・消防署は、消防法第９条の２及び君津市火災予防条例第２９条の２による住宅用防災機器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）が住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備を設置するよう指導する。

３　防災・防火管理体制の強化

消防法により防火管理者、防災管理者の選任義務のある施設に対し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備又は避難上必要な施設の維持管理について指導する。

また、統括防火管理者を定めなければならない施設に対しては、全体についての消防計画の作成、各種訓練の実施、避難上必要な施設の管理について各事業所の防火管理者と協議し、災害時には連携した対応がとれるよう指導する。

４　立入検査の強化指導

消防本部・消防署は、消防法第４条の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な検査等を実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め予防対策の万全を期す。

５　化学薬品等の出火防止

消防本部・消防署は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に実施し、保管の適正化の指導を行う。

６　消防同意制度の活用

消防本部・消防署は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第７条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

７　火災予防についての啓発

消防本部・消防署は、毎年春季及び秋季の火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で各種の啓発活動を実施する。

８　石油コンビナートの事故防止対策

石油コンビナート等特別防災区域として政令で指定された京葉臨海南部地区の特定事業所は、災害の発生を未然に防止するため、防火設備・資機材や事業所の保安管理体制、区域内における防災協力体制の整備を進めるとともに、防災訓練の充実、防災対策の調査研究に取り組むなど予防対策を実施する。

消防本部・消防署及び危機管理課は、京葉臨海南部地区の特定事業所における災害の発生及び拡大防止等について、関係法令及び石油コンビナート等災害防止法第 31 条に基づく「千葉県石油コンビナート等防災計画」により総合的な防災対策の推進を図り、もって、特別防災区域に係る災害から市民の生命、身体及び財産を保護する。

第２　初期消火

危機管理課及び消防本部・消防署は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。また、市民に対して、初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

第３　延焼拡大の防止

１　常備消防の強化

消防本部・消防署は、消防力を地震時においても最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、都市構造、災害態様の変化に応じ、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市が整備する、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するために財政援助を行っていく。

２　消防団の強化

消防本部・消防署は、災害時における消防団の消防力の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努めるとともに、老朽化した機庫の整備や車両、装備などの高度化を推進する。

また、消防団は、市民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行っていく。

消防団については、弾力的な組織運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進などについて配慮していくことが必要である。

■消防団員の確保のため留意すべき事項

○　消防団に関する市民意識の高揚 ○　処遇の改善 ○　消防団の施設・装備の改善 ○　女性消防団員の積極的確保、能力活用等 ○　機能別分団・機能別団員の採用の推進

３　消防水利の整備

災害時においては、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、危機管理課及び消防本部・消防署は、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

４　空中消火基地の維持

災害時、道路の寸断等により、消火活動に制約を受ける可能性が極めて高く、火災の拡大、山林への延焼が予想される。このため、危機管理課は、火災の拡大による民家への延焼、林野火災の拡大に対処するため空中消火基地等を今後とも維持管理していく。

また、公的建物の屋上の対空表示（ヘリサイン）等の設置に努める。

５　広域消防応援体制への対応

消防本部・消防署は、消防組織法第 39 条の規定により千葉県広域消防相互応援協定が締結されていることから、その運営の推進を図るとともに、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

第４　建築物不燃化の促進

１　防火、準防火地域の指定

建設計画課は、建築物が密集し、災害により多くの被害を生ずるおそれのある市街地における火災の危険を防除するため、県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

■防火地区・準防火地区の指定の現況

種　類	面　積
防火地域	－
準防火地域	48.0ha

２　屋根不燃化区域の指定

建築課は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第 22 条によるいわゆる屋根不燃化区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

３　文化財の防火対策

生涯学習文化課は、建築物等の指定文化財について屋内外消火栓等の設置を促進し、火災の危険の防除に努める。

第５　防災空間の保全・確保

１　農地・林地の保全

市街地内に残存する農地・緑地は火災の延焼防止や輻射熱遮断の機能を有していることから、建設計画課、公園緑地課は、各種優遇制度の活用や適正な土地利用を促すなどして、防災空間としての農地・緑地の保全を図る。

また、農林土木課は、水源涵養及び自然災害防止機能を有する森林について、造林補助制度を活用し、林地の整備・保全を図る。

２　都市公園の整備

都市公園は、市民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、公園緑地課は、計画的な公園整備を進めるとともに、防災施設の整備や火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

なお、首都直下地震等の大規模災害に備え、貞元地区において、平時には市民のスポーツ・レクリエーションの場として利用でき、災害時には多数の避難者を収容し応急対策拠点となる防災機能を有する総合公園の整備を推進し、当該公園と内みのわ運動公園を広域避難場所として位置付けるものとする。

※資料編　都市公園の整備状況

３　道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の整備は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、管理課及び土木課は、都市計画道路並びに孤立集落を結ぶ市道について道路、橋梁等附帯施設の整備を進め、がけ崩れ、土石流、洪水流出等からの保全を図る。

生活道路については、防災対策、安全対策等に配慮して、幅員４ｍ以上の確保を原則として、狭い道路の解消に努める。また、道路舗装、側溝の整備、歩道の整備等を推進して、生活道路の向上に努める。

※資料編　市道及び橋梁の整備状況

第６　市街地の整備

都市の防災性を向上させるためには、道路、公園、下水道等の都市基盤整備を計画的に進めるとともに、土地利用の適正な誘導を図る必要がある。

このため、建設計画課、公園緑地課は、土地利用計画、都市計画、市街地整備計画といった全市的な計画に防災的観点を一層取り入れ、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

とりわけ、小規模木造住宅が密集し、道路が狭く緊急車両の通行が困難な地区は、道路及び避難地等の整備を図るとともに、延焼被害をもたらすおそれの高い老朽木造建築物等の改善を推進する。

また、公園緑地課は、広域避難場所として防災機能を有する総合公園の整備を推進し、大規模災害時における市民の安全な避難空間の確保に努める。

第７　建築物等の耐震対策

１　「君津市耐震改修促進計画」の推進

「君津市耐震改修促進計画」に基づき、市街地の耐震性確保の観点から緊急性の高い施設の所有者等に対して、県と連携を図りながら耐震改修等の実施に向けた指導に努め、耐震改修の促進を図る。

２　ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策の推進

(1) ブロック塀等の安全対策

建築課は、小中学校・保育園等の通学路に面した、また、避難所周辺区域のブロック塀等を対象に点検パトロールを実施し、危険なものについては、所有者に対して、生け垣、フェンス等への転換促進など改善指導を徹底する。

(2) 落下物防止対策

建築課は、「千葉県落下物防止指導指針」に基づき、建築物の窓ガラス等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、専門知識の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

３　建築物等の安全対策の啓発

建築課は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するため、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

４　家具・大型家電の転倒防止

危機管理課は、家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、ホームページ、広報誌、各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

第８　ライフライン等の耐震対策

各ライフライン事業者は、災害時の施設被害を最小限にとどめるため、事業計画等に基づき施設の耐震性の強化及び代替性の確保等を図り地震に強いライフラインづくりを行っていく。

１　水道施設

かずさ水道広域連合企業団は、水道施設の耐震性を強化するとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、地震発生に伴う被害を最小限にとどめる。また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

■水道施設の整備

○　石綿セメント管の更新
○　緊急時給水拠点の確保
○　緊急遮断弁の設置
○　緊急連絡管の整備
○　水源（井戸等）の耐震化対策

２　下水道施設

君津富津広域下水道組合は、処理場及び管路施設について耐震化等の整備を進め、地震時においても最低限必要の排水機能が確保されるように努める。また、施設の維持、管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。

３　電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社木更津支社は、地震時における電力供給確保の観点から電力施設の耐震性の確保及び代替電力の確保を図る。

また、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

４　ガス施設

東京ガス株式会社／東京ガスネットワーク株式会社は、ガス製造設備、ガス供給設備などのガス施設（都市ガスに限る）の耐震性の向上及び安全性を確保するとともに、供給系統の多重化・拠点の分散、緊急遮断弁の設置、保安用電力の確保等を進め、二次災害の防止を図る。

５　通信施設

ＮＴＴ東日本株式会社は、通信施設・設備の耐震性の強化を図るとともに、施設・設備が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう二次的な通信施設の整備を図り、災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達の確保と混乱の発生を防止する。

第９　道路及び交通施設の安全化

道路、鉄道等は、震災時において、救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努める。

１　道路

管理課及び土木課並びにその他道路管理者は、救援救護活動、緊急物資の輸送等防災上重要な路線を重点的に、拡幅整備や必要な補修等を実施する。

２　橋梁

管理課及び土木課並びにその他道路管理者は、市街地や主要路線上の老朽橋及び耐荷力の不足している橋梁について、災害時に必要な輸送機能を確保できるように耐震対策を実施する。

３　鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成 13 年６月国土交通省通達）等に基づき、耐震列車防護装置整備の改良や構造物の耐震化を推進し、災害時の安全確保に努める。

第 10　危険物施設等の安全化

１　危険物施設等の保安監督の指導

消防本部・消防署は、消防法の規制を受ける危険物施設等の管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法第 16 条の５の規定に基づく立入検査等を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

第４節　防災施設・救援救護体制整備計画

地震災害から市民の生命や財産を守るために、防災拠点、備蓄拠点、消防施設・設備、無線施設の各種防災施設、防災用資機材等の整備を推進する。

項　　目	担　　当
第１　防災拠点の整備	総務部危機管理課
第２　備蓄体制の整備	総務部危機管理課、経済環境部経済振興課
第３　消防設備等の整備	消防本部・消防署
第４　水防用資機材の整備	総務部危機管理課、建設部管理課・土木課、消防本部・消防署
第５　給水体制の整備	総務部危機管理課、かずさ水道広域連合企業団
第６　救急・救助体制の整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障がい福祉課、健康こども部こども政策課・保育課、消防本部・消防署
第７　応急医療体制の整備	健康こども部健康スポーツ課
第８　避難施設の整備	総務部危機管理課
第９　安全な避難の確保	総務部危機管理課、市民生活部市民生活課、建設部建築課、消防本部・消防署、消防団
第 10　陸上緊急輸送の環境整備	総務部管財課、企画政策部企画調整課、経済環境部経済振興課、建設部管理課・土木課
第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保	総務部危機管理課、消防本部・消防署
第 12　防災ボランティア活動の環境整備	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、福祉部厚生課
第 13　帰宅困難者対策の推進	総務部危機管理課
第 14　燃料対策	総務部管財課、経済環境部環境保全課

第１　防災拠点の整備

危機管理課は、災害用備蓄倉庫、耐震性貯水槽、非常用電源設備（重要負荷対応兼用）、通信施設等を備えた防災拠点の整備に努める。

なお、この防災拠点は、平時、市民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育の場として活用する。

また、公園緑地課は、大規模災害時には広域避難場所として防災機能を有する総合公園の整備を推進し、市民の安全な避難及び救援活動の拠点を確保する。

第２　備蓄体制の整備

危機管理課は、大規模な災害の発生に備え、必要となる食料、生活必需品等の物資について多様なニーズを満たすことができるよう、適切な備蓄及び調達体制を整備する。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄又は、避難場所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努め、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

１　備蓄品の整備

危機管理課は、備蓄施設として防災倉庫等を引き続き整備し、新物資システム（B-PLo）を活用し、緊急用食料、生活必需品及びその他の応急対策用資機材の備蓄量の増加を図る。また、君津市への影響が大きく、３０年以内の発生確率が高い千葉県北西部直下地震が発生した際の避難者数（７日間累計値）等を基準に以下の備蓄に努める。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、随時入替え・更新を行い、あるいは適宜点検整備を実施するなどして、品質管理及び機能維持に努め、災害時の被災者の救助活動の円滑化を図る。

■品目ごとの備蓄目標

品　目	計算式	目標量	備　考
食料 （一般向け）	44,265 人×70%×3 食×0.733	68,200 食	3～69 歳人口比 73.3% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
食料 （要配慮者）	44,265 人×70%×3 食×0.267	24,900 食	2 歳以下乳児・70 歳以上高齢者の人口比 26.7% 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
飲料水	44,265 人×70%×3 ℓ	93,000ℓ	１日につき 500ml ペットボトル６本 避難者の 30%は必要分を持ち込む想定
毛布	44,265 人×50%×1 枚	22,200 枚	避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
簡易トイレ	61 避難所×4 基	250 基	スフィア基準（20 人当たり 1 基かつ男女比 1:3（最低 4 基必要））を満たすように計算。 ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算
トイレ用 消臭袋・凝固剤	8,742 人×5 回	43,800 枚 43,800 個	1 日 5 回（避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）による。） ※仮設トイレに切り替えることを想定して 3 日目までの避難者数で計算
生理用品	44,265 人×50%×6 枚×0.048125	6,400 枚	12～51 歳女性の人口比 19.25%÷4≒4.8125%相当 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ （乳幼児）	44,265 人×50% ×6 枚×0.023	3,100 枚	0～3 歳人口比 2.3% 1 日につき 6 枚 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
紙おむつ （大人）	44,265 人×50%×2 枚×0.0209	1,000 枚	要介護 3 以上人口比 2.09% おむつ 1 日につき 2 枚 パッド 1 日につき 6 枚（セット） 避難者の 50%は必要分を持ち込む想定
尿取りパッド （大人）	44,265 人×50%×6 枚×0.0120.0209	2,800 枚	
〈参考〉			
ブルーシート （防水シート）	44,265 人÷300×50 枚	7,400 枚	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚

※目標量は、百の位未満を切り上げて処理（簡易トイレは十の位未満を切り上げ）。

※備蓄品について、網羅的に記載したものではない。

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

２　備蓄庫等の整備

危機管理課は、避難所となる市立小・中学校を対象に防災倉庫を設置し、被災者の一時的生活にとりあえず必要な食料・生活必需品等を備蓄し、初期救援活動の円滑化を図る。

３　緊急調達体制の整備

危機管理課及び経済振興課は、市内各事業所等との協定締結を推進し、物資の確保に努める。また、災害時に積極的な協力が得られるよう、平時からのコミュニケーションの強化に努める。

さらに、「新物資システム（B-PLo）」により備蓄情報を共有化し、備蓄等の活用を図る。

また、各家庭及び事業所においては、最低３日、推奨１週間の食料等の備蓄を奨励する。

※資料編　災害協定一覧

４　備蓄情報の公表

危機管理課は、備蓄状況について、年に１回、広く住民に対し公表するものとする。

第３　消防設備等の整備

消防本部・消防署は、大規模な震災の発生に備えた消防力の充実・強化を図るため、老朽化した消防本部・消防署の整備や維持管理及び車両、訓練施設の高度化を推進する。また県の「消防防災施設強化事業補助金」等を活用して消防関係施設・設備の整備に努める。

第４　水防用資機材の整備

危機管理課、管理課、土木課及び消防本部・消防署は、洪水、溢水等の緊急事態に対処するため整備している水防用資機材について、地震による堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう必要な整備に努める。

第５　給水体制の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、市民の生命維持の上から最小限必要な飲料水を最も優先して確保する。併せて、最低限必要の生活用水の確保と給水体制等の整備について、万全を期するものとする。

なお、生命維持の上から最低限必要な分として、飲料水１人１日３ℓずつ３日分を確保し、４日目以降の飲料水及びその他最低限必要の生活用水として、１人１日 20ℓを４日分（混乱期３日、復旧期４日と想定した日数）確保することを目標とする。

１　貯水槽、震災対策用井戸の整備・指定及び災害時生活用水協力井戸の登録促進

危機管理課は、道路の破損その他により被災地への搬送が困難になる事態を想定し、初期応急生活用水の給水施設として、避難所となる市立小・中学校等に生活用水兼用貯水槽及び震災対策用井戸の整備に努める。

また、市民又は市内事業所に対して、災害時生活用水協力井戸への登録を呼びかけ、災害により水道による給水が困難になったときに、飲料水以外の洗濯、トイレ等に使用する生活用水を地域住民等に提供できるよう努める。

２　ろ過浄水機等給水用資機材の配備

危機管理課は、市立小・中学校プールや河川等の水をろ過し、飲料水として使用するため、ろ過浄水機の各地域への配備を進める。

３　給水用資機材の整備

危機管理課は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、被災者への円滑な給水活動が行えるよう、給水用資機材の整備・充実を図る。特に給水車、タンク車から被災者へ給水する場合には、ポリタンク、ビニールバケツ等が必要であるため、応援団体の協力を得て調達する。

４　協力体制の整備

危機管理課は、市民・自治会役員・自主防災組織・消防団等に対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、災害時給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

特に、各家庭においては、次のような飲料水、生活用水の備蓄を奨励する。

○　家族数に合わせて、最低１人１日３ℓの飲料水を、最低３日、推奨１週間分備えておく（日頃、こまめに取り替える）。
○　風呂の残り湯をとっておくことや、洗濯機に水を溜めておき、断水時の生活用水に使用できるようにしておく。

また、市はかずさ水道広域連合企業団と協力し、県内水道事業体、水道用水供給事業体及び管工事業協同組合と協力体制を確立し、災害時応急給水に対応する。

第６　救急・救助体制の整備

１　救急・救助体制の整備

消防本部・消防署は、広域的又は局地的に多数発生することが予想される救急・救助要請に対して、迅速で的確な人命救助活動ができるように、より高度な知識・技術をもつ消防隊員の育成に努めるとともに、高規格救急車両の配備や救助資機材の整備を進め、必要な体制の整備を図る。

また、市内医療機関及び最寄りの救急医療機関相互の情報通信機能を確保・充実し、各機関の連携のもとに、迅速で的確な応急救護活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

２　消防団の応急救護活動能力向上の推進

消防本部・消防署は、消防団に対して、救急救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進し、その応急救護活動能力の向上に努める。

３　市民指導の推進

消防本部・消防署は、市民の自主救護能力を向上させるために、応急救護知識、技術の普及活動の推進を図る。

４　避難行動要支援者に対する救護体制の整備

危機管理課、企画調整課、厚生課、こども政策課、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障がい福祉課は、ひとり暮らしの高齢者や、心身の不自由な者、また、日本語を理解できない外国人、乳幼児等いわゆる要配慮者に対する人命の安全確保を図るため、必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみでの救護体制の充実を図る。

第７　応急医療体制の整備

健康スポーツ課は、災害のため広域的又は集中的に発生する軽・重傷者に対する医療救護活動が円滑に行われるよう、君津木更津医師会その他の関係機関の協力により、初動医療体制の整備、医薬品の確保等を積極的に推進する。

１　初動医療体制の整備

(1) 救護班編成への備え

健康スポーツ課は、災害時の救護班編成に備えて、君津木更津医師会等と連携して、災害発生時における迅速な緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

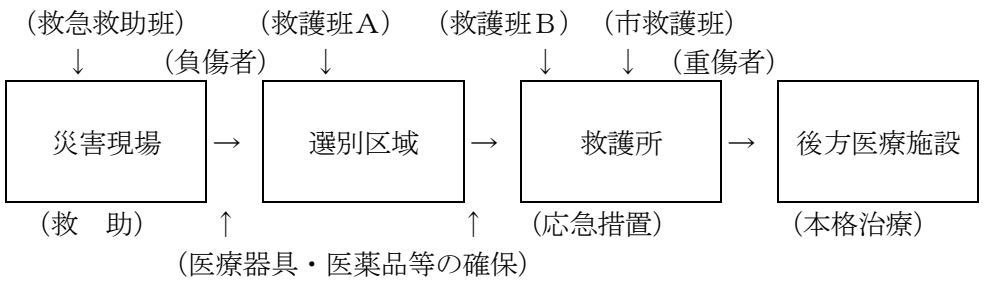
(2) 後方医療体制の整備

健康スポーツ課は、災害等による負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるように、災害拠点病院（君津中央病院）の利用体制を整備する。また、後方医療施設の拡充・強化を図るよう県その他の関係機関に要請する。

２　医療器具及び医薬品の確保

健康スポーツ課は、避難所指定施設等に災害対策用医薬品セット（救急箱）等を配備するなど、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材を君津保健所（健康福祉センター）、君津木更津医師会及び NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会と連携して、備蓄配備を行う。また、市内医薬品販売店等と協定を締結し、災害時の調達手段を講じておく。

■応急医療救護の流れ



※「救急救助班」とは、消防本部・消防署が組織する消防隊、救急隊、救助隊をいう。
※「救護班Ａ」とは、医師会等が組織する医療救護班をいう。災害現場直近の比較的安全な広場等に運び込み、また、負傷者の軽・重の選別を行う。
※「救護班Ｂ」とは、医師会等が組織する医療救護班をいう。災害地域にある学校等に設けられた救護所で緊急医療を施し、後方医療施設での本格的治療に移行させる。あるいは中等以下程度の負傷者の応急治療を行う。
※「市救護班」とは、一般社団法人君津木更津医師会長、一般社団法人君津木更津歯科医師会長及び日本赤十字社千葉県支部君津市地区長が、市長の要請に応じて編成・救護所へ派遣するもので、負傷者の緊急度の判定（トリアージ）、傷病者に対する応急措置等を行う。
※「後方医療施設」とは、医療救護所では対応困難な重傷者等の治療・処置を行う君津中央病院、救急告示医療機関等をいう。

第８　避難施設の整備

１　避難場所等の指定、整備

危機管理課は、災害対策基本法第 49 条の４～８により、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに選定し、「指定緊急避難場所」として指定する。また、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、避難者や住居の確保が困難な被災者等を一時的に滞在させる施設を、政令で定める基準に適合する公共施設等から選定し、指定避難所として指定する。加えて、市民等に対し、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと及び指定避難所の場所、収容人数等について、日頃から周知徹底に努めるものとする。

なお、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は取り消しを行うときは、当該指定緊急避難場所及び指定避難所の管理者（市管理施設を除く）の同意を得るとともに、県知事への通知及び公示を行う。

また、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、千葉県防災会議「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」、県の「災害時における避難所運営等の手引き」に留意して避難場所の環境整備、備蓄品及び避難所運営マニュアルの整備等を推進する。

さらに、公園緑地課は、市内において大規模災害時に広域避難場所として防災機能を有する総合公園の整備を推進し、多数の避難者を収容できる安全な空間の確保に努める。

○　避難所の開設が予定される施設の耐震化及び液状化対策を実施するとともに、対象地域の被災市民を収容できる規模となるよう整備に努める。
○　避難所となる建物については、必要に応じ、換気、空調、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
○　上記の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図るとともに、エネルギーの多様化に努める。
○　避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
○　避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
○　避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるよう努める。
○　避難生活の長期化、高齢者、障がい者等の要配慮者に対応するため、特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。
○　福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
○　女性や乳幼児に配慮した避難生活環境の整備に努める（女性用トイレ、離乳食等）。
○　感染症対策（新型コロナウイルス感染症を含む）に配慮した避難所運営マニュアルの見直し、研修等に努める。
○　トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレやトイレトレーラー等を活用し、快適なトイレの設置に配慮するよう努める。
○　保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。
○　指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討する。
○　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。
○　「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、被災者支援等の観点から家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。

２　避難所予定施設の鍵の保管等

避難所予定施設の各管理責任者は、災害時に迅速な開設を行えるよう、平時から訓練を実施し、開設実務の習熟に努めるとともに、鍵の保管方法等を所属職員に周知徹底する。

※資料編　指定避難場所一覧

第９　安全な避難の確保

１　避難路及び避難場所の周知

危機管理課は、災害時に市民が安全に避難できるように避難場所及び避難路について、市広報誌及びホームページへの掲載やハザードマップの活用等により、また、防災訓練や自主防災組織等を通じて、その周知徹底を図る。

２　標識等の整備

(1) 避難場所周辺の安全性確保

危機管理課及び市民生活課は、避難場所周辺について、安全性の検討を行い、見直し整備を進める。

(2) 誘導標識等の整備

危機管理課及び市民生活課は、既に設置済みの誘導標識、避難場所明示標識の維持管理を行うとともに、障がい者、こども、外国人への配慮等をも含めた内容の再検討を行い、適切なものの整備・増設を進める。

(3) 避難場所案内図の整備

危機管理課及び市民生活課は、地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている市民に対しても避難場所としての周知を図るため、適切な避難場所案内図の整備を進める。

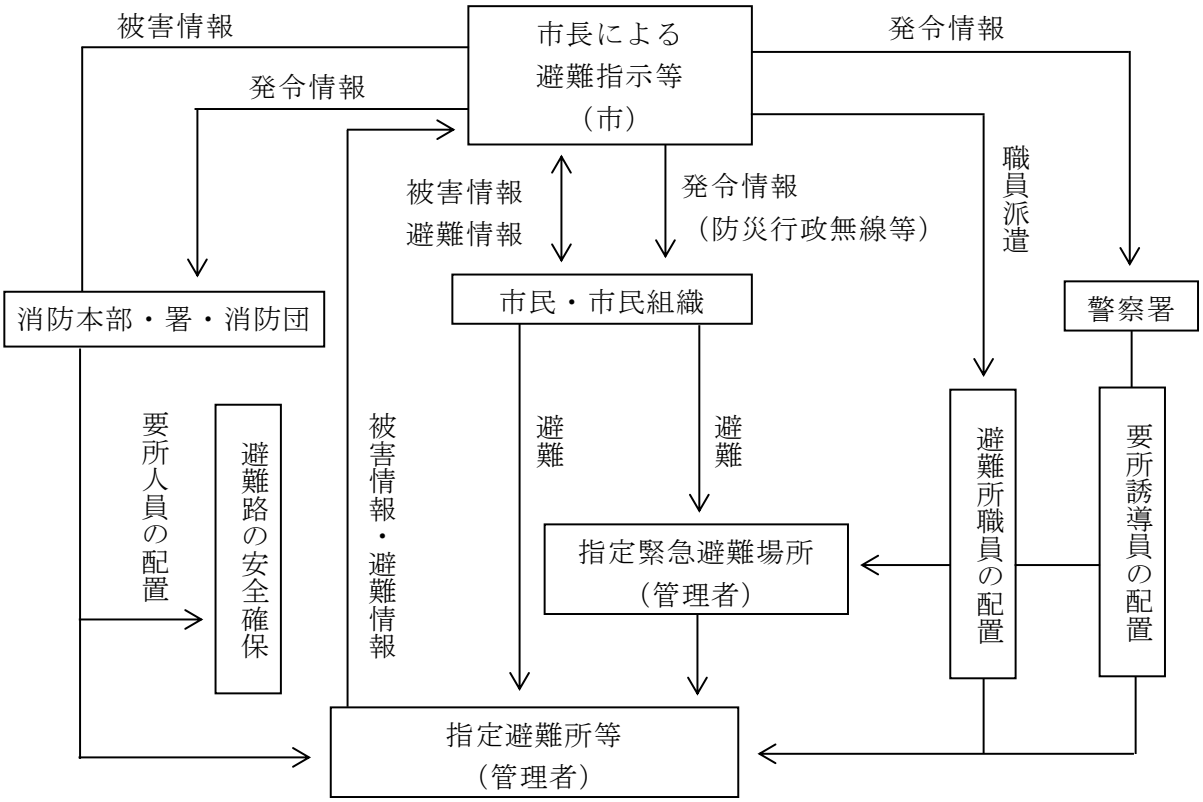
３　避難誘導体制の整備

危機管理課、市民生活課及び消防本部・消防署・消防団は、災害時において、地域ごとの延焼火災発生状況や浸水状況等について迅速に把握し、また、関係機関、近隣市町等との連携により適切な避難誘導を行うために必要な体制の整備を進める。

４　避難道路の安全化

危機管理課、建築課及び消防本部・消防署は、避難道路を火災から防護するため、避難道路に面する建物の不燃化促進に努める。また、市民による初期消火体制の充実強化に努める。

■災害時の避難誘導体制の概念



第 10　陸上緊急輸送の環境整備

１　緊急輸送道路等の整備

管理課及び土木課並びにその他道路管理者は、君津市における千葉県緊急輸送道路及び主要道路の必要な維持補修を進め、迅速かつ適切な輸送体制の確保に努める。

（１）君津市における千葉県緊急輸送道路

○東関東自動車道館山線	○国道１６号
○国道１２７号	○国道４１０号
○国道４６５号	○県道君津大貫線
○県道君津青堀線	○県道君津鴨川線
○県道君津平川線	○県道千葉鴨川線

（２）市の主要道路

市は、都市計画マスタープランの道路ネットワーク整備方針図に掲げられている道路と、県の指定する緊急輸送道路及び市の重要な拠点となる広域避難場所等の施設とを結ぶ道路を主要道路に位置付ける。

２　集積場所・輸送拠点の指定

経済振興課は、災害時における物資の受入れ、一時保管及び市内各地域への配布を効率的に行うため、道路管理者の協力を得て集積場所及び輸送拠点の指定を行う（第２章 第 11 節 第４参照）。指定された施設については、施設の出入口付近等に「災害時物資集積場所」又は「災害時物資輸送拠点」の標識等を設置する。

また、その必要があると認める施設については、緊急度に応じて、災害時の物資の受入れ、保管及び中継物流機能を果たすために必要な施設・設備の整備を順次行う。

３　民間との協定締結の推進

管財課・企画調整課は、災害対応を行う人員・応急資機材の輸送を迅速かつ効率的に行えるよう、市内のバス輸送機関、トラック輸送機関及びその他の関係事業所と緊急時の車両等供給協定の締結を推進する。

第 11　ヘリコプター臨時離発着場の選定・確保

危機管理課及び消防本部・消防署は、万一落橋その他により、車両による輸送が不可能になった場合に備えて、空輸による緊急輸送を想定し、市内の公共施設及びそれに準ずる施設の中から、ヘリコプターの離発着可能な場所を選定・確保する。

■ヘリコプター臨時離発着場の指定基準

○　30m×30m以上の面積があり、周囲に障害物がないこと
○　施設の周囲のうち、少なくとも１～２方向に電柱、高圧線、煙突その他の高層建築物がないこと
○　ヘリコプターの離着陸に際しては、約 20m／秒の横風があるのでその風圧を考慮すること
※面積は、機種の大小、夜間・昼間の別により異なるが、例えば目安として、以下が最小限度必要となる。

機　種	必要地積（最小）
ＯＨ-６Ｊ×１	約 30m× 30m
ＵＨ-１Ｈ×１	約 36m× 36m
ＵＨ-６０×１	約 50m× 50m
ＣＨ-４７×１	約 100m×100m

※資料編　ヘリコプター発着場適地一覧

第 12　防災ボランティア活動の環境整備

１　ボランティア受入れ体制の整備

企画調整課及び厚生課は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう市社会福祉協議会等関係団体と協議して必要な環境整備を行うとともに、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織などへ協力を要請する。

２　ボランティアの防災対応力の向上

危機管理課、企画調整課及び厚生課は、市、県、日本赤十字社千葉県支部等が開催する研修、講習会への参加を働きかけ、ボランティアリーダー及びコーディネーター等の養成に努め、ボランティアの防災対応力の向上に努める。

３　ボランティア活動の普及・啓発

危機管理課及び企画調整課は、厚生課、市社会福祉協議会と連携して、災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため、市民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。

また、「防災とボランティアの日」（１月 17 日）、「防災とボランティア週間」（１月 15 日から 21 日まで）、「防災の日」（９月１日）、「防災週間」（８月 30 日から９月５日まで）の諸行事を通じ、市民のボランティア意識の醸成等を図る。

第 13　帰宅困難者対策の推進

１　帰宅困難者対策の周知、普及・啓発

危機管理課は、市広報誌、ホームページ及びリーフレット等により、帰宅困難な状況に陥った場合における基本的な心得「むやみに移動を開始しないこと等」や、九都県市首脳会議における情報提供・徒歩帰宅支援等の取決め、県の対応指針等について、周知、普及・啓発を図る。

また、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の使用について普及・啓発を図る。

２　事業所等への要請

災害時に交通が途絶した場合に、事業所、学校、大規模集客施設等の従業員、生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれがある。このため、危機管理課は、これら施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

３　一時滞在施設の確保と周知

危機管理課は、市有施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。民間施設については、危機管理課が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。また、危機管理課は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

４　帰宅支援対策の準備

危機管理課は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等検討結果の周知を行うとともに、市内事業者との間で協定の締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保する等の支援対策を講ずる。

第 14　燃料対策

１　燃料供給体制の整備

管財課は、災害協定に基づき、緊急車両への優先給油や災害対策施設（災害対策本部、避難所、病院等）への燃料供給について実施体制を整備する。

※資料編　災害協定一覧

２　省エネルギー・太陽光発電等の推進

環境保全課は、大震災時の電力不足を解消・軽減し、エネルギーの有効活用を促進するため、住宅用省エネルギー設備等を設置する個人に対し、設置費用の一部を助成する。

施設管理担当課は、新たに建設する公共施設に対し、財政負担の最適化を考慮のうえ、可能な限り太陽光発電システム等の導入に努める・

新時代を見据えたクリーンエネルギー・省エネルギーの導入については、行政、民間事業者、一般家庭とともに、社会全体の課題として捉え考えていく。

第５節　津波災害予防計画

本市の北西地域は東京湾に面しており、津波発生時による被害を受けやすい地理的環境にある。

今後、1854 年の安政東海地震以来の地震活動の空白域である東海地方をはじめとする関東近海の地震が発生した場合ばかりでなく、遠隔地の地震が発生した場合においても、津波の来襲が懸念される。

とくに東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかはわからない状況であるため、市は、県と連携して、津波災害の防止を図るため事業を実施するとともに、関係機関と協力して避難対策等を推進する。

津波対策の推進に当たっては、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、デジタル技術を活用するよう努める。

また、市は、本計画、都市計画、立地適正化計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、防災、まちづくり、建築等を担当する各部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。

項　　目	担　　当
第１　津波防災施設の整備	総務部危機管理課、県
第２　津波に対する自衛体制の確立	総務部危機管理課、消防本部・消防署、県、海上保安署、港湾及び漁港管理者

第１　津波防災施設の整備

１　防災施設の点検、診断及び改修、補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。このため、県は、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

２　避難施設等の設置

国の平成 29 年 7 月 5 日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短い時間での避難が可能となるよう、避難場所、避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

第２　津波に対する自衛体制の確立

１　津波情報受伝達対策の推進

(1) 休日・夜間等における体制強化

危機管理課及び消防本部・消防署は、休日・夜間等勤務時間外における津波情報受伝達体制を整備し、迅速な情報伝達に努める。

(2) 千葉県防災情報システムの活用

危機管理課及び消防本部・消防署は、千葉県防災情報システムによるポップアップ通知を活用し、津波情報の迅速な収集・伝達に努める。

２　市民等への情報伝達体制の確立

危機管理課及び消防本部・消防署は、あらゆる広報媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン、半鐘等）や組織等を活用し、津波情報の迅速かつ的確な伝達体制の整備に努める。

(1) 防災行政無線の整備活用

市民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線が整備されており、危機管理課は、今後ともその拡充、更新を進めるとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図る。

(2) 地域団体等の自主的情報伝達体制の育成

危機管理課及び消防本部・消防署は、市民等に対する津波情報伝達がなされたときに、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に活動できる組織体制を指導育成する。

(3) 津波の海面監視、情報連絡

危機管理課及び消防本部・消防署は、防災関係機関、臨海部に立地する事業所等との相互協調のもとに役割分担を定め、強い地震（震度５強以上）を感じたときは、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、直ちに安全な場所で海面監視を実施し、津波等の異常発見と情報連絡に努める。

３　津波避難体制の確立

(1) 市の避難指示の体制整備

危機管理課は、消防本部・消防署と連携して、気象庁が発表する津波予報を基本とし、海面監視、市民等の情報、テレビ、ラジオ等の情報を積極的に収集し、それらの総合的判断のもとに、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、早期に避難指示ができる組織体制を確立する。

■避難指示に当たっての留意事項

○　強い地震（震度５強以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市長は必要と認める場合、臨海部にいる者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
○　地震発生後、気象庁より大津波警報、津波警報が発表されたときには、市長は、臨海部にある者、付近の市民等に直ちに退避し、急いで高台や津波避難ビル等安全な場所に避難するよう指示する。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波注意報・警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

(2) 市民の避難誘導

危機管理課は、防災行政無線、広報車、メガホンの連呼等による指示誘導体制を基本とし、避難誘導を迅速的確に実施し得る体制を確立するとともに、自主避難等を容易にするため、避難地案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

また、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」及び、県の「災害時における避難所運営等の手引き」に基づき、日頃から、自力避難の困難な高齢者、障がい者などの避難行動要支援者の所在把握や迅速かつ的確な避難誘導を行うために防災関係機関、自主防災組織、近隣の市民等と連携した安否確認・避難誘導体制を整備するとともに、これら避難行動要支援者に配慮した構造・設備、運営体制を有する避難所の確保に努める。

(3) 市民等の自主避難

危機管理課は、市民等の避難誘導を自治会、自主防災組織等の役割として明確に位置付け、これらと行政機関とが連動し早期に自主的な避難ができる体制を確立する。

(4) 船舶避難

海上保安署は、津波発生時において、海運事業者を通じて港内在泊の貨物船に対し、避難等を促す警戒体制の勧告を行う。

県、港湾管理者及び漁港管理者は、津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

４　津波広報、教育、訓練の実施

(1) 津波に関する共通認識の啓発

危機管理課は、「地震イコール津波・即避難」の認識が、臨海地域に限らず市の全域的に共通認識として定着するよう、その啓発に努める。

特に、国の津波対策関係省庁連絡会議の「沿岸地域における津波警戒の徹底について」で示された「強い地震等を感じたら、市民等は臨海部から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本とした広報文例「津波に対する心得」を参考に、日頃から広報誌、パンフレット、ホームページ、学校教育、生涯学習等を通じて「津波災害」について周知徹底に努める。

(2) 津波に対する防災意識の高揚

危機管理課は、避難対象地域、避難場所及び避難困難地域における避難ビル等の標識（示）板並びに海抜高標示板等の掲出に努めるほか、防災講演会等の開催を通じ、津波に関する意識の高揚を図る。

また、津波ハザードマップの作成・普及とともに、災害時に取るべき行動をわかりやすく整理した地区別防災カルテ等を作成し、日頃からこれらを配布するなどして、市民等への周知に努めるほか、自主防災組織等の市民が主体となって、より実情に即した避難計画を定めるよう指導する。

さらに、駅・宿泊施設等に津波ハザードマップの掲示のほか、避難場所・避難路の誘導標示などにより周知を図る。

(3) 津波に関する広報の永続的、効果的実施

危機管理課は、広報誌、パンフレット、インターネット等の多種多様な広報媒体を活用するとともに、防災訓練、防災講演会、地域会合等あらゆる機会をとらえて繰り返し、わかりやすい津波に関する広報に努める。

(4) 津波防災訓練の実施

危機管理課は、市民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、市民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

訓練の実施に際しては、特に要介護者、障がい者等の避難行動要支援者に十分配慮し、その所在把握、避難、救出救護等の訓練を取り入れるとともに、自主防災組織、近隣の市民、避難行動要支援者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求め、津波災害に対する意識を高めていく。

なお、津波防災訓練は津波防災の日（11 月５日）に実施するものとする。

第６節　情報連絡体制・確保計画

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

項　　目	担　　当
第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備	総務部危機管理課
第２　警察通信施設使用への備え	総務部危機管理課
第３　災害通信施設の整備等	総務部危機管理課
第４　非常通信体制の整備強化	総務部危機管理課
第５　その他の通信手段の活用	総務部危機管理課

第１　千葉県防災情報システムの活用体制の整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市等の間での、被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化、共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」を運用している。

このため、災害に係わる情報の収集、伝達、処理、分析、調整、決定等を迅速かつ的確に行うことができるように、危機管理課は、「千葉県防災情報システム」の有効活用体制の整備を図る。

併せて、

※資料編　千葉県防災行政無線回線構成図

第２　警察通信施設使用への備え

災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、危機管理課は、警察との間での連絡体制を整備・確認しておく。

第３　災害通信施設の整備等

危機管理課は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による緊急地震情報、津波情報等の伝達をはじめ、大規模災害時に市民等への情報提供や被害情報等の収集伝達が的確かつ円滑に行われるよう、市防災行政無線等の整備拡充に努める。

特に、既設の通信機器及び機材については、常に活用できるように定期的に点検整備を行うとともに、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

※資料編　君津市防災行政用無線局管理運用規程

第４　非常通信体制の整備強化

１　非常通信体制の整備強化

危機管理課は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第 52 条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

また、危機管理課は、緊急を要する通信を確保し、又は優先通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するようＮＴＴ東日本株式会社及び各施設管理者の協力を得ておく。

２　非常通信訓練の実施

危機管理課は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通信の伝送訓練等を行い通信方法の習熟に努める。

第５　その他の通信手段の活用

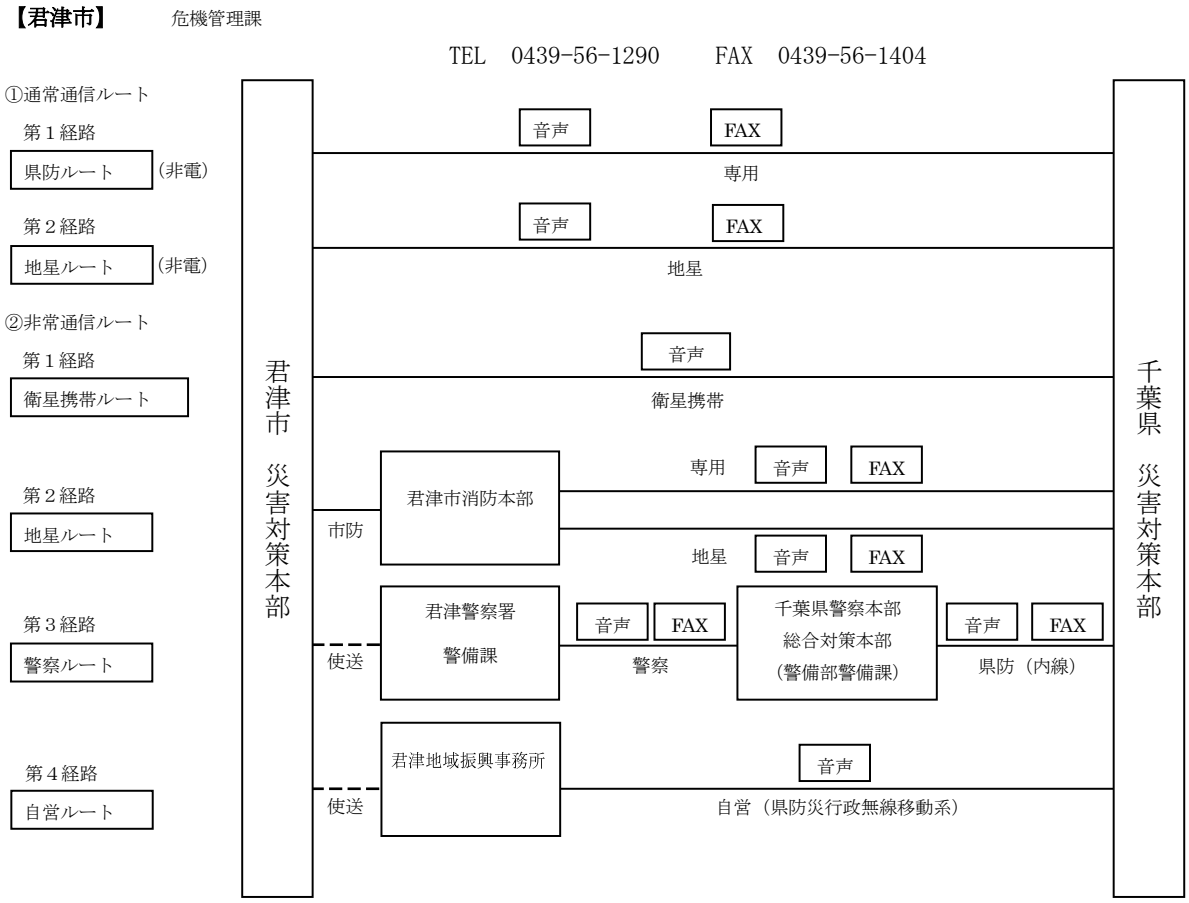
１　アマチュア無線の活用

危機管理課は、アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう平時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

２　その他通信網の確保

危機管理課は、安心・安全メール、ＳＮＳ等、災害時における多様な通信連絡網の確保に努める。

■非常通信ルート



第７節　要配慮者の安全確保対策

近年、高齢化、国際化の進展等により、災害時には高齢者、傷病者、障がい者など配慮や支援を必要とする方の犠牲が目立っており、阪神・淡路大震災やその後の震災においても多くの要配慮者といわれる人々が犠牲となった。このため、災害から要配慮者を守るため安全確保対策の一層の充実を図る。

項　　目	担　　当
第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応	総務部危機管理課、福祉部厚生課・高齢者支援課・介護保険課・障がい福祉課、健康こども部こども家庭センター・保育課
第２　福祉施設における防災対策	各施設管理者
第３　外国人に対する対策	総務部危機管理課、企画政策部企画調整課、政策推進課、公共施設マネジメント課
第４　災害遺児対策	健康こども部こども政策課

第１　在宅の避難行動要支援者に対する対応

危機管理課、厚生課、こども家庭センター、保育課、高齢者支援課、介護保険課及び障がい福祉課は、在宅の避難行動要支援者を災害から守るため、次のような対策を行う。

なお、災害対策基本法第 49 条の 10～12、第 50 条及び第 56 条並びに内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」、県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、活用等に係る以下の事項を、本計画又は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。

避難支援等関係者の範囲	○　自治会、自主防災組織　　○　消防団 ○　民生委員・児童委員　　○　君津市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会） ○　警察署　　○　君津市介護支援専門員協議会 ※君津市避難行動要支援者避難支援計画 第１章第３に定める。
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難のために支援が必要な要介護者及び障がい者等で、君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める者。
名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画 第２章２（１）に定める。 ○　行政情報を活用（要介護認定情報、各種障害者手帳台帳、住民基本台帳） ○　民生委員・児童委員等の収集情報を活用
名簿の提供、更新	本項１の(1)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画 第２章２及び３に定める。
名簿情報の提供における情報漏えい防止措置	本項１の(2)及び君津市避難行動要支援者避難支援計画 第２章４に定める。 ○　名簿を取り扱う市職員、避難支援等関係者に、君津市個人情報保護条例に基づく個人情報の適切な取扱いについて、次の事項を中心に指導徹底する。 ・名簿は紙媒体で管理し、施錠可能な保管庫に保管する。ただし、市が電子媒体で管理する場合は、パスワード等のセキュリティを講じる。 ・市以外が保有する個人情報で、更新等で不要となった情報については、市長への返納、廃棄又は消去を確実かつ速やかに行う。 ・避難支援等関係者以外の者、訓練又は災害時の安否確認及び避難支援以外に名簿の閲覧・伝達をしない。

避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮	本項の７に定める。
避難支援等関係者の安全措置	本項の２に定める。

１　避難行動要支援者の把握

災害による犠牲者となりやすい要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えておく。

なお、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

(1) 避難行動要支援者の所在把握、名簿作成等

日常業務の中で住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に避難行動要支援者をリストアップし、どのような避難行動要支援者がどこに住んでいるのか取りまとめ、「避難行動要支援者名簿」として整理しておく（災害対策基本法第 49 条の 10）。また、「避難行動要支援者名簿」は防災関係機関等に提供されることなどについて事前に避難行動要支援者本人又はその家族から同意を得る。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している避難行動要支援者に関しても可能な限り把握に努める。

(2) 名簿情報の管理

「避難行動要支援者名簿」は、常に内容を更新しておく。また、災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ君津市避難行動要支援者避難支援計画に定めておく。

なお、避難行動要支援者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、データの流出防止等情報の適切な管理のもとに、常に必要最低限の情報が取り出せるように管理システムを整備する。

２　支援体制の整備

県の「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援の手引き」等に基づいて作成した「君津市避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、自主防災組織等の育成及び指導、消防団、民生委員・児童委員の協力を得ながら、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性の役割を位置付ける。

また、避難支援者の安全を確保するため、関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を要支援者等に理解してもらうように努める。

３　個別避難計画の策定

(1) 個別避難計画の作成

ア　作成に係る方針及び体制等

個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者（本人の意思表示が困難な場合はその家族等）、地域支援者、避難支援等関係者及び市で連携して作成する。

イ　個別避難計画の記載事項

個別避難計画には、名簿情報に加えて次の事項を記載する。

①　避難支援等を行う地域支援者（複数名）

② 災害指定区域の有無（土砂災害警戒区域、浸水区域）
③ 避難支援等の方法や避難経路、避難場所
④ 避難支援等を行うに当たっての留意点（情報伝達、避難誘導等）
⑤ 本人が不在で連絡が取れない時の対応（緊急連絡先等）
⑥ その他避難行動要支援者の身体的特性等により必要と考えられる事項

ウ　個別避難計画のバックアップ

庁舎の被災等を考慮し、個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。また、個別避難計画情報の提供に際し、地域支援者、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置に努める。

エ　個別避難計画情報の適正管理

国が策定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」 の遵守を徹底する。

(2) 避難支援等関係者への個別避難計画情報の事前提供

個別避難計画は市が保管し、写しを避難行動要支援者、地域支援者、避難支援等関係者で共有する。

(3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を考慮し、適宜、個別避難計画を更新する。

(4) 個別避難計画未作成者の支援体制の整備

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

(5) 周知・啓発等

市は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

4　防災設備等の整備

ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

5　避難施設等の整備

要配慮者に特別な配慮をするための福祉避難所の整備に努め、要配慮者が避難生活に必要となる次の資機材等をあらかじめ避難施設等へ配備するよう努める。

市は、国の「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」や県の「災害時における避難所運営等の手引き」に基づき、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

○　トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
○　児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備等
○　間仕切り等プライバシー保護のための設備

また、災害時に避難場所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう、君津市社会福祉協議会等との連携に努める。

６　防災知識の普及、防災訓練の充実

避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、ちらしを配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

７　避難指示等の情報伝達

要介護者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、その状態に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図れるようにしておく。

８　避難計画

避難行動要支援者の避難は次のように行うことを基本として準備しておく。

(1) 避難誘導

① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずる。

② 危険な場所には、表示、なわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

③ 状況により、老幼病者又は歩行困難者については、車両又は舟艇等による輸送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全に努める。

④ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば自治会等の単位で行う。

⑤ 要介護者、障がい者等の避難行動要支援者については、その状態に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

避難誘導は移動若しくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

① 介護を要する高齢者及び障がい者

② 病弱者

③ 乳幼児及びその母親・妊婦

④ 高齢者・障がい者

⑤ 児童・生徒

⑥ 上記以外の者

(3) 避難後の対応

要介護者や障がい者等の避難行動要支援者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所（第２章 第７節 第４の３参照）への移送、社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、このため、緊急入所が可能な社会福祉施設等の確保を図るとともに、平素より入所可能状況等の把握に努める。

応急仮設住宅への入居については、要介護者・障がい者等の避難行動要支援者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障がい者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

(4) 被災した避難行動要支援者等の生活の確保

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

また、避難所等における高齢者、障害者その他の要配慮者の多様な福祉ニーズに対応するため、必要に応じて、「千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）設置運営要領」に基づき、市は県に対し千葉県災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の派遣を要請する。

なお、支援対象については、避難所の避難者に加え、在宅避難者及び車中泊避難者への支援についても必要に応じて検討するものとする。

第２　福祉施設における防災対策

１　施設の安全対策

施設管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、空調や施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

２　組織体制の整備

施設管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣の市民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

３　防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を定期的に実施する。

また、施設職員や入所者が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

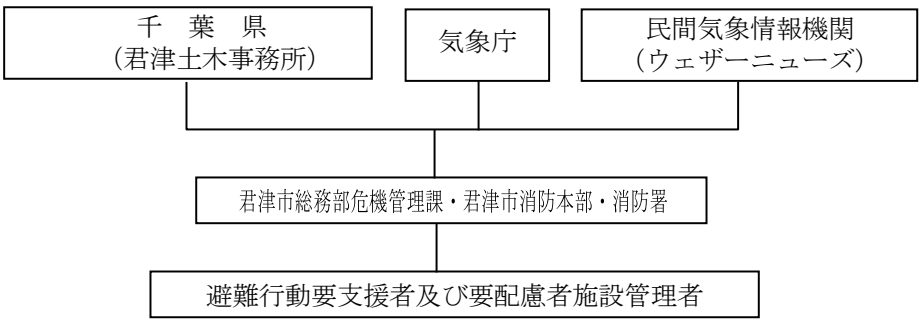
４　土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

土砂災害警戒区域等における円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第８条の規定に基づき、次に掲げる措置を実施する。

(1) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するものが利用する施設への災害情報伝達

市は、土砂災害警戒区域等内の高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を有するもの（以下避難行動要支援者及び要配慮者とする）が利用する施設の現況について把握し、施設管理者が災害時に適切に対応ができるよう、防災情報の的確かつ迅速な伝達に努める。

情報伝達系統図は以下のとおりとし、防災行政無線（戸別受信機を含む）、安心安全メール、ＳＮＳ等を用いて、情報を伝達する。



※資料編　土砂災害警戒区域内にある避難行動要支援者及び要配慮者施設一覧

第３　外国人に対する対策

１　防災知識の普及・防災訓練の充実

危機管理課、企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、県と連携して、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人が災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて次のような防災対策の周知に努める。

○　多言語による広報の充実
○　避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
○　外国人を含めた防災訓練・防災教育
○　翻訳機器の配置やアプリの活用など

２　避難場所等における対応

企画調整課、政策推進課及び公共施設マネジメント課は、災害時に外国人に対し必要な情報を円滑に提供できるよう、千葉県や関係機関等と連携し、やさしい日本語や多言語による情報提供に備える。

危機管理課は、県の「災害時における避難所運営等の手引き」を活用し、外国人の避難にも対応できる避難所等の整備に努める。

第４　災害遺児対策

こども家庭センターは、災害により保護者を亡くし一人きりとなってしまう児童等の発生に備え、適切な支援施設等を確保しておく。

第８節　調査研究計画

本市に被害をもたらす大規模な地震に対し必要な資料を定常的に収集するとともに、防災計画及び防災対策に係る情報交換をすることや国及び県が実施する調査・研究に協力するなどして、防災に対する知識・ノウハウの蓄積に努め災害時に備える。

項　　目	担　　当
第１　防災に関する図書・資料等の収集・整理	総務部危機管理課
第２　防災計画及び防災対策等にかかわる情報交換	総務部危機管理課
第３　専門的調査・研究への協力	総務部危機管理課

第１　防災に関する図書・資料等の収集・整理

危機管理課は、防災に関する学術刊行物をはじめ、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理を行い、防災対策への活用を図る。

第２　防災計画及び防災対策等にかかわる情報交換

危機管理課は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関との連絡を密にして、防災計画及び防災対策等にかかわる情報の交換に努める。

第３　専門的調査・研究への協力

危機管理課は、本市に関連して国や県が行う専門的調査・研究に協力し、その成果を防災対策に活用する。

第２章　震災応急対策計画

第１節　災害応急活動体制

大地震が発生した場合、被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期す。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

・疑わしいときは行動せよ
・最悪事態を想定して行動せよ
・空振りは許されるが見逃しは許されない

項　　目	担　　当
第１　職員の動員・配備	**各部班**
第２　警戒体制	**各部班**
第３　災害対策本部体制	**各部班**

第１　職員の動員・配備

■配備基準

配備体制		配　備　時　期	配　備　の　内　容	配　備　職　員
警戒体制	第1配備	1　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波注意報」を発表したとき。 【自動配備】	災害関係課の職員で、災害応急活動、情報収集活動が円滑に実施できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	危機管理課、政策推進課、厚生課、建設計画課、管理課、土木課、公園緑地課、農林土木課、教育総務課、消防総務課、予防課、本署、各分署、各市民センター、東部土木事務所
	第2配備	1　市役所に設置されている震度計が５弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５弱と発表したとき。 【自動配備】 2　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 3　市域の震度が４以下であっても、大きな被害が生じたと市長が認めたとき。	第１配備を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その要員は所掌事務を勘案して、あらかじめ各課等において別に定める。	上記に掲げる課等に加えて、全連絡員及び原則、各課等１名以上の職員

配備体制		配　備　時　期	配　備　の　内　容	配　備　職　員
災害対策本部体制	第３配備	１　市役所に設置されている震度計が５強と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を５強と発表したとき。 【自動配備】 ２　気象庁において、津波予報区の東京湾内湾に「大津波警報」を発表したとき。 【自動配備】 ３　地震又は津波により市域に局地的災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 ４　市内で長周期地震動の階級３が観測されたとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に実施できる体制とし、事態の推移に伴い速やかに第４配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の１で別に定める。）
	第４配備	１　市役所に設置されている震度計が６弱と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６弱と発表したとき。 【自動配備】 ２　地震又は津波により、市域の広範囲にわたり災害が発生したとき、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき。 ３　市内で長周期地震動の階級４が観測されたとき。	第３配備を強化し、数地域についての救助・救護活動を行い、また、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる体制とし、事態の推移に伴い、速やかに第５配備に移行し得る体制とする。	全部長、連絡員及び全班長のほか各班長が指示した者（おおむね所属職員の３分の２で別に定める。）
	第５配備	１　市役所に設置されている震度計が６強以上と表示したとき、又は気象庁において市域の震度を６強以上と発表したとき。 【自動配備】 ２　市全域にわたり大規模な災害が発生した場合等で、本部長が必要と認めたとき。	災害対策本部の総力を挙げて災害応急活動に当たる体制とする。	全　員

※配備時期については、各項目のいずれかの場合とする。

１　配備体制

地震時には、配備基準に基づき必要な配備体制をとる。

２　動員・配備の方法

(1) 自動配備による参集

地震時における職員の動員は、原則として震度情報等による自動配備とする。

各職員は、配備に該当する災害情報を覚知したときは直ちに所定の配置場所に参集する。

(2) 動員による参集

災害対策本部体制における動員による参集は、次のような手順で行う。ただし、警戒体制のときは、総務部長が配備指示の責任者となる。

■動員の経路

【勤務時間内】
○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。
↓
○　本部員会議（関係部長会議）を開催する。
↓
○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。
↓
○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。
↓
○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。
↓
○　人事班（人事課長）から、各部主管課長へ動員配備を指示する。
↓
○　各部主管課長から、各部内各課長等へ動員配備を指示する。
↓
○　各部内各課長等から各班員へ動員配備を指示する。

【勤務時間外】
○　守衛は、災害情報等を収受したときは、直ちに計画分析班（危機管理課長）に連絡する。
↓
○　計画分析班（危機管理課長）は、情報等を直ちに総務部長に連絡する。
↓
○　総務部長は、内容により協議の必要を認めたときは、本部長（市長）、副本部長（副市長・危機管理監）に連絡するとともに、直ちに関係部長を招集する。
↓
○　本部員会議（関係部長会議）を開催する。
招集を受けた関係部長は、直ちに協議を行い、副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、本部長（市長）へ要請する。
↓
○　本部長（市長）が決定する（災害対策本部の設置、配備体制、時期等）。
↓
○　副本部長（副市長・危機管理監）を通じて、総務部長から人事班（人事課長）へ指示する。
↓
○　人事班（人事課長）から、職員参集メール等により動員配備を指示する。
↓
○　各部主管課長から、各部内の各課長等へ動員配備を指示する。

【職員動員連絡網により参集する場合】
○　各部内各課長等から、あらかじめ定めた課別職員動員連絡表に基づき職員の動員を行う。

３　各部の措置

各部長は、各配備体制の指示を受けたときは、直ちに災害の状況に応じて次の措置を講ずる。

○　所属職員の掌握
○　参集職員の所定の配備場所への配置
○　高次の配備体制の指示に応じるために必要な事前措置

４　各部の留意事項

迅速で適切な動員・配備のため、各部は次の事項に留意する。

○　各部長は、所管の部の動員配備計画を作成し、平時から職員に周知徹底を図る。
○　人事異動等により計画内容に変更が生じた場合には、その都度速やかに修正し、関係職員に対してその旨を周知する。
○　夜間・休日等の勤務時間外に配備の指示を受けたときも、所属職員に対し直ちに必要な指示を行えるよう、必要な班員の住所・連絡方法について常に把握しておく。
○　各部長は、部内の各班の活動要領を定めるとともに、部所属の職員に対して周知徹底を図る。
○　各部長は、各配備体制とも災害の状況等により各部において人員の増減を行うことができる。

※資料編　君津市様式３　勤務時間外（夜間・休日等）の非常災害時職員動員連絡表

５　職員動員の報告

各部班は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班（人事課長）に報告する。

報告を受けた人事班（人事課長）は、所定の様式により職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて本部長（市長）に報告する。

※資料編　君津市様式２　職員動員報告

６　夜間・休日等における留意事項

夜間・休日等の勤務時間外においては、職員の参集が遅れ、迅速に所定の配備体制を確立することが困難な事態も予想される。こうした場合、参集職員は、総務部長若しくは計画分析班（危機管理課長）の指示に基づき、所定の配備体制が確立するまで、おおむね次のような初期応急活動を行う。

本　　庁	○　防災行政無線（固定系）の利用による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　県及び防災関係機関との連絡 ○　配備体制に応じて、災害対策本部開設の準備 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　参集したその他の職員の指揮 ○　その他必要な事項
行政センター	○　広報車その他の手段による市民への情報伝達 ○　防災行政無線（移動系）の利用その他の方法による情報収集 ○　本庁及び各市民センター等との連絡 ○　避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備 ○　市民対応 ○　その他必要な事項

７　職員の服務

職員は、各配備体制がとられた場合、次の事項を遵守する。

(1) 主に勤務時間内における遵守事項

○　配備についてない場合も常に災害に関する情報、災害対策本部関係の指示に注意する。
○　不急の行事、会議、出張等を中止する。
○　正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
○　勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
○　災害現場に出動した場合は、指定のビブス等を着用する。
○　自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

(2) 主に勤務時間外における遵守事項

○　地震が発生し、その地震が配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指示を待つことなく、自主的に指定の勤務場所に参集する。その際、最低３日分の食料及び飲料水を持参する。
○　災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもって、その旨を所属の長、若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。
○　参集途上においては、可能な限り被害状況その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

第２　警戒体制

１　警戒体制の確立

地震時には、第２章第１節第１の配備基準に基づき必要な警戒体制を確立する。

２　警戒体制の内容

警戒体制の内容は、おおむね次のとおりである。

○　警戒体制の責任者は、総務部長とする。
○　各部長は、配備体制の指示により、あらかじめ定めた職員を配備につけ、災害応急活動を指揮する。
○　配備についた職員は、上司の指揮に従い、直ちに応急活動を実施する。

３　警戒体制における活動内容

警戒体制における活動内容は、おおむね次のとおりである。

○　地震情報等の収集・伝達
○　市域の被害情報の収集
○　市民等への情報の伝達（広報）
○　関係機関等との連絡調整

第３　災害対策本部体制

１　設置基準

市長は、第２章第１節第１の配備基準により災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。なお、市長が不在等の場合は、副市長又は危機管理監が代行する。

２　本部の設置

本部の設置場所は原則として、市役所本庁舎６階災害対策室、危機管理課執務室に置く。

ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、君津市消防庁舎に置く。

３　本部の廃止

本部長は、災害が発生する危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

４　設置（又は廃止）の通知

本部を設置（又は廃止）した場合は、総務部長は、直ちに以下のとおり県防災情報システム、電話その他適当な方法により通知するとともに、必要に応じ、関係機関等に連絡員の派遣を要請する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
市役所内各部・各機関の長	通信窓口班	庁内放送・電話・口頭・その他迅速な方法
市役所出先機関	各 主 管 部	防災行政無線・ファクシミリ・電話・その他迅速な方法
市　　民	各 主 管 部 情報整理班	防災行政無線・広報車・報道機関
千葉県知事	計画分析班 情報整理班 秘書広報班	県防災行政無線・県防災情報システム・ファクシミリ・電話・口頭・その他迅速な方法
警 察 署 長		
君津市防災会議委員		
隣 接 市 長		
市議会議員	議　会　班	電話・口頭・その他迅速な方法
報 道 機 関	秘書広報班	電話・口頭又は文書

５　組織・運営等

本部の組織は、君津市災害対策本部条例の定めるところであるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

① 組織の概要

○　市長を本部長とする。本部長は、本部の事務を総括する。なお、本部機構は、市の行政組織を主体にし、機能別に編成する。
○　副市長、危機管理監を副本部長とする。副本部長は本部長を助け、本部長に事故があるときは、副本部長である副市長・危機管理監がその職務を代行する。
　第一位　危機管理監
　第二位　副市長
　第三位　総務部長
○　教育長を本部付とする。本部付は、副本部長を補佐する。
○　各部長を本部員とする。本部員は各班長を指導監督する。
○　各部に１名の連絡員を置く。連絡員は、本部長又は部長の指示、その他班長への連絡事項の伝達及び部内各班から本部長又は部長への連絡事項を伝達する。
○　班長は、班員（所属の職員）を指導監督する。
○　班員は、班長の命を受けて、災害対策に従事する。

② 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要があると認めたときは、災害現地に現地災害対策本部を置く。現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する。

(2) 本部の運営

① 本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、速やかに本部会議を開催する。

ア　報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策室に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

イ　協議事項

本部会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、本部長若しくは本部員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

○　災害対策の基本方針に関すること
○　具体的な災害対策や活動体制に関すること
○　本部の配備体制の切替え及び閉鎖に関すること
○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること
○　その他災害対策の重要事項に関すること

② 本部の運営上必要な資機材等の確保

計画分析班は、本部が設置されたときは、次の措置を講ずる。

ア　本部開設に必要な資機材等の準備

○　君津市災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置
○　被害状況図板の設置
○　住宅地図等その他地図類の確保
○　携帯ラジオ及びテレビの確保
○　市内土木建築業者名簿その他名簿類の確保
○　関係機関、協定機関等の連絡表その他名簿類の確保
○　災害状況連絡票その他の書式類の確保
○　その他必要資機材の確保

イ　通信手段の確保

情報連絡体制に定める有線及び無線通信施設の被害状況を迅速に把握し、機器の準備及び応急復旧を行い、通信手段の確保に努める。

ウ　非常用発電設備の確保

停電に備え非常用発電設備の再点検を行い、電源の確保を図る。

③ 本部の標識等

本部が設置されたときは、市庁舎正面玄関に「君津市災害対策本部」の標識板等を掲げる。

また、本部長、副本部長、本部付、部長、連絡員、班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定のビブス等を着用する。

④ 連絡員会議の開催

副本部長は、必要に応じて連絡員会議を開催する。

ア　報告事項

副本部長及び連絡員は、直ちに災害対策室に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

イ　協議事項

連絡員会議の協議事項は、その都度災害の状況に応じて、副本部長若しくは連絡員の提議によるが、おおむね次のとおりとする。

○　部内各班の活動内容に関する調整・報告に関すること
○　自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請の事前調整に関すること
○　防災協定機関への応援派遣要請の事前調整に関すること
○　その他災害対策の重要事項に関すること

(3) 組織編成



(注) 1　各本部連絡員は、所属の部長が指名する。（原則、次長級とする。）

(注) 2　各班の班長は班に所属する課（室、局、所）の長とする。

(注) 3　班に所属する課（室、局、所）等が複数ある場合は、所属の部長が班長を指名する。

(4) 本部事務分掌

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
本部事務局 （総務部、企画政策部、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局）	秘書広報班	秘書課 政策推進課 ﾎﾞｰﾙﾊﾟｰｸ推進課	(1) 報道機関との連絡調整に関すること (2) 災害情報の広報に関すること (3) 本部長、副本部長の秘書に関すること
	計画分析班	総務課 危機管理課	(1) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに本部会議の運営に関すること (2) 本部長からの指示事項・命令の伝達に関すること (3) 避難情報の発令に関すること (4) 自衛隊の派遣要請等応援要請に関すること (5) 自主防災組織への協力要請に関すること (6) 各部との連絡調整に関すること (7) 災害救助法等事務の総括に関すること
	情報整理班	危機管理課 総務課	(1) 災害に関する被害情報等の収集及び集約に関すること (2) ライフライン関連情報等の収集及び集約に関すること (3) 防災行政無線の運用統制に関すること (4) 県等への報告に関すること
	資源管理班	管財課 危機管理課	(1) 備蓄品、災害対策に伴う物品、燃料等の購入及び保管並びに拠点施設及び対策車両等への供給に関すること (2) 災害時の車両の調達、配車及び職員並びに生活物資等の輸送に関すること (3) 庁舎の警備に関すること
	通信窓口班	総務課 監査委員事務局 選挙管理委員会事務局	(1) 本部事務局への電話・窓口対応に関すること (2) 本部事務局への情報の整理、報告に関すること (3) 本部事務局の庶務に関すること
	人事班	人事課	(1) 職員の動員及び配置並びに災害対策従事職員（応援自治体等の職員含む）名簿の作成に関すること (2) 職員の給与及び災害対策従事者職員用の食料等のとりまとめに関すること (3) 職員の公務災害補償等に関すること (4) 応援の受入れに関すること (5) 労働力の確保に関すること
企画政策部 （企画政策部、農業委員会事務局）	企画班	企画調整課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課	(1) 災害視察者及び見舞者に関すること (2) 災害時の記録写真撮影に関すること (3) 外国人の避難・情報伝達に関すること
	水道班	企画調整課 公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 農業委員会事務局	(1) 水道関係機関との連絡調整に関すること (2) 水道に係る市町村間の相互応援に関すること
議会行政部 （議会事務局）	議会班	議会事務局	(1) 議会との連絡調整に関すること (2) 議会との情報収集、報告に関すること
出納部 （会計課）	会計班	会計課	(1) 災害関係経費の出納に関すること (2) 義援金の受付・保管、礼状の発送に関すること

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
財政部 （財政部、建設部）	財政班	財政課	(1) 災害時の応急財政措置に関すること (2) 国、県の補助金（災害救助法事務の帳簿取りまとめ含む）に関すること
	調査班	納税課 課税課 建築課	(1) り災者に対する市税の減免措置に関すること (2) 被害家屋認定調査及びり災証明に関すること
市民生活部 （市民生活部）	市民協力班	市民生活課 地域づくり課 市民課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 避難者入所記録簿及び被災者台帳のとりまとめ、保管及び本部事務局への送致に関すること (3) 被災者台帳の作成に関すること (4) 市政協力員への協力要請に関すること (5) 災害の市民相談（行方不明者相談含む）に関すること (6) 避難者の誘導に関すること (7) 市内パトロールに関すること (8) 交通安全対策に関すること (9) 埋火葬の許可に関すること (10) 帰宅困難者対策に関すること (11) 防犯に関すること
	地区拠点班	小糸地域市民センター 清和地域市民センター 小櫃地域市民センター 上総地域市民センター	(1) 地区内の庶務に関すること (2) 本部、関係団体との連絡調整に関すること (3) 地区内の情報収集、報告に関すること (4) 避難所、救護活動拠点の開設その他救護活動の準備に関すること (5) 関係団体と連携した災害対策の運用・統制に関すること (6) 市政協力員への協力要請に関すること
福祉部 （福祉部、健康こども部、市民生活部）	福祉救護班 （避難行動要支援者班）	厚生課 高齢者支援課 介護保険課 障がい福祉課 こども政策課 こども家庭センター （こども家庭相談室） 保育課 保育園 認定こども園 国保年金課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 福祉避難所（民間）の開設及び維持管理に関すること (3) 義援金の配分・支給に関すること (4) り災見舞金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の支給及び災害援護資金の貸付に関すること (5) 日本赤十字社との連絡調整に関すること (6) 遺体の収容及び処理に関すること (7) 災害時の応急保育に関すること (8) 避難行動要支援者に関すること (9) ボランティアに関すること
健康こども部 （健康こども部）	医務防疫衛生班	健康スポーツ課 こども家庭センター （すこやか親子推進室）	(1) り災者の医療、救護及び助産に関すること (2) 災害地の防疫に関すること (3) 衛生関係被害状況の調査、本部事務局等への報告に関すること (4) 福祉避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
経済環境部 （経済環境部）	経済班	経済振興課 農政課	(1) 商工業者の被害調査及び融資に関すること (2) 観光施設の被害調査に関すること (3) 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること (4) 食料及び生活必需品の調達に関すること (5) 義援品及び救援物資の受入れ・管理に関すること (6) 農作物、畜産等の被害調査及び被災者の救援に関すること (7) 農協及び生産者団体との連絡調整に関すること (8) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	清掃班	環境衛生課 環境保全課	(1) 災害地のごみ収集に関すること (2) 災害地のし尿収集処理に関すること (3) 応急仮設便所の設置及び維持管理に関すること (4) 環境汚染の防止に関すること (5) 家庭動物対策に関すること
建設部 （建設部）	土木庶務班	建設計画課	(1) 君津富津広域下水道組合との連絡調整に関すること (2) 被災宅地の危険度判定に関すること
	土木班	管理課 土木課 農林土木課	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) 災害時の道路管理に関すること (3) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (4) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (5) 宅地の危険度判定に関すること (6) 水防に関すること (7) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (8) 障害物の除去に関すること (9) 農林土木に関する災害対策及び復旧に関すること
	建築班	公共施設ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ課 建築課	(1) 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること (2) 被災住宅の応急修理、住居障害物の除去、応急仮設住宅の確保に関すること (3) 公共建築物の被害調査及び報告に関すること (4) 建築物の応急危険度判定に関すること
	都市整備班	公園緑地課	(1) 都市計画施設の応急修理及び復旧に関すること
	土木支部班	東部土木事務所	(1) 道路、橋梁、河川及び堤防等の応急修理及び復旧に関すること (2) がけ崩れの応急対策及び復旧に関すること (3) がけ崩れの被害調査及び報告に関すること (4) 水防に関すること (5) 土木資材及び水防資材の確保調達に関すること (6) 障害物の除去に関すること

部　名	班　名	担当課名	分　担　任　務
教育部 （教育部、健康こども部）	教育庶務班	教育総務課	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 教育関係施設の災害復旧に関すること
	学校教育班	学校教育課 教育センター （小・中学校）	(1) 児童・生徒の避難計画に関すること (2) 災害時の応急教育に関すること (3) 災害時における学校の保健衛生に関すること (4) 教職員の動員に関すること (5) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	社会体育班	健康スポーツ課 共同調理場	(1) 体育関係施設の災害対策に関すること (2) 炊き出し設備の確保及び給食センターに関すること (3) 臨時ヘリポート、物資集積所の開設協力に関すること (4) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること
	社会教育班	生涯学習文化課 公民館 中央図書館 久留里城址資料館	(1) 避難所（所管施設）の開設及び維持管理に関すること (2) 社会教育施設の災害対策に関すること (3) 文化財の被害調査及び災害復旧に関すること
消防部 （消防本部・消防署）	消防班	消防総務課 予防課 本署 小糸分署 上総分署 松丘分署	(1) 消防活動に関すること (2) 救急・救助に関すること (3) 消防団員の動員に関すること (4) 行方不明者の捜索に関すること (5) 災害危険区域の警戒巡視に関すること (6) 消防の相互応援に関すること (7) 気象情報の収集に関すること
各部・各班共通		各課等	(1)職員の安否、参集状況、参集時の被害状況の報告に関すること (2)所管施設の保全、利用者の安全確保、被害調査・報告等に関すること

※この表は、主な分担任務をまとめたものであるため、詳細については、各章・節等に記載する内容を確認すること。また、各章・節等に記載の分担任務については、各部班等において、平時から必要な準備を行い、災害時等において、迅速に対応できるよう努めること。

第２節　情報の収集・伝達計画

地震や津波の被害を最小限にとどめるため、防災関係機関との緊密な連携のもと、地震等に関する情報を的確かつ迅速に把握し、一刻も早く市民等に伝達する。

項　　目	担　　当
第１　情報連絡体制	情報整理班、各部、関係機関
第２　地震及び津波に関する情報の収集・伝達	情報整理班、消防班
第３　被害状況の収集・報告	各部各班
第４　市民等からの災害情報への対応	情報整理班
第５　被災者台帳の作成及び安否情報の提供	市民協力班

第１　情報連絡体制

１　災害時優先電話・連絡責任者の指定

(1) 災害時優先電話

情報整理班及び防災関係機関は、災害情報通信専用の優先電話を定め、窓口の統一を図る。

災害時においては、優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、優先電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

なお、原則として優先電話は「非常・緊急通話用優先電話」を充てる。

(2) 連絡責任者

本部事務局に、災害時の防災関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

２　本部連絡員の派遣

(1) 市の各部

各部長は、本部会議と部内各班との連絡調整を強化するため、各部１名の連絡員を定める。

連絡員は、本部事務局に待機し、次の業務に従事する。

○　部長の指示、その他班長への連絡事項の伝達
○　部内各班から部長又は本部長への連絡事項の伝達

(2) 防災関係機関

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。その他の防災関係機関においても、市災害対策本部との連絡のため、必要に応じ連絡員を本部事務局に派遣する。

連絡員は、連絡用無線機等の携行を行い、所属の機関との連絡に当たる。

３　非常・緊急電報

災害時において、市が公共の利益のため緊急に通信を行う必要のある通話・電報については、以下のとおりとし、非常又は緊急電報として、他に優先して取り扱うよう請求し、利用することができる。

※根拠となる法律：災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第８条

(1) 非常電報を用いて連絡する事項

○　災害の予防又は救援のために必要で緊急を要する事項 ○　道路、鉄道その他の交通施設の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項 ○　通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項 ○　電力施設の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項 ○　秩序の維持のため緊急を要する事項

(2) 緊急電報を用いて連絡する事項

○　火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ○　治安の維持のため緊急を要する事項 ○　天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ○　水道、ガス等の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

(3) 優先利用の請求

優先利用の請求は、特別な事情がある場合を除き、あらかじめＮＴＴ東日本株式会社千葉支店の承諾を受けた番号の加入電話により行う。

なお、緊急の場合等は、通常の加入電話からも利用できる。

①　非常電報又は緊急電報の発信の請求

115 番を回し、「非常電報」又は「緊急電報」であることをはっきり告げて申し込む。

(4) 接続・電送順位

優先利用の請求を受けた電報取扱支店は、以下の区分により優先的な取扱いを実施する。

区　　分	内　　容
非常電報	気象警報以外のすべての電報に優先して取り扱う。
緊急電報	気象警報及び非常電報以外のすべての電報に優先して取り扱う。

４　有線通信が途絶した場合の措置

地震災害等の発生により有線通信施設が被災し、不通になった場合は、無線通信又は伝令により通信連絡を確保する。

(1) 県との連絡

千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを利用して行う。

(2) 市各部との連絡

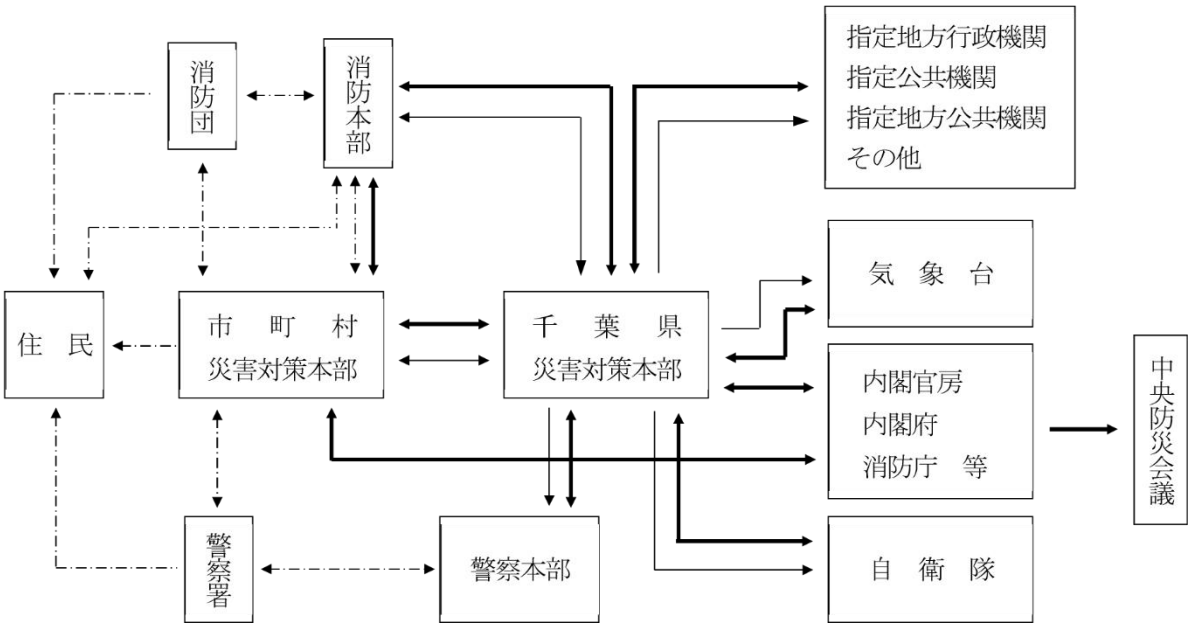
出先機関及び災害現場等に出動している各部との連絡は、君津市防災行政無線（移動系）により行う。

また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

(3) 利用可能な無線網

○　市防災行政無線 ○　市消防無線網 ○　防災関係機関の無線網（優先利用による）

■通信連絡系統



千葉県防災行政無線 消防防災無線 中央防災無線	――	千葉県 防災情報システム	――	市町村防災無線 消防・警察無線 口頭伝達　等	-·-·-

第２　地震及び津波に関する情報の収集・伝達

１　地震及び津波に関する情報の収集

情報整理班は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁及び銚子地方気象台が発表する地震及び津波情報を速やかに収集する。通信回線の障害・不通時は、地震に関する情報をテレビ・ラジオから入手する。

■地震情報の種類

種　　類	発表基準	内　　容
緊急地震速報 （警報）	・地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上または最大長周期地震動階級が３以上と予想された場合に発表する。	地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名。 強い揺れ（震度５弱以上または長周期地震動階級３以上）が予想される地域及び震度４が予想される地域名。（全国を約２００地域に分割）（※１）
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度

種　　類	発表基準	内　　容
	・津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表*1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 （*1 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表しています。）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

■津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表（津波高さ予想区分）	巨大地震の場合の発表
大津波警報（特別警報）	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	10m超 （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大
			10m （5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）	
			５ｍ （3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。	３ｍ （1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い
津波注意報	予想される津波の最大波の高	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆	１ｍ （0.2m≦予想さ	（表記しない）

	さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。	れる津波の最大波の高さ≦1m）	

※君津市の津波予報区

津波予報区の名称	区　　域
東京湾内湾	千葉県（富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。）、東京都（特別区に限る。）、神奈川県（観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。）

■津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※２

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m 超	数値で発表
	1m 以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m 以上	数値で発表
	0.2m 未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第 1 波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区

において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
・沿岸からの距離が 100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※ 津波情報の留意事項等

1　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

2　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

3　津波観測に関する情報
・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
・沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。

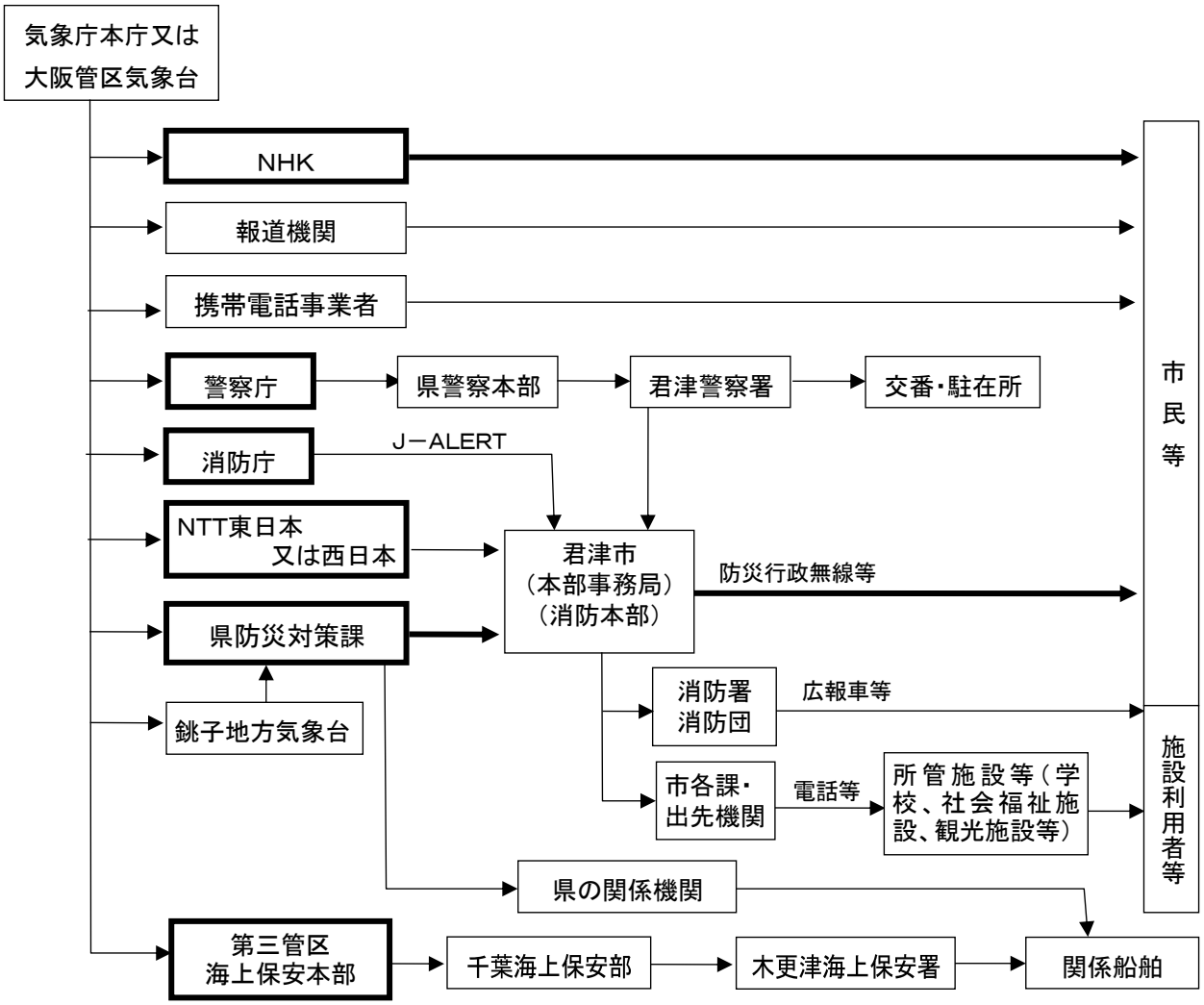
4　沖合の津波観測に関する情報
・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

■津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

■津波警報等伝達系統



（注１）太線の枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第８条第１号の規定に基づく法定伝達先。

（注２）太線の矢印の経路は、気象業務法第 15　条の２によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※　緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者から関係するエリアに配信される。

２　地震又は津波に関する情報等の伝達

情報整理班は、災害原因に関する情報又は重要な注意報・警報について、県、警察署若しくはＮＴＴ東日本株式会社から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、市民、管内の公共的団体、自主防災組織等に周知する。市民又は警察官若しくは海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は、気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。なお、緊急地震情報は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）を通じて市防災行政無線から自動的に市民に広報される。

３　市の情報収集体制

気象庁の行う津波予報は、地震発生後約３分を目標に発表されることになっているが、近地地震による津波対策としては間に合わない場合が予想される。このため、震度５弱以上の地震を感じたときは、情報整理班は、次により、情報収集を図る。

○　関係部局による海面監視の強化
○　関係機関からの情報（潮位・波高等）収集
○　市域に関するＮＨＫラジオ放送の聴取（少なくとも１時間以上）

４　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等の活用

情報整理班は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、緊急情報ネットワークシステム（Ｅｍ－Ｎｅｔ：エムネット）等様々な情報通信技術を活用し、災害情報の収集伝達を行う。

第３　被害状況の収集・報告

災害発生後の的確な応急対策活動や広報活動を実施するためには、被害状況を的確かつ迅速に把握することが重要となる。その場合の情報の収集・伝達活動に大事なポイントは次の３点である。

○　速報性（スピード）　○　簡潔性（ポイントが簡明）　○　情報源（確認、未確認情報の別）

また、被害のない地区に関する情報については、特に指示しない限り報告されないことになりがちである。そのため、まず、「被害の有無」に関し、市域の全地域について把握するよう配慮するものとする。

災害原因に関する情報、被害状況、措置状況等の災害情報を各機関の有機的連携のもとに収集・伝達するための方法及び組織等について、次のとおり定める。

１　発生情報の報告

情報整理班は、震度５弱以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度５強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第１報等について県と併せて総務省消防庁に報告する。

情報整理班及び消防班は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また、震度６弱以上の地震の場合は 119 番件数についてもその概数を、総務省消防庁及び県に報告する。

２　被害状況の収集

災害が発生したとき、市は、直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 収集すべき情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき情報は、各報告様式に基づくが、おおむね次のとおりとする。

【災害発生後、直ちに収集すべき情報】
①　人的被害
　○　市民
　○　児童・生徒、来庁者、入所者、職員等
②　物的被害
　○　庁舎（本庁舎、出先機関）、消防本部・消防署、警察署等の防災関係機関施設
　○　学校、文化・体育施設、福祉施設等の公共施設
　○　住家、商店、工場、田畑、危険物取扱施設等
③　機能障害
　○　水道、電力、ガス、下水道、ゴミ処理施設等の生活関連機能
　○　道路、鉄道、電話、放送等の通信交通機能
　○　医療・保健衛生機能

(2) 収集の実施者

被害状況収集は、本部事務分掌に定められた各班の所管業務に基づき、所属の職員が当たる。

市及び防災関係機関のそれぞれの分担の一覧はおおむね次の表のとおりである。

なお、市は、国土交通省関東地方整備局との間に「災害時の情報交換に関する協定」を締結している。災害発生時ないし災害発生のおそれがある場合には、本協定に基づき、情報交換を行うとともに、必要に応じて国土交通省関東地方整備局からの情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請するものとする。

■市及び防災関係機関の調査分担の一覧

調査実施者		収集すべき被害状況の内容
市	各施設の管理者	○　所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ○　所管施設の物的被害及び機能障害
	職務上の関連部課	○　商店、工場、田畑、危険物取扱施設等の物的被害 ○　その他所管する施設の人的、物的、機能的障害 ○　要救援救護情報及び救急医療活動情報 ○　避難道路及び橋梁の被災状況 ○　住家の被害（物的被害）
	消防本部・消防署	○　すべての救急活動情報（他で調査した人的被害の集計等） ○　住家の被害（物的被害） ○　火災発生状況及び火災による物的被害 ○　危険物取扱施設の物的被害 ○　避難の必要の有無及びその状況 ○　その他消防活動上必要ある事項
警察署		○　被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 ○　交通規制の状況
その他の防災関係機関		○　市域内の所管施設に関する被害状況

３　被害状況の取りまとめ

(1) 情報の責任者

情報の責任者を次のとおり定める。

区　　分	情報の責任者
総括責任者	総 務 部 長
取扱責任者	情報整理班長

(2) 各班から本部への報告

各班は、災害が発生してから災害に関する応急対策が完了するまでの間、本部（情報整理班）へ、被害状況及び災害応急対策の活動状況を報告する。

４　県への報告

(1) 県への報告

情報整理班は、市域に災害が発生し、又は発生が予想されるときは、千葉県防災情報システム及び電話・ファクシミリ又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

報告の詳細は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

■県に報告すべき事項

①　災害の原因 ②　災害が発生した日時 ③　災害が発生した場所又は地域 ④　被害の状況（被害の程度は「被害認定基準」に基づき判定する。） ⑤　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 　○　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況 　○　主な応急措置の実施状況 　○　その他必要事項 ⑥　災害による市民等の避難の状況 ⑦　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ⑧　その他必要な事項

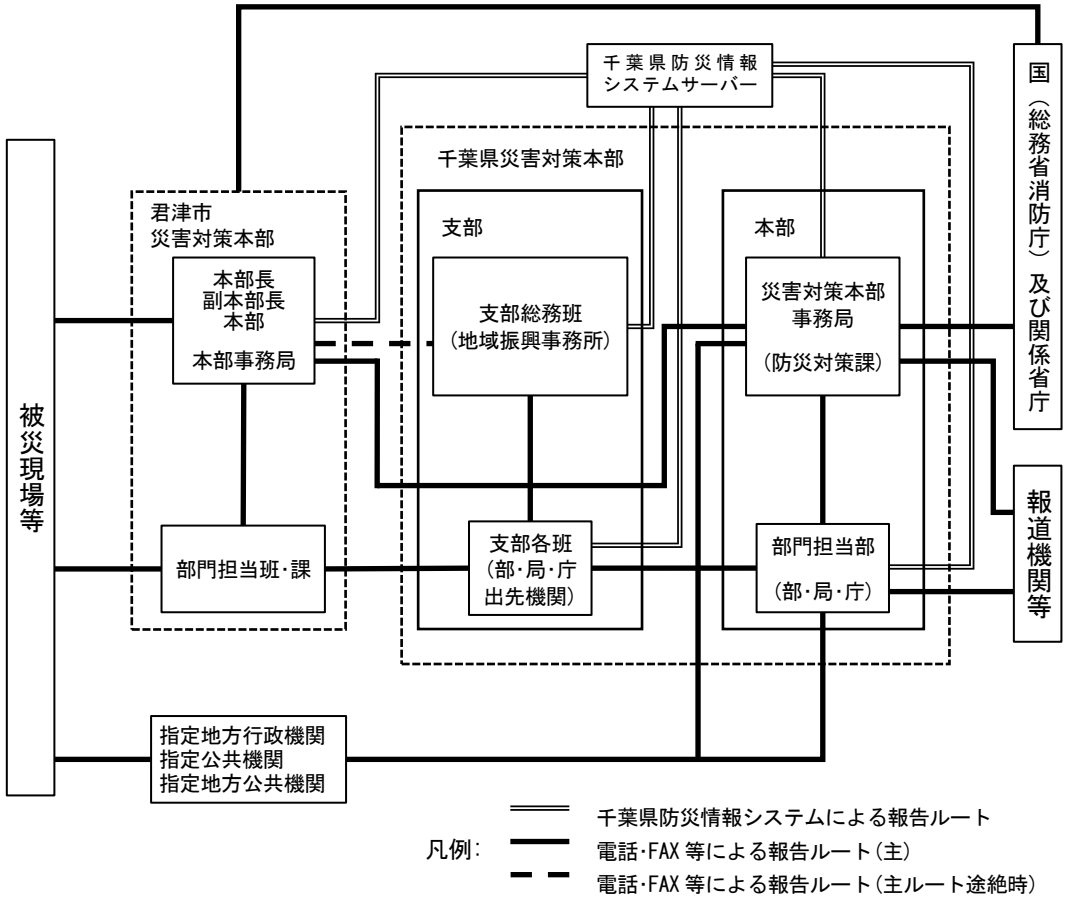
(2) 報告の責任者

県への報告責任者は、３の(1)に準ずる。

(3) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。

■被害情報の収集報告系統



(4) 直接即報

震度５強以上を記録した地震又は津波により死者又は行方不明者が生じた場合にあっては、火災・災害等即報要領により、被害の有無を問わず第一報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模災害により消防機関へ通報が殺到したとき、119 番件数の概数を県と国（総務省消防庁）に報告する。

なお、119 番に関する報告については、ちば消防共同指令センターと連携して行う。

報告すべき火災・災害等を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

(5) 留意すべき事項

① 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこととし、特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

② 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。

③ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

④ 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報を収集する。なお、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することで、安否不明者の速やかな絞り込みに努める。

⑤ 県及び市は、防災情報システムや新総合防災情報システム（SOBO-WEB）により共有された情報により、国や他自治体、防災関係機関の状況を把握したうえで、効率的・効果的な災害対応を行うよう努めること。

(6) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

① 総務省消防庁

○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話　048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）
ＦＡＸ　048-500-90-49033（衛星系）（　〃　）
○ 一般加入電話
電話　03-5253-7527　（消防庁応急対策室）
ＦＡＸ　03-5253-7537　（　〃　）

② 千葉県

○ 県防災行政無線
電話　500-7320（地上系）　012-500-7320（衛星系）（県防災対策課）
ＦＡＸ　500-7298（地上系）　012-500-7298（衛星系）（　〃　）
○ 一般加入電話
電話　043-223-2175（県防災対策課）
ＦＡＸ　043-222-1127（　〃　）

(7) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

① 総務省消防庁

○ 消防防災無線（県防災行政無線を使用）
電話　048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）
ＦＡＸ　048-500-90-49036（衛星系）（　〃　）
○ 一般加入電話
電話　03-5253-7777（消防庁宿直室）
ＦＡＸ　03-5253-7553（　〃　）

② 千葉県

○ 県防災行政無線
電話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）
ＦＡＸ 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ 〃 ）
○ 一般加入電話
電話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）
ＦＡＸ 043-222-5219（ 〃 ）

以上のほか、被害情報等の県への報告に関する具体的な運用は、「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

第４ 市民等からの災害情報への対応

１ 市民からの災害情報への対応

市民からの災害情報は、本部事務局員（情報整理班）が受け付け、その内容を被害発生状況等連絡票に記載し、関係各班に伝達する。連絡票は、情報整理班がまとめて管理する。

２ 異常事象発見時における措置

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

通報を受けた市長は、直ちに下記の機関に通報する。

○ 銚子地方気象台
○ その災害に関係のある近隣市町村
○ 最寄りの県出先機関及び警察署

第５ 被災者台帳の作成及び安否情報の提供

１ 被災者台帳の作成・利用

(1) 被災者台帳の作成

市長（本部長）は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 90 条の３に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

○ 氏名　○ 生年月日　○ 性別　○ 住所又は居所
○ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況　○ 援護の実施の状況
○ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
○ その他（連絡先、世帯構成等、同法施行規則に定める事項）

市民協力班は、避難者名簿（第７節第４の４参照）、捜索者名簿（第９節第１の１参照）、遺体処理台帳（第９節第２の２参照）、埋火葬台帳（第９節第２の３参照）、被災者台帳（第 11 節第５の３参照）、その他被災者に関する情報を整理し、被災者ごとの台帳をとりまとめる。

市長（本部長）は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

(2) 被災者台帳の利用

市長（本部長）は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策本部内において被災者台帳を利用する（災害対策基本法第 90 条の４）。

○ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
○ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

○　他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき。

２　安否情報の提供

市長（本部長）は、被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があったときは、災害対策基本法第 86 条の 15 に基づいて回答する。

市民協力班及び地区拠点班は、被災者台帳、避難者名簿（第７節第４の４参照）、捜索者名簿（第９節第１の１参照）等を活用し、照会された市民等の安否情報を確認する。

回答の際は、被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとし、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第３節　災害時の広報

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、迅速かつ的確な情報の提供や相談窓口の設置等により、憶測による人心不安や不正確な情報による二次災害の発生を防止し、市民の生活復旧活動への速やかな取り組みを支援する。

項　　目	担　　当
第１　市民への広報活動	秘書広報班、消防班
第２　広報活動の方法及び手順	秘書広報班
第３　報道機関への発表・協力要請	秘書広報班
第４　市民相談	市民協力班、各部班

第１　市民への広報活動

秘書広報班は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本部長の承認を得て、各防災関係機関と密接な連絡のもとに、市民に対し次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

(1)　災害発生時の広報
　①　二次災害発生防止に関すること
　　○　ガス、石油ストーブ等の火災予防の注意
　　○　デマ情報に対する注意
　②　災害情報及び被災状況に関すること
　　○　地震の規模
　　○　延焼火災の発生状況
　　○　がけ崩れ、その他地盤災害の発生状況
　③　市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること
　　○　本部の設置
　　○　その他
　④　避難に関すること
　　○　避難の指示
　　○　避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知
(2)　被災者に対する広報
　　○　救護所、避難所の開設状況
　　○　医療救護、衛生知識の周知
　　○　給水、給食等の実施状況
　　○　通信、交通機関等の復旧、運行状況
　　○　被災地の状況
　　○　その他

また、消防班は、秘書広報班の実施する広報活動に協力するほか、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

○　災害の発生状況に関する情報
○　避難指示の伝達・誘導に関すること
○　その他人心安定を図るために必要な情報

第２　広報活動の方法及び手順

１　広報活動の方法

秘書広報班は、広報活動について原則として、広報車及びホームページへの掲載によって行い、公共的施設に対しては電話又は電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）等によって行う。

また、必要に応じて、現場での指示や臨時広報の配布、掲示を行うほか、他の機関又は団体等の応援・協力を求める。

なお、広報活動の方法は、次のように選定する。

(1) 緊急に伝達する必要のあるもの

事　　例	○　避難の指示 ○　災害の発生状況 ○　火災防止指示
手　　段	○　広報車、防災行政無線、電話、電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等）、ＦＭ放送、ＳＮＳ等、現場での指示 ○　併せて警察署、消防本部・消防署その他の防災関係機関に協力を要請

(2) 一斉に伝達する必要のあるもの

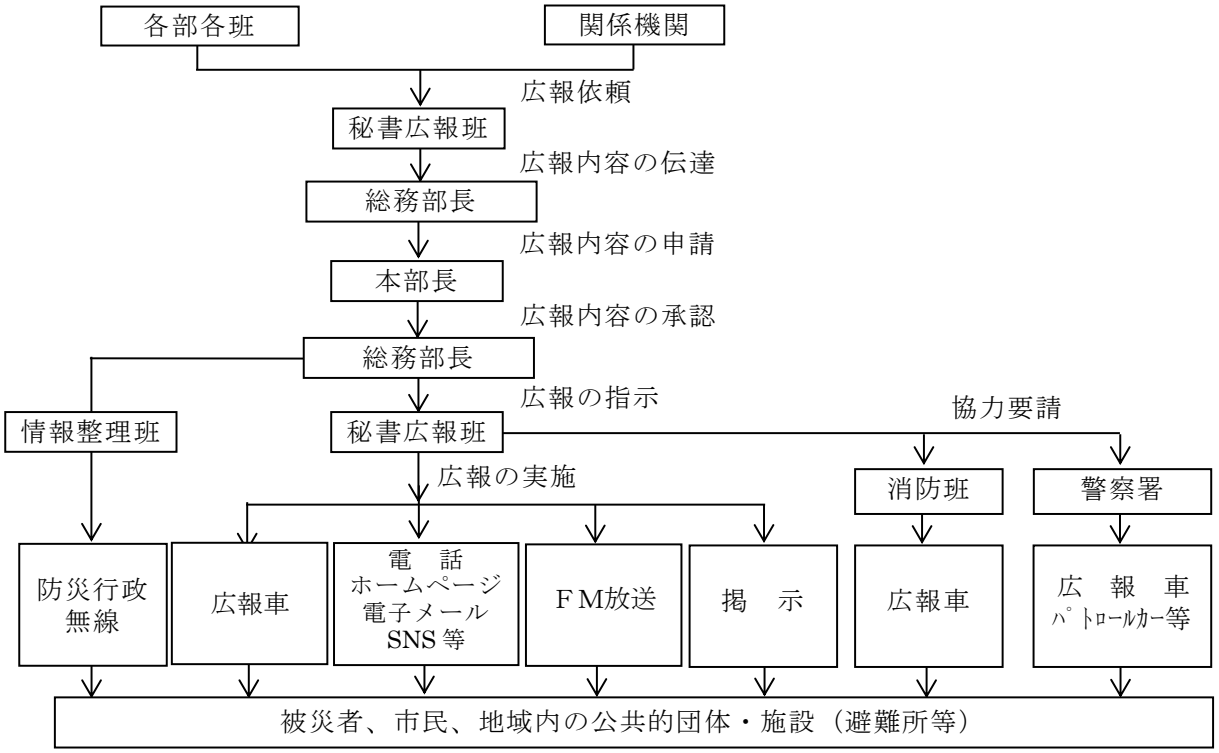
事　　例	○　二次災害防止のための一般的注意事項 ○　安否情報 ○　災害対策本部・救護所の設置・応急対策活動の実施状況
手　　段	○　広報車、防災行政無線、ホームページへの掲載、ＦＭ放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

(3) 時期又は地域を限定して伝達するもの

事　　例	○　復旧状況、防疫・清掃、給水活動・食料品・生活必需品の配布等応急救護活動に関する事項
手　　段	○　広報車、電話、現場での指示、臨時広報の配布・掲示、ホームページへの掲載、ＦＭ放送、ＳＮＳ等 ○　ラジオ・テレビ・報道機関への発表・協力の要請（県経由）

２　広報の手順

広報の内容は、聞き取りまちがいの少ない適切な広報となるよう、簡潔明瞭な文章を用意し、繰り返し実施する。また、市をはじめ公共機関からの広報への注意の呼びかけを行う。



３　避難所における広報

秘書広報班は、避難所掲示板への情報の掲示や自主防災組織、自治会を通じた災害広報紙の配布を行う。

避難行動要支援者へは、口頭伝達や自主防災組織、自治会及びボランティア等の協力を得て行う。

また、掲示板、広報紙等については、外国人、こども等に配慮してやさしい日本語での表示に努める。

第３　報道機関への発表・協力要請

１　報道機関への発表

秘書広報班は、報告された災害情報を編集作成し、原則として口答又は文書で随時情報提供を行う。

ただし、災害による被害が甚大である等情報に混乱の生ずるおそれのある場合は、以下の要領で報道機関への情報提供を行う。

○　市庁舎内に臨時記者会見場を設置する。
○　記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。
○　発表者は、総務部長とする。
○　確定情報、未確定情報を選別し、情報の混乱を招かぬよう留意する。
○　市をはじめ防災関係機関の行う災害対策活動の正確な公表を行い、広報協力を要請する。
○　定例会見以外の情報交換は、自粛要請をする一方、報道機関の要望を理解し、早急に応えるよう努める。

２　報道機関への協力要請

秘書広報班は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、県を通じ、報道機関に放送等を依頼する。緊急止むを得ない場合は、直接依頼し、事後県・報道機関に文書を提出する。

また、本部内への立ち入り、取材は原則禁止する措置をとるとともに、被災者の心情、プライバシーに配慮し、医療機関・避難所内での取材活動は自粛するよう報道機関に要請する。

第４　市民相談

市民協力班は、関係各班と連携して、相談窓口を市役所内に設置し、各班の職員、語学ボランティア等を配置し、市民からの相談に対応する。また、必要に応じて各避難所等での巡回相談を実施する。

■相談窓口での相談事項例

○　り災証明の手続き	○　税の減免等	○　遺体の埋火葬	○　医療・福祉
○　生活再建支援金・義援金等の支給		○　商・工・農林漁業への支援	○　住宅支援
○　ライフライン復旧	○　廃棄物、防疫	○　教育	○　その他

第４節　消防・救急・救助・水防・危険物等対策計画

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏えい等による被害の可能性が非常に危惧される。これらの災害から市民の生命・財産を守るため、消防・救急・救助活動等を推進する。

項　　目	担　　当
第１　消防活動	消防班、消防団、自主防災組織、各事業所、海上保安署
第２　水防活動	計画分析班、関係各班、消防班、消防団、県
第３　救急・救助活動	消防班、消防団、自主防災組織、各事業所、警察署、海上保安署
第４　危険物等の対策	学校教育班、消防班、県、関東東北産業保安監督部、各事業所

第１　消防活動

震災時には、市民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救助及び避難路の安全確保のための活動を実施する。

１　消防班の活動

消防班は、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎょ活動を常備消防、消防団の全機能を挙げて展開し、市民の生命、身体及び財産の保護に努める。

大地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防班は「消防地震対策本部」等を設置し、消防長が本部長となり、消防が行う災害応急活動の全般を指揮統括する。

消防班は次に挙げる原則に基づき消防活動を行う。

(1) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保のための消防活動を行う。

(2) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(4) 市街地火災の優先

大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して活動に当たる。

(5) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

２　消防団の活動

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の市民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、市民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

(3) 救助活動

要救助者の救助、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを市民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら市民を安全に避難させる。

３　市民及び自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に協力して初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

４　事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、初期消火活動及び延焼防止措置を行い、従業員の安全確保と周辺への延焼防止に努める。

５　海上保安署の活動

木更津海上保安署は、船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助及び消火活動を実施するとともに、火災船舶発生の場合、船体、四囲の状況を勘案し、必要に応じて沖出し等の判断を行う。

６　消防広域応援要請

本部長（市長）又は消防長は、県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に定めるところにより広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に速やかに応援を要請する。この場合の具体的な対応内容は、君津市消防本部受援計画に定める。

また、要請した消防力でも対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第２　水防活動

地震水害等の発生に対する水防活動については、君津市水防計画に基づき実施する。

第３　救急・救助活動

１　救助活動

(1) 要救助者、行方不明者の迅速な把握

消防班及び消防団は、市民、自主防災組織と連携して、要救助者、行方不明者の発生状況を迅速に把握し、適切な救助活動を行う。

(2) 救助隊の編成と救助活動の実施

消防班及び消防団は、救助隊を編成し、救助資機材等を準備し行方不明者情報等をもとに救助活動を行う。

また、災害の状況等により市だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請するとともに、自衛隊の応援が必要な場合、本部長（市長）は知事に要請を依頼する。

(3) 救急・救助資機材の調達

消防班及び消防団は、初期における装備資機材の運用については、原則として各機関において

それぞれ保有するものを活用する。なお、装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借り入れ等を図り、救急・救助に万全を期する。

(4) 市民、自主防災組織、事業所等の自主活動

市民、自主防災組織及び事業所等は連携して、二次災害の発生に十分注意しながら地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助に努める。

(5) 警察の救助活動

警察署は、被害の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救助活動を行い、救助した負傷者は、応急処置を施した後、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

(6) 海上保安署の救助活動

木更津海上保安署は、海難船舶が発生した場合はその捜索・救助を行うとともに、負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。

また、避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

さらに、臨海事業所においては、施設の倒壊や液状化等の影響により、孤立者が発生する可能性もあることから、海上からの避難が必要になった場合、海上保安署は他救助機関と連携して孤立者を揚収し、市等が指示する場所に搬送する。

２　救急活動

(1) 救急搬送

① 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、消防班、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局等のヘリコプターにより行う。

② 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行うとともに、県を通じて自衛隊のヘリコプターにより被災地外へ搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

また、救護能力が不足する場合は、消防団、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

■救急・救助活動の原則

○　延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 ○　延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ○　同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 ○　傷病者に対する救急措置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

第４　危険物等の対策

１　高圧ガス等の保管施設の応急措置

消防班及び県は、事業所等に対して必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機及び関との情報連絡を行う。

２　危険物施設の応急措置

消防班は、危険物施設の管理者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。

(1)　危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

(2)　混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

(3)　危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

(4)　災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺市民に対する人命安全措置並びに防災関係機関との連携活動

３　火薬類保管施設の応急措置

県及び関東東北産業保安監督部は、当該施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、事業所等に対して危険防止措置を講ずる監督又は指導を行うとともに、必要があると認めるときは、緊急措置命令等を行う。

４　毒物、劇物保管施設の応急措置

県は、事業所等に対して有毒ガス発生の防止の応急措置、除毒方法と周辺の市民の安全措置、連絡通報について指導する。

また、学校教育班は、県教育委員会の指導に基づき、学校等に保管してある薬品の危険防止や児童・生徒の安全確保の徹底を図る。

５　危険物等輸送車両の応急対策

消防班は、事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、必要に応じ、市民への広報活動や警戒区域の指定による規制等を行う。

また、危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止等又は使用制限の緊急措置命令を発する。

第５節　災害時の警備・防犯対策

災害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱が予測される。このため、市民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り等について万全を期する。

項　　目	担　　当
第１　災害時の警備	警察署
第２　防犯対策	市民協力班、自主防災組織、防犯協会、警察署

第１　災害時の警備

１　基本方針

警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に被災者の救出救助、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

２　警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 災害警備連絡室
　震度４以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合等

(2) 災害警備対策室
　県内に震度５弱の地震が発生した場合、津波警報が発表された場合等

(3) 災害警備本部
　県内に震度５強以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合等

３　災害警備活動要領

(1) 要員の招集及び参集
(2) 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
(3) 装備資機材の運用
(4) 通信の確保
(5) 負傷者の救出及び救護
(6) 避難誘導及び避難地区の警戒
(7) 警戒線の設置
(8) 災害の拡大防止と二次災害の防止
(9) 報道発表
(10) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
(11) 死傷者の確認、遺体の収容
(12) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急輸送道路の確保）
(13) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
(14) 協定に基づく関係機関への協力
(15) その他必要な応急措置

第２　防犯対策

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、市と連携して地域の巡回パトロールを行う。また、市民協力班は、避難後の住居や避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、自主防災組織、防犯協会の協力を得て、市民、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第６節　災害時の交通規制・緊急輸送対策

災害時には、様々な社会的混乱や道路交通の混乱が予測される。このため市民の生命、身体、財産の保護を図り、交通秩序の維持、緊急輸送等について万全を期するものとする。

項　　目	担　　当
第１　道路の交通規制	市民協力班、土木班、警察署、道路管理者
第２　緊急輸送対策	計画分析班、資源管理班、市民協力班、土木班、消防班、警察署

第１　道路の交通規制

１　交通規制

各実施者は、市内の道路の交通規制について国道、県道、市道の道路管理者等と協力して、次のとおり実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施する。市道については、市民協力班及び土木班は、職員を派遣し、道路施設の巡回調査に努め、交通規制を実施する。

交通規制を行う状況	道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合
目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限
根拠法令	道路法第 46 条

(2) 警察署長による交通規制

交通規制を行う状況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合
目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両等の通行禁止等
根拠法令	道路交通法第５条、第 114 条の３

(3) 警察官による交通規制

①　道路交通法第６条又は第 75 条の３

交通規制を行う状況	道路の破損、交通事故の発生その他の事情により、道路において交通の危険又は混雑が生ずるおそれがある場合
目的	道路における危険を防止、その他交通の安全
規制内容	歩行者又は車両等の通行の禁止、若しくは制限
根拠法令	道路交通法第６条又は第 75 条の３

②　災害対策基本法第 76 条の３

交通規制を行う状況	通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるとき

目的	災害応急対策の円滑化
規制内容	車両その他の物件の移動、その他必要な措置
根拠法令	災害対策基本法第 76 条の３

(4) 自衛官及び消防吏員の措置命令、措置等

交通規制を行う状況	警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、災害対策基本法第 76 条の３に定められた職務を行うことができる。
目的	災害応急対策の円滑化
規制内容	車両その他の物件の移動、その他必要な措置
根拠法令	災害対策基本法第 76 条の３第３項及び第４項

(5) 公安委員会による交通規制

交通規制を行う状況	千葉県又は隣接都県の地域に係る災害が発生した場合、災害応急対策上必要があると認めるとき
目的	災害応急対策の円滑化
規制内容	区間を指定して災害応急対策従事者又は物資の緊急輸送を行う車両以外の車両の通行を禁止、制限
根拠法令	災害対策基本法第 76 条

交通規制を行う状況	緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるとき
目的	災害時における車両等の移動
規制内容	道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
根拠法令	災害対策基本法第 76 条の６

(6) 大震災による交通規制

① 規制対象

国道、県道

② 規制道路及び規制区間

規制道路及び規制区間は次のとおりである。

○ 国道 16 号 （木更津市境～富津市境）
○ 館山自動車道（千葉富津線）

③ 交通規制の実施内容

大地震の発生とともに、警察署長は交通規制をとる。その後の被害状況に応じて、交通規制を継続する。

(7) 交通規制に当たっての留意事項

君津警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を把握し、緊急交通路の確保を図る等的確な交通規制を実施する。

２　交通情報の収集

警察署は、道路交通及び交通規制の実施措置を円滑に進めるため、交通情報の収集に努める。

警察署は、次の事項を調査の上、県警察本部に報告するとともに、市災害対策本部に通報する。

市民協力班は、警察署及び道路管理者と連絡をとり、交通情報の整理、伝達を行う。

■調査事項

○　主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
○　鉄道、駅等の交通機関の被害状況及び復旧の見通し
○　交通規制の実施状況
○　特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
○　その他必要な事項

３　道路の啓開

土木班は、交通の障害となっている倒壊樹木、土砂等の除去及び道路、橋梁等の応急補修、排水等を関係機関と協力して実施し、道路を啓開する。

第２　緊急輸送対策

１　緊急輸送の範囲

市、県及び防災関係機関等が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

○　消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員、資機材
○　医療（助産）救護を必要とする人（傷病者等）
○　医薬品、医療用資機材
○　災害対策要員
○　食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資
○　応急復旧用資器材
○　その他災害対策に必要な物資、人員

２　緊急輸送道路の確保

土木班及びその他道路管理者は、輸送道路となる道路の状況を点検し、次のような措置を実施して、安全な交通の確保を図る。

市民協力班は、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について、警察署と密接な連絡をとる。

○　通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。この場合、警察署に連絡し、連携を図る。
○　土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。
○　路肩崩壊等危険箇所には、標識灯などを配置する。
○　必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
○　国、県の管理する道路通行確保については、早期の対策を要望するほか、必要に応じ、進んで復旧作業を行う。ただし、この旨通知する。

３　緊急輸送手段の確保

(1) 車両等の調達

資源管理班は、車両を効率的に管理し、必要な車両の調達を行うとともに、防災関係機関からの要請があったときは、待機車両の活用等により、可能な限り協力する。調達は各班からの車両調達要請に基づき実施するが、市保有車両では、対応が困難な場合や特殊車両については、市内の輸送業者等からの借り上げにより、迅速な対応を図る。

また、道路、橋梁等の損壊等により車両によることができない場合、若しくは著しく緊急性を要する場合には、本部長（市長）の指示に基づき計画分析班は自衛隊の所有するヘリコプターについては知事を通じて、また、ドクターヘリについては直接所有医療機関に、それぞれ要請する。

①　借上の準備

災害の状況により、必要と認めるときは、資源管理班は、あらかじめ輸送業者等に車両の待機を依頼する。

なお、輸送業者等から借り上げた車両の使用料金は、通常の料金を準用する。

②　燃料の調達

資源管理班は、各班の専用管理車両、管財課管理の車両、借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

(2) 車両等の配車・運用

①　配車の請求

各班において車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、使用日時を明示の上、資源管理班へ請求する。

②　配車計画

資源管理班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

(3) 緊急通行車両の確認等

①　緊急通行車両の確認

ア　車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第１項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ　前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第６条に定める標章及び確認証明書を交付する。

ウ　前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ　届出に関する手続きは、別に定める。

②　緊急通行車両の事前届出・確認

ア　公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ　公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ　届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記①アの確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して前記①イの標章及び確認証明書を交付する。

エ　事前届出・確認に関する手続きは、別に定める。

４　ヘリコプター臨時離発着場開設

(1) ヘリコプター臨時離発着場の選定

ヘリコプター臨時離発着場は、災害の状況に応じて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地から選定する。

■ヘリコプター臨時離発着場開設予定地

貞元小学校、周西の丘小学校、周南中学校、内みのわ運動公園（多目的広場）、小糸小学校、小糸スポーツ広場、清和小学校、上総小櫃中学校、久留里スポーツ広場、小櫃スポーツ広場、君津緩衝緑地スポーツ広場

(2) 開設の決定

ヘリコプター臨時離発着場の開設の決定は、県からの指示、若しくは本部長（市長）の指示による。

計画分析班及び消防班は、本部長（市長）の開設の指示に備えて、ヘリコプターの臨時離発着場開設が可能な予定地について、被害状況等をあらかじめ把握しておく。

(3) 開設の方法

①　地表面の条件

○　回転翼の影響で砂塵等があがらない舗装された場所が最も望ましい。 ○　やむを得ずグラウンド等の未舗装の場所になる場合は、砂塵等が巻き上がらないように処置する。 ○　乾燥しているときは、十分に散水する。 ○　草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。

②　着陸点の表示

着陸点には、石灰等を用いて「H」を書き、○で囲む。

③　風向きの表示

○　着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し又は旗を立てる。 ○　着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。 ○　吹き流し又は旗は、布製とし、風速 25m／秒程度に耐えられる強度を有しているものであること

④　危険防止

○　離着陸時は、風圧等により危険であるので関係者以外接近させない。 ○　安全上の監視員を設置する。

⑤　その他の留意事項

○　救急車、輸送車両の出入に便利であること ○　電話その他の通信手段の利用が可能であること ○　緊急時は、布等を左右に振るなどの処置をして、パイロットに知らせるために有効なあらゆる手段を講ずること ○　自衛隊の機材の離発着に際して、自衛隊員が離発着場に所在する場合は、その者の離発着に関する統制を受けること

※資料編　ヘリコプター発着場適地一覧

(4) 耐震岸壁の確保

海上輸送の必要性が生じた場合、本部長は木更津市又は富津市と協議し、資源管理班は木更津公共ふ頭又は富津公共ふ頭を利用した海上輸送を行う。

第７節　避難計画

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、市民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。このため、避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者の安全避難については特に留意する。

項　　目	担　　当
第１　避難指示等	秘書広報班、計画分析班、情報整理班、福祉救護班、自主防災組織等
第２　避難の誘導	市民協力班、消防団、自主防災組織、市政協力員、警察官、学校・事業所等施設管理者、民生委員・児童委員
第３　避難所の開設	各施設管理者
第４　避難所の運営	各施設管理者
第５　在宅避難者への対応	市民協力班、地区拠点班
第６　避難所等の閉鎖	避難所開設・運営担当者（状況により施設管理者）

第１　避難指示

１　避難指示の発令

本部長（市長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、市民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の市民等に対し、速やかに立ち退きの指示（避難指示）を行う。

計画分析班は、本部長（市長）へ避難に関する情報を伝達し、避難指示に係る事務を行う。

■避難指示を発すべき権限のある者

○　市町村長等（災害対策基本法第 60 条）
○　警察官又は海上保安官
　（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第４条、港則法第 37 条第３項、同条第４項）
○　水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第 29 条〕）
○　知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
○　災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
　（その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第 94 条〕）

■避難情報の種類及び発令基準の目安

種　　類	内　　容	発令基準
避難指示	危険区域に居住する市民は全員避難。	・東京湾内湾に、津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたとき（津波注意報の際の対象者は、注記に記載のとおり限定的であるため、状況等を考慮し、必要があると認められるときに発令する。）。 ・火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に危険が及ぶと認められるとき。 ・震度５強以上の地震又は長周期地震動階級３以上の地震が発生し、避難の必要があると認められるとき。

※津波注意報発表時の避難指示は、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

２　警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

３　避難指示の内容

本部長（市長）が避難指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

○　避難対象地域 ○　避難先 ○　避難経路 ○　避難指示の理由 ○　その他必要な事項

４　避難情報等の周知

市は、避難指示を発令（あるいは解除）した場合、直ちに当該地域の市民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

(1) 市民等への周知

避難指示を発令（あるいは解除）した場合、秘書広報班、計画分析班及び情報整理班は、防災行政無線や広報車、安全・安心メール等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て市民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 県に対する報告

計画分析班は、避難指示（あるいは解除）を発令したときは、その旨を「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき、原則として千葉県防災情報システムを用い、県災害対策本部事務局（防災対策課）に報告する。

(3) 関係機関への通報

本部長（市長）が避難指示を行ったとき、又は警察官等から指示を行った旨の通報を受けたときは、計画分析班は、関係機関に通報する。

５　市民の自主避難

市民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の発表や市からの避難指示の発令を待たずに、地域の自主防災組織、市民組織を中心とした自主避難を行う。

第２　避難の誘導

１　避難の誘導を行う者

(1) 危険地域における避難誘導

大規模地震時に広域的な延焼火災が発生し、避難指示が発令された場合、市民協力班は、あらかじめ指定する指定避難場所にそれぞれ複数の市職員を派遣し、避難収容者の整理及び本部からの指示・情報等の収受にあたらせるとともに、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等の協力により市民等の避難にあたらせる。

また、市職員を派遣する時間的余裕がないときは、災害現場において、避難指示の伝達を行った者が、警察官、消防団員、市政協力員、自主防災組織等及び民生委員・児童委員の協力により実施する。

(2) 学校、事業所等における避難誘導

学校、幼稚園、保育園、認定こども園、事業所その他多数の人が集まる場所における避難誘導は、原則として施設の防火管理者及び管理権限者が実施する。

(3) 交通機関等における誘導

交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき実施する。

２　避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとするが、平時より、おおよそ次のようなものを目途とする非常用袋を用意しておくようＰＲに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

■携帯品

○　家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの） ○　１人２食分位の食料と２～３ℓの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品等 ○　服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じた防寒具

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次のようなことを目途とする。

○　避難の誘導は、病人、高齢者、乳幼児、心身障がい者その他単独で避難が困難な人を優先するが、早めに事前避難させるよう努める。 ○　避難経路は、本部長から特に指示がないときは、危険箇所を避け、避難の誘導に当たる者が指定する。また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の安全を確認して、行うように努める。 ○　選定した避難路に重大な障害があるときは、本部長を経由して、土木班に対して、避難道路の啓開（切り開き）等を要請する。 ○　危険な地点には、標識、なわ張りを行い、要員を配置する。 ○　避難誘導は、なるべく自治会単位に行う。 ○　避難先については、災害の状況によって使用できない場合もあるので、現場で避難誘導する者との連絡を密にして、適正な避難先を指示する。

３　避難行動要支援者の避難誘導

市民等と連携して、個別避難計画に基づき避難誘導を行う。なお、避難経路の選定に当たっては、危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な確保に努める。

第３　避難所の開設

避難所の開設及び運営は、「避難所運営マニュアル」、「新型コロナウィルス感染症を踏まえた避難所運営の手引き」を基本とし、開設は災害対策本部の指示により行い、運営は避難者が主体となって行う。また、市関係各班は連携し、避難者の収容及び避難生活の支援等を円滑、的確に行うものとする。

１　避難所の設置

(1) 避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

(2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3)　知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(4)　市長は、市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施する。

※資料編　指定避難場所一覧

※資料編　指定避難場所等位置図

２　その他留意事項

(1)　避難所の開設

避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。しかし、夜間等に発生するなど突発的な災害の場合には、本部からの指示がなくとも避難の必要が生ずると自主的に判断されたときには、居あわせた職員が施設入口（門）の開錠をし、避難所開設の準備を行う。

(2)　避難所開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難者の収容を終えた後、速やかに計画分析班に対して、電話若しくは伝令によりその旨を報告する。

計画分析班は、避難所の開設を確認後、秘書広報班に対し、市民に対する避難所開設の広報活動の実施を要請する。また、総務部長を通じて、消防長、知事、警察署等関係機関に対して、開設の状況を連絡する。なお、連絡は次の要領による。

○　避難所開設の日時、場所、施設名 ○　収容状況及び収容人員 ○　開設期間の見込み

(3)　避難所受付の設置

上記の措置をとった後、避難所内に受付を速やかに設置し、避難者に避難者カードを配布する。

なお、避難所開設以降は、受付には必ず要員を常時配置しておく。また、受付には避難所の運営に必要な用品（避難者カード、消耗品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。

また、市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(4)　避難所内の区画の指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

第４　避難所の運営

１　避難所運営の担当者

避難所の運営は、自治会・自主防災組織等を主体とする避難所運営組織を設置するまでは、総務部長が指名する職員が担当し、避難所運営組織の設置以降は、避難者が主体となって担当する。

なお、担当者の指名は、避難所施設を所管する課等の職員を中心に行うこととし、交代要員についても配慮するものとする。

２　避難所運営のおおよそのめやす

○　避難者名簿（カード）の配布・作成
○　居住区域の割り振り
○　食料、生活必需品の請求、受取、配給
○　避難所の運営状況の報告（適宜）
○　避難所運営記録の作成

３　要配慮者への配慮

(1) 避難所での配慮

避難生活に特別の配慮が必要な人たちにとって避難所での生活ができる限り支障の少ないものとなるようにする。

■避難所における要配慮者への対応

○　避難所の環境整備
・要配慮者専用スペースの確保
・障がい者用トイレ・スロープ等の段差解消設備の速やかな仮設
・必要に応じて畳・マットの敷設、パーティションの設置、空調機器の増設等
○　要配慮者班及び要配慮者用相談窓口の設置
・自治会、自主防災組織、福祉関係者、避難支援者の協力を得つつ要配慮者班を設置し、要配慮者用相談窓口を設ける。
・女性や乳幼児のニーズを把握するため、窓口に女性を配置
○　要配慮者の状況の把握等のための巡回と他施設への移送
・必要に応じて、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、生活相談等の実施
・要配慮者の状況に応じて、（一般）避難所から福祉避難所への移動や社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを実施
○　情報提供
・テレビやラジオ等報道機関による情報や市からの情報など、的確な情報の提供
・特に、視覚障がい者や聴覚障がい者に対しては、ビラや広報紙の配布、音声、紙による掲示など多面的な情報提供を行う。
○　外国人への対応
・通訳者の受入れ、ボランティアの協力等によるコミュニケーションの確保

(2) 福祉避難所の開設

市長は、避難所における要配慮者の生活が困難な場合、福祉避難所の開設を指示し、要配慮者を収容する。なお、福祉避難所への受入れについては、別途、マニュアル等で定めることとする。

■福祉避難所の施設　　※資料編　福祉避難所一覧

４　その他留意事項

(1) 避難者名簿（カード）の作成

避難者名簿（カード）は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となる。

避難所を開設した際には、まず避難者名簿（カード）を配り、各世帯単位に記入することを要請する。

避難者入所記録簿は、避難者名簿（カード）を基にして、できる限り、早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、避難所施設を所管する担当部長を通じて、本部へ報告する。

(2) 居住区域の割り振り

部屋の割り振りは、可能な限り、地域（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。また、間仕切りを世帯単位で行うなどして、プライバシーの保護に努める。

各部屋は、部屋ごとに代表者を選定するよう指示して、以降の情報の連絡等についての窓口役になるように要請する。

■窓口役の役割

○　避難所責任者からの指示、伝達事項の周知 ○　給食数、その他物資の必要数の把握と報告 ○　物資の配布活動等の補助 ○　避難者の要望、苦情等の取りまとめ

(3) 食料、生活必需品の請求、受取、配給

避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数については、市より派遣された職員より避難所施設を所管する担当部長が取りまとめ、総務部長を通じて、所管部となる資源管理班に要請する。

また、到着した食料や物資を受け取ったときは、その都度、消耗品受払簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

(4) 避難所の運営状況及び運営記録の作成

市より派遣された職員は、避難所の運営状況について、１日１回本部へ報告する。

また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて、報告する。

なお、記録、報告のために避難所日誌を記入する。

(5) 避難長期化への対応

避難が長期化した場合は、たたみ、布団、冷暖房機、洗濯機などの調達に配慮する。

なお、防犯に努めるほか報道機関等の取材、立ち入りについては、制限又は節度を求めるなどして、被災者の精神的安定に配慮する。

(6) 家庭動物同伴避難への対応

家庭動物同伴避難は、「避難所運営マニュアル」を基本とし、清掃班は、これに備えて、避難所に可能な限りの家庭動物受け入れスペースを確保する。

なお、家庭動物の飼育は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。清掃班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

(7) 保健衛生対応（被災者の健康管理、食物アレルギー対策等）

被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

(8) 感染症対策

避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(9) 女性・こども等への配慮

避難所等における女性やこども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性やこども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

また、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、

キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

第５　避難所以外の避難者への対応

市は、在宅避難者ややむを得ない理由で避難所に滞在できない車中、テント泊等の被災者に対しても、所在地の把握、必要な生活関連物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

市民協力班及び地区拠点班は、自治会、自主防災組織等と協力して、避難所以外の避難者の所在を確認し、関係各班と連携して避難所滞在者に準ずるサービス（第４の３及び４参照）を提供するように努める。

第６　避難所等の閉鎖

避難所開設・運営担当者（場合によっては施設管理者）は、避難所等の閉鎖に当たっては、本部会議で調整ののち、あらかじめ避難者に対し閉鎖を予告し、順次閉鎖をするものとする。学校施設については、授業再開に必要となる教室等から閉鎖する。

第８節　応急医療救護・防疫等活動計画

災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、市民生活に著しい影響があるとき、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の応急医療救護に万全を期する。また、災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

項　　目	担　　当
第１　医療救護活動	医務防疫衛生班、県、医師会、歯科医師会、日本赤十字社 ※日本赤十字社との連絡調整については、厚生課が行う。
第２　防疫	医務防疫衛生班、県、医師会、君津保健所（健康福祉センター）
第３　保健活動	医務防疫衛生班、かずさ水道広域連合企業団、県、君津保健所（健康福祉センター）

第１　医療救護活動

１　救護活動

(1) 救護所の開設

医務防疫衛生班は、本部長の命により、救護所を以下のうちから被災者にとって最も安全かつ交通が便利と思われる場所に設置する。

ア　診療所　イ　避難所　ウ　災害現場　エ　その他本部長が必要と認めた場所

(2) 実施機関

①　医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

②　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3) 救護班の編成・出動の要請

市長は、一般社団法人君津木更津医師会長、一般社団法人君津木更津歯科医師会長及び日本赤十字社千葉県支部君津市地区長に対し、救護所への救護班の編成・派遣を要請する。

市長は、市で対応できない場合、県に対して、県が編成する救護班の出動を要請する。

(4) 救護所の運営

救護所の運営は、医務防疫衛生班及び救護班が連携して運営する。また、救護班の主な業務内容は次のとおりとする。

■救護班の主な業務内容

○　負傷者の緊急度の判定（トリアージ）
○　傷病者に対する応急措置
○　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
○　軽症患者等に対する医療
○　避難所等での医療
○　助産救護
○　死亡の確認

また、医務防疫衛生班は、通院中等の避難者のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で市民に提供する。

救護所の運営に当たっては、災害協定に基づき、NPO 法人君津木更津薬剤師会薬業会に薬剤師等

の派遣を要請し、救護支援活動に当たるものとする。

(5) 医薬品、医療資機材の確保

医務防疫衛生班は、医薬品等について君津木更津医師会等に協力を要請し確保する。また、不足するときは、県に対し県備蓄品や県調達ルートからの供給を要請する。

輸血用の血液、血液製剤が必要な場合は、県を通じ県内血液センターや日本赤十字社千葉県支部等に供給を依頼する。

(6) 避難所救護センターの設置

医務防疫衛生班は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、君津保健所（健康福祉センター）との連携のもとに避難所内に避難所救護センターを設置する。

避難所救護センターでは、エコノミークラス症候群等被災者特有の疾病予防や、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めたきめ細かな対応を図るとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

２　後方医療の確保

(1) 後方医療機関の確保

医務防疫衛生班は、救護班による応急手当ののち、入院治療を要する傷病者について、救急告示病院、災害拠点病院での受入れを要請する。また、受入先の確保が難しい場合は、県を通じて災害拠点病院、災害医療協力病院、県外の医療機関へ重症者の受入れを要請する。

(2) 傷病者の搬送

医療救護を行った者のうち、後方医療機関に収容する必要がある者の搬送については、原則として、被災現場から救護所への搬送は市が救急車、応援車両等により実施し、救護所から後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は市及び県が防災関係機関との連携のもと救急車又はヘリコプターで実施する。また、軽傷者の搬送については、自治会、自主防災組織、事業所等が協力して行う。

(3) 難病患者等、助産への対応

医務防疫衛生班は、在宅の難病患者、人工透析利用者の応急措置については、医療機関の対応状況を確認し、情報を提供する。また、必要に応じて搬送支援を行う。胎児及び母体の生命に危険のある妊婦については、医療機関の対応状況を確認し、対応が困難な場合は、県を通じて受入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

第２　防疫

１　防疫体制の確立

医務防疫衛生班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」に基づき、災害の規模に応じた防疫組織を設け、県と協力して防疫活動を実施する。

２　災害防疫の実施

(1) 検病調査及び健康診断

医務防疫衛生班は君津保健所（健康福祉センター）と連携して、君津木更津医師会等関係機関の協力を得て、避難所等を重点に検病調査及び必要に応じ感染症法に基づく健康診断を実施する。

(2) 感染症への措置

君津保健所（健康福祉センター）は、感染症予防上特に必要と認めるときは、感染症法に基づき入院の勧告等必要な措置をとる。

(3) 広報活動の実施

医務防疫衛生班は、市民の不安を抑えるため、秘書広報班を通じ広報活動の強化に努める。

(4) 消毒の実施

医務防疫衛生班は、感染症法第 27 条の規定により災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域を対象に消毒を行う。使用する薬剤及び器具等については、県等から調達するほかに速やかに整備拡充を図る。また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

(5) 報告

医務防疫衛生班は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

第３　保健活動

１　被災者の健康管理

医務防疫衛生班及び福祉救護班の看護職と管理栄養士は君津保健所（健康福祉センター）と連携して、被災者に対し次の保健活動を行う。

○　災害発生時、把握している避難行動要支援者の健康状態の把握を行う。
○　避難生活の長期化やライフラインの長期停止により被災者の健康が損なわれることのないよう、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。
○　災害発生後早い時期から、心のケア、食中毒や感染症の発生予防等について予防活動を実施する。
○　避難所において、できるだけ早期に健康相談が実施できるよう体制（人・場所）の整備を支援する。
　また、健康相談においては被災者の健康管理と併せて、避難所における特異的な健康課題となる、感染症、エコノミー症候群等に対し、積極的な予防活動を継続的に行うとともに予防法を周知する。

２　飲料水の安全確保

地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、市は、かずさ水道広域連合企業団及び君津保健所（健康福祉センター）と協力して、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

第９節　行方不明者の捜索・遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の遺体を捜索するとともに、災害の際に死亡した者について遺体識別等のための処理を行い応急的な埋葬を実施する。

項　　目	担　　当
第１　行方不明者の捜索	市民協力班、消防班、消防団、警察署、自衛隊、海上保安署
第２　遺体の処理	市民協力班、福祉救護班、医師会、警察署、自治会

第１　行方不明者の捜索

１　捜索依頼、届出の受付と情報の取りまとめ

市民協力班は、行方不明者相談窓口を設置し、捜索依頼、届出を受け付ける。

届出等を受けたときは、まず避難所収容者名簿を当たり確認し、不明者については、要捜索者名簿を作成するとともに、行方不明者の特徴（＊住所　＊氏名　＊年齢　＊生年月日　＊性別　＊身長　＊体格　＊靴等を含む着衣　＊その他の身体特徴　＊携帯電話番号等　＊写真　＊いなくなった状況　＊その他使用していた車両の情報等）、届出人（＊住所　＊氏名　＊年齢　＊生年月日　＊性別　＊連絡先（避難場所）　＊行方不明者との関係性等）について、可能な限り詳細に聴き取り記録する。

また、相談窓口で受付けた届出及び被災現場等での情報を取りまとめ、消防班、警察、自衛隊等捜索を行う機関に提出し、情報の共有を図る。

２　捜索の実施

市民協力班、消防班は、消防団、警察署、自衛隊に協力を要請し、捜索活動を行う。

捜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び警察署に連絡し、発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し、監視を行う。

なお、捜索の実施期間は、災害発生の日から原則として 10 日以内とする。

また、災害により海域に行方不明者が漂流する事態が発生したときは、木更津海上保安署が、所属巡視船艇により捜索を開始し、発見、揚収した遺体については、警察署等と調整して対応する。

３　遺体の捜索

(1) 遺体の捜索、収容、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

(2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3) 知事は、遺体の捜索及び埋葬については、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(4) 市長は、埋葬について、市だけで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

第２　遺体の処理

１　遺体の検案

福祉救護班は、現地において警察署が検視（見分）した後、遺体の処理を引き継ぎ、次のとおり遺体の検案を実施する。

○　遺体の検案は、君津木更津医師会等に出動を要請し、医師が行う。

○　遺体の検案は、死亡診断ほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。

○　身元不明者については、警察官が遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、併せて指紋採取、人相、所持品、着衣その他の特徴等を記録し、関係方面に手配する。

○　検案を終えた遺体は、福祉救護班が関係各班、各機関の協力を得て、本部長が指定する遺体収容所（安置所）へ輸送する。

２　遺体の収容・安置

福祉救護班は、検案を終えた遺体について、警察署、自治会等の協力を得て、身元確認と身元引受の発見に努めるとともに、次のとおり収容・安置する。

○　遺体収容所（遺体一時安置所）を開設する。遺体収容所は、災害状況に応じて体育館等から確保する。

○　市内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。

○　遺体の検案書を引き継ぎ、遺体処理台帳を作成する。

○　棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。

○　遺族等より遺体引き取りの申し出があったときは、遺体処理台帳に記載の上引き渡す。

○　市民協力班に埋葬許可証の発行を求める。

３　埋葬

市民協力班及び福祉救護班は、引き取り手のない遺体の取扱い及び遺族等が火・埋葬を行うことが困難な場合は、次のとおり応急措置として、遺体の火葬、仮埋葬を実施する。

○　引き取り手のない遺体については、市で応急措置として火葬又は埋葬を行う。

○　火葬又は埋葬に付する場合は、火・埋葬台帳を作成する。

○　遺骨、遺留品は包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。

○　遺体が多数のため、きみさらず聖苑で処理できないときは、近隣市町村の火葬場に協力を依頼する。

○　埋葬場所は市内寺院に協力を依頼する。

○　火・埋葬期間は原則として災害発生の日から 10 日以内とする。

○　遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上引き渡す。

第 10 節　環境衛生確保・障害物除去対策

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上様々な面で不都合が生じてくる。このため、被災地の市民が当分の間の生活に支障のないよう、環境衛生の確保を図るとともに障害物の除去を行う。

項　　目	担　　当
第１　ごみの処理	清掃班、市民、民間事業者
第２　し尿の処理	清掃班
第３　障害物の除去	土木班、土木支部班、道路管理者、河川管理者、海上保安署、港湾事務所、鉄道事業者
第４　環境汚染の防止	清掃班
第５　家庭動物対策	清掃班、経済班、飼い主、動物愛護センター、獣医師会、警察、県

第１　ごみの処理

１　処理体制の確立

清掃班は、震災等により大量の災害廃棄物が発生した場合、「君津市災害廃棄物処理計画」に基づき、「君津市災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の発生量、仮置場の設置及び処分方法等を定め、迅速かつ適正な処分体制の確立を図る。

処理が困難な場合は、県に応援を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村との間で相互に援助協力を行う。

また、全壊等の判定を受けた住家を公費により解体することで、がれき等の災害廃棄物の大量発生が予想されることから、建築班と連携し、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

さらに、市民やＮＰＯ・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

２　処理対策の実施

(1) 仮置場の設置

大規模災害により片付けごみなどの災害廃棄物が大量に発生する場合は、一次仮置場を設置し、市民に対し、開設場所、時間及び荷姿等の情報について周知する。

また、必要に応じて、分別や中間処理を行う二次仮置場を設置する。

(2) 収集運搬大規模災害時における災害廃棄物等の収集運搬については、直営又は民間事業者等へ委託し、実施する。

①　災害廃棄物

道路や公園等の生活圏に排出されている災害廃棄物を速やかに撤去する。そのうち、有害性、危険性又は腐敗性のある廃棄物を優先的に回収する。

②　避難所ごみ等

避難所ごみや生活ごみの腐敗性が大きい廃棄物は、平時と同様に収集運搬及び広域廃棄物処

理施設等で優先的に処理を行う。なお、やむを得なく仮置きする場合は、害虫の発生や生活環境の悪化に伴う感染症等の発生及びまん延が懸念されることから、消毒等により、発生防止や駆除活動を行う。

③　有害廃棄物

有害廃棄物の飛散や爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、優先的に回収を行い、保管又は早期の処分を行う。

④　産業廃棄物

産業廃棄物については、平時と同様に事業者の責任において処分を行う。

(3) 災害廃棄物の処理

仮置場に集積されたごみのうち、既存施設で処理が困難なもの又は処理能力等の不足が見込まれる場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特例措置に基づき、産業廃棄物処理施設を活用し、分別を行った災害廃棄物の再資源化を図り、最終処分量の削減を目指す。

なお、事業者の廃棄物については、原則、事業者の責任において処理を行う。

第２　し尿の処理

１　震災時のトイレの確保

市民は、断水や停電、下水管の破損などの障害により自宅のトイレが使用できるか確認する必要がある。トイレが使用できない場合には、汚物をビニール袋等に入れ、可燃ごみとして排出するか、避難所等の仮設トイレを利用する。

また、大規模な災害により避難所が開設された場合、トイレが使用できるか確認するほか、清掃班と連携の上、必要に応じて簡易トイレ、仮設トイレを設置する。

２　生し尿、浄化槽汚泥の収集、処理

清掃班は、生し尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集許可業者に収集の支援を要請する。し尿等の収集は、避難所等を優先して行う。

また、必要に応じて「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」（千葉県締結協定）に基づき、県を通じて民間業者の協力を求める。

なお、し尿等は、衛生センターに搬入して処理するが、処理能力の超過や処理施設の損壊等により処理できない場合には、他市町村に支援を要請する。

第３　障害物の除去

１　住宅関係の障害物の除去

(1) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

(2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(4) 市長は、市限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施する。

２　河川関係障害物の除去

土木班・土木支部班及びその他河川管理者は、所管する河川の巡視を行うとともに、障害物の除去を行う。

土木班・土木支部班は、また、公共下・排水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口及び工事箇所の仮設物等につかえる浮遊、流下浮遊物その他の障害物を除去する。

３　主要道路上の障害物の除去

土木班・土木支部班及びその他道路管理者は、災害時における所管道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。除去は、千葉県緊急輸送道路及び主要道路を最優先に行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第７６条の６に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
・運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1) の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

【君津市における千葉県緊急輸送道路路線　一覧表】

○東関東自動車道館山線	○国道１６号
○国道１２７号	○国道４１０号
○国道４６５号	○県道君津大貫線
○県道君津青堀線	○県道君津鴨川線
○県道君津平川線	○県道千葉鴨川線

障害物の一時的な集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない市有地を選定する。民有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

資機材は、市所有資機材を使用するが、不足するときは君津土木事務所及び関係業者の協力を求め調達する。

４　港湾の障害物の除去

大型海上漂流物、漂流漂着船舶がある場合、漂流物等の一時係留・陸揚げ場所を、市及び県（港湾事務所）が調整して確保する。

同漂流物等の回収は港湾関係機関が調整して行うこととし、所有者が判明できる漂流船舶等については一時係留場所に保管後、所有者に対して引取りを要請する。

５　鉄道軌道上の障害物の除去

東日本旅客鉄道株式会社千葉支社は、鉄道軌道上の障害物の除去を行う。

6　NPO や民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去

コミュニティ確保の一環として行われる NPO やボランティア団 体等による重機を活用した障害物の除去については、県または市が重機を調達し、社会福祉協議会などを通じて NPO やボランティア団体等に貸与するなど連携強化を図る。

第４　環境汚染の防止

清掃班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストによる被災や、危険物の漏えいによる環境汚染を防止するため、環境監視体制の確立を図る。

第５　家庭動物対策

１　家庭動物対策

避難時の家庭動物の保護及び飼育は、原則として動物の飼い主等の管理者が行う。

家庭動物同伴避難に備えて「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう飼育ルールの作成及び家庭動物同伴避難訓練の実施に努める。

２　逃亡等動物対策

清掃班は、飼い主の被災により放棄された又は逃げ出した家庭動物が発生した場合は、君津保健所（健康福祉センター）、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。

また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。

３　死亡獣畜の処理

畜産廃棄物等のごみについては、原則、事業者の責任において処理を行うこととする。ただし、廃棄物の発生量と処理の進捗状況により緊急対応が必要となった場合や家畜等の死亡が確認された場合、清掃班及び経済班は、君津保健所（健康福祉センター）及び南部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等の処理を行う。

第 11 節　生活救援対策

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給並びに住宅の確保等を行う。

項　　目	担　　当
第１　応急給水	かずさ水道広域連合企業団、水道班
第２　食料の供給	市民協力班、地区拠点班、経済班、社会体育班
第３　生活必需品の供給	市民協力班、地区拠点班、福祉救護班、経済班
第４　救援物資の受入れ・管理	経済班
第５　り災証明書の発行	調査班
第６　労働力の確保	人事班、公共職業安定所
第７　応急仮設住宅の供給	建築班
第８　被災住宅の応急修理	建築班

第１　応急給水

大規模地震が発生し、水道施設の損壊等により、飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水等を得ることができない場合も同様とする。

１　水の確保

(1) 実施機関

①　飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

②　市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

③　知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

④　市長は、市限りで処理不可能な場合、近接市町村、国、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 水の確保

大規模地震が発生した場合、市は、かずさ水道広域連合企業団と協力し直ちに給水拠点（配水池）、配水ポンプ及び連絡管等の異常を調査し、漏水を確認したときは、バルブ操作により、応急給水用の水を確保するほか、次の方法で原水及び浄水を確保する。

①　原水の確保

水道施設の接続により近隣市水道、他の水道施設からの受水が可能な場合は、これを行う。また、受水不能の場合は、タンク車、給水タンク等により、原水を調達・輸送する。

②　浄水の確保

河川、井戸、水泳プール、防火用水等の水について、浄水機により処理の上供給する。

③　飲用以外の生活用水の確保

飲用には適さないが、他の生活用水として利用可能な場合は、その旨を十分に周知の上、飲用水と分けて利用する。

(3) 家庭内備蓄の活用

地震発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先する。このため、市民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 水質の安全対策

確保した給水拠点の水が飲料水として適当か検査し、消毒等により水質保全に努めるとともに、応急給水用資機材の清掃・消毒等を行うことにより、飲料水の安全確保を図る。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

２　給水計画の立案

(1) 需要の把握

かずさ水道広域連合企業団は、災害が発生した場合、水道班と連携をとって、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量の調査を実施する。

(2) 給水計画の立案

かずさ水道広域連合企業団は、需要調査の結果をもとに給水計画を立案するとともに、本部に報告する。

■給水計画の内容

○　給水対象域・給水所	○　給水量・給水時刻	○　給水方法
○　人員配置	○　必要資機材の調達・管理	○　給水の広報の方法・内容
○　応援要請の内容（必要な場合）		

３　給水実施の準備

(1) 給水の広報

かずさ水道広域連合企業団は、給水開始時刻・給水地点等を関係地域の市民に広報するよう、水道班に要請する。

(2) 給水地点の設定

「応急給水等に係る確認書」、「かずさ水道広域連合企業団と給水区域内各市における水道災害時対処要領」等に基づき設定する。

(3) 給水用資機材の確保

かずさ水道広域連合企業団は、水槽積載車が不足する場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に給水用資機材の応援要請を行う。

また、市は、知事を通して自衛隊等に協力を要請する。

なお、水槽積載車のみによらず、ポリタンク等の容器を調達し、一般車両等を用いて運搬する。

その他、資機器材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等の協力を得て調達する。

４　給水の実施方法

(1) 給水基準

かずさ水道広域連合企業団は、給水量については、被災者１名当たり１日３ℓを基準とし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

■給水量の基準

区分／内容	期間	目標給水量
第１次段階（混乱期）	災害時から３日まで	３　ℓ／人・日
第２次段階（復旧初期）	４日から７日まで	２０　ℓ／人・日
第３次段階（復旧後期）	８日から１４日まで	４０　ℓ／人・日

(2) 病院、福祉施設等への緊急給水

かずさ水道広域連合企業団は、医療活動や入所者の生活に支障のないように病院や福祉施設等との連絡を密に保ち、緊急給水を実施する。また、必要に応じて、仮配管を行う。

(3) 消火栓の活用

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、給水地点とすべき地点で消火栓を利用できる場合は、仮設給水栓の設置等により給水する。

また、水槽積載車への取水に利用する。

(4) 応急仮配管

かずさ水道広域連合企業団は、復旧に長時間を要する場合は、応急仮配管を行う。

第２　食料の供給

災害により食料の配給販売機関等がマヒし、又は住家の被害により自宅で炊飯等ができないり災者に対し、応急的な炊き出しを行い、又は住家に被害を受けたため、一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的にり災者の食生活を保護する。

１　実施機関

(1) 食料の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

(2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(4) 市長は、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施する。

(5) 市の実務は、市民協力班、地区拠点班、経済班及び社会体育班が当たる。

２　対象者

応急食料の実施の対象者は、次のとおりとする。

○　避難所に収容された者
○　住家の被害が、全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事ができない者
○　住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者
○　旅行者、市内通過者で他に食料を得る手段のない人
○　災害応急対策活動従事者（※災害救助法の実費弁償の対象外）
○　米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった人

米穀の調達は、市長が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請する。

３　応急食料給与の内容

給与する応急食料は、市が備蓄する保存食（サバイバルフーズ）、及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食のほか、必要に応じて市内食料品店等から漬物、佃煮等の副食、乳児用に粉ミルクを調達する。また、給与する際には要介護者、障がい者等避難行動要支援者に配慮する。

４　食料の確保

(1) 市の食料確保体制

飲料水、サバイバルフーズについては、市備蓄品を使用する。

不足する場合には、経済班は、応急生活物資供給に関する協定に基づく協力要請はもとより、市内業者等に協力を要請し、食料等を確保する。

※資料編　防災備蓄倉庫及び備蓄品

(2) 県への食料供給申請

① 災害救助法適用の場合で政府所有米穀の調達を要する場合、市長は必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

県と連絡がつかない場合、市長は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省農産局長に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するとともに、併せてその旨を県に連絡する。

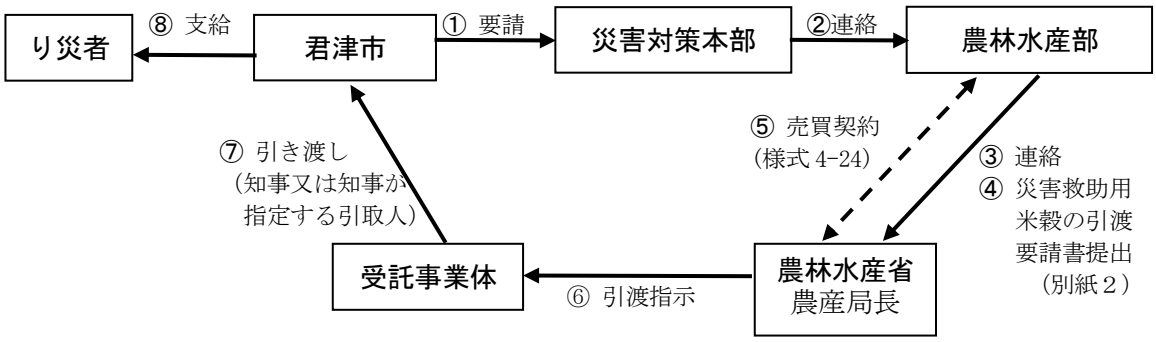
なお、市の実務については、経済班が当たる。

② 米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業体へとう精を依頼する。

政府所有米穀の受渡し系統図

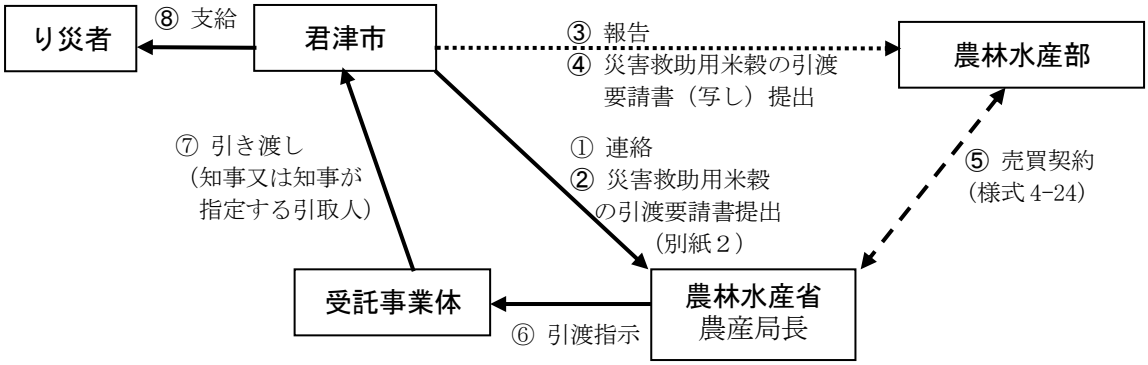
Ⅰ　県に要請する場合

県の農林水産部から農林水産省農産局長に要請し、売買契約を締結後、受託事業体から引き渡される。



Ⅱ　直接農林水産省に要請する場合

農林水産省農産局長に直接要請した場合、必ず県に報告する。県はこれを受けて農林水産省農産局長と売買契約することとなる。



(3) 協定に基づく食料の確保

災害時において、緊急に食料の調達が必要になった場合は、災害協定に基づき、協定企業に食料の供給を要請する。なお、要請に当たっては、文書にて品目、数量、場所、期間等を具体的に明示するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。　※資料編　災害協定一覧

５　食料供給活動の実施

(1) 食料の輸送

経済班は、市において調達した食料及び県から支給を受けた食料を指定の集積地に集め、車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

食料の輸送が市で対応できない場合は、輸送を食料供給業者に要請する。

(2) 千葉県トラック協会の協力

千葉県トラック協会は、県（県災害対策本部）から緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」に基づき、出動計画車両に従い緊急輸送に協力する。

(3) 食料の集積場所

食料の集積場所（保管場所）は、次のとおりとする。ただし、災害の状況によっては、避難場所並びに交通及び連絡に便利な公共施設又は広場を選定して集積する。

集　積　場　所（保管場所）	電　　話
君津市農業協同組合　周南支店　（外箕輪 4-31-45）	52-0118
〃　小糸支店　（中島 681-1）	32-2591
〃　小櫃支店　（末吉 152）	35-2511
〃　久留里支店　（久留里市場 473-1）	27-3251

(4) 食料の給与・配布

① 給与食料

給与する食料は、災害発生第１日目は、サバイバルフーズ等とし、第２日以降は、米飯の炊き出し又は弁当・食パン等により行う。

② 炊き出しの実施

炊き出しは、社会体育班が原則として学校給食の共同調理場施設を利用して行うが、状況に応じて君津市赤十字奉仕団、自主防災組織等の協力を得て実施する。

③ 避難所での配布

避難所での配布は、避難所運営組織に一任する。

第３　生活必需品の供給

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱によりこれらの物品を直ちに入手することができない状態にある者に対して、一時の急場をしのぐ程度の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

１　実施機関

(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

(2) 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

(3) 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(4) 市長は、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、国、県その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(5) 市の実務は、市民協力班、地区拠点班、福祉救護班、経済班が当たる。

２　対象者

対象者は、被服、寝具その他の生活必需品を失い、日常生活を営むことができない者とする。

３　応急生活必需品の内容

応急生活必需品の給付は、以下の範囲内で行う。

○	寝　　具	…… 毛布、ふとん等
○	外　　衣	…… 作業着、婦人服、こども服等
○	肌　　着	…… アンダーシャツ、パンツ等
○	身の回り	…… タオル、ズック靴等
○	炊事用具	…… 鍋、バケツ、食器類等
○	日 用 品	…… 石けん、チリ紙、歯ブラシ等
○	光熱材料	…… マッチ、ろうそく、懐中電灯等

４　需要の把握

救援物資の供給対象地域、必要数の把握は、経済班が総括して行う。把握した物資の必要数は計画分析班を通じて、本部長に報告する。

５　生活必需品の確保

(1) 市の生活必需品確保体制

経済班は、本部長（市長）の指示に基づき、迅速に市内又は市外の業者から調達するが、市の調達量に不足が生じたとき、又は調達が困難なときは、県に備蓄物資の融通等を要請する。

(2) 協定に基づく物資の確保

災害時において、緊急に物資の調達が必要になった場合は、協定に基づき、生活物資の供給を要請する。なお、要請に当たっては、文書にて品目、数量、場所、期間等を具体的に明示するものとする。ただし、緊急の場合で文書による要請ができないときは、口頭等により要請するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

６　生活必需品の供給活動の実施

(1) 生活必需品の集積場所（保管場所）

調達した生活必需品の集積場所は、被災の程度に応じ、本部長（市長）が指示する場所とするが、特に支障がなければ次の場所とする。

集積場所（保管場所）	電　　話
君津市市民体育館	52-8222
君津市農村環境改善センター	27-2537

(2) 給与（貸与）基準

生活必需品の給与（貸与）は、災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）の定める範囲内で行う。

第４　救援物資の受入れ・管理

１　救援物資の要請

(1) 全国への要請

経済班は、備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、計画分析班を通じて県へ救援物資の要請を行うほか、全国に物資提供を募集する。

救援物資の要請、募集は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。

なお、救援物資の受入れは、輸送や仕分け等の手間を考慮し、自身で運送手段を確保できる企業、団体からの大口の物資のみとすることを原則とする。

(2) 日本赤十字社への要請

経済班は、日本赤十字社に義援品の要請について、県を通じて行う。受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

２　救援物資の受入れ

経済班は、救援物資の集積場所（候補施設は前項６の(1)の表を参照）を開設する。集積された物資は、ボランティアの協力を得て、仕分け作業を行い、避難所へ配分する。

第５　り災証明書の発行

り災した世帯の再建復興のために、手続き書類としてり災証明書を発行する。り災証明書の発行に必要な手続きは、次のとおりとする。

１　発行の担当部署

り災証明書の発行事務は、調査班が担当する。

市は、遅滞なく被災者にり災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査やり災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結などり災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

また、被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

２　住家の被災調査

調査班は、支援金の支給等に必要となる家屋のり災証明書を発行するため、被災地区の家屋を対象に「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づく調査を行う。

また、調査体制が不足する場合等は、他市町村への応援要請や「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書」に基づく千葉県土地家屋調査士会への協力要請を行う。

火災により焼失した家屋等は、消防本部・消防署が消防法に基づき火災調査を行う。

３　発行の手続き

調査班は、家屋の被害認定調査結果を被災者台帳に記載する。また、り災証明書の発行手続きについて被災者に周知し、市民相談窓口（第３節　第４「市民相談」参照）等において、申請者に対して、被災者台帳により確認の上発行するとともに、その旨をり災証明書交付簿に記録する。

なお、被害程度の判定結果に不服がある場合には、再調査を申し出ることができる旨の説明を行う。申し出のあった家屋については再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて被災者台帳を修正し、り災証明書を発行する。

家屋の付帯物（カーポート等）、家財、車等の被害については、申請者の立証資料をもとに被災の届け出の事実を証明するひ災届出証明書を発行する。

４　証明の範囲

り災証明書は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項について証明する。

○　全壊、全焼、流失	○　大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼	○　準半壊
○　一部損壊	○　床上浸水	○　床下浸水

５　証明手数料

り災証明書及び災害届出証明書については、証明手数料を徴収しない。

６　様式

り災証明書及びひ災届出証明書の様式については、市長が別に定める。

第６　労働力の確保

１　求人の申込み

本部長（市長）は、災害応急措置の実施において労務者等を必要とするときは、木更津公共職業安定所長に対し、所定の申込書により求人の申し込みをする。

実務は、人事班が当たる。

２　求職者の紹介

本部長（市長）からの求人を受理した木更津公共職業安定所長は、即時に条件に該当する求職者を検索し、最優先で紹介に努める。また、本部長（市長）は、該当する求職者が存在しない場合には、他都道府県公共職業安定所への依頼を含めて、木更津公共職業安定所長に求職者の開拓に努めるよう要請する。

実務は、人事班が当たる。

第７　応急仮設住宅の供給

１　実施機関

応急仮設住宅の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

２　需要の把握

建築班は、災害後に調査班が行った被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握するとともに、市民相談窓口又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

３　用地確保等

建築班は、応急仮設住宅の用地として、事前に県へ報告している建設候補地リストを活用して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

また、応急仮設住宅の建設が困難な場合は、公営及び民間の賃貸住宅の空き室を借り上げ、応

急住宅として確保する。

４　建設の実施

(1) 建設の基準

【構造及び規模】
○　構造　軽量鉄骨プレハブ平家建連戸式・移動式仮設住宅
○　規模　１戸当たり 29.7 ㎡（９坪）

(2) 費用

応急仮設住宅１戸当たりの建設に係る費用は、災害救助法の限度額以内とする。

(3) 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から２年以内とする。

(4) 福祉仮設住宅の設置

福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置する。

(5) 集会所の設置

応急仮設住宅を同一敷地内又は、近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置する。

５　入居者の選定

(1) 入居資格基準

○　住家が全壊、全焼又は流失した者であって、
・居住する住家がない者であり、
・自らの資力では、住宅を確保することのできない者

(2) 選定

入居者の選定は、入居資格基準に基づき、建築班が行う。

なお、入居者の選定に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先して選定する。

６　空き室のあっせん

建築班は、公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者にあっせんする。

公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講ずる。

第８　被災住宅の応急修理

被災住宅の応急修理の実施は、災害救助法の適用の有無にかかわらず、本部長が必要と認めたとき行う。

１　応急修理の実施

建築班は、災害により、住家が半焼、半壊又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理ができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に必要最小限度の部分を、応急的に修理する。

修理の申し込みは、相談窓口で受付を行う。

(1) 実施機関

① 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事（又は救助実施市の長）が行い、市長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助する。

② 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

④ 市長は、市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、国、県その他関係機関の応援を得て実施する。

２　応急修理の種類と対象者

応急修理の種類と対象者は、次のとおりとする。

修理の種類	対象者
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	○　災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	○　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ○　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 ※大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合。）。

３　修理の実施

あらかじめ応急修理の実施要領等を定めるとともに、応急修理を実施する事業者を指定しておく。

費用の限度額、実施期間等は、災害救助法の基準（災害救助事務取扱要領）による。

第 12 節　二次災害の防止対策

震災に伴う二次災害を防止するため、被災建築物及び被災宅地の危険度判定・表示や、がけ地等の危険防止対策、危険物施設等対策などの対策を行う。

項　　目	担　　当
第１　被災建築物の応急危険度判定	建築班
第２　被災宅地の危険度判定	土木庶務班、土木班
第３　がけ地等の危険防止	情報整理班、土木班、土木支部班、県
第４　危険物施設等対策	施設管理者、消防班、県
第５　放射線災害対策	施設管理者、消防班

第１　被災建築物の応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の被害状況を調査し、危険の程度の判定・表示を行う被災建築物応急危険度判定を実施する。

１　活動体制

建築班は、震度５弱以上の地震が発生したときは、市内の建築物の被害情報を収集し、必要に応じ応急危険度判定業務を行う。

また、災害対策本部が設置され、本業務の実施に当たり必要があると判断した場合、本部長（市長）は災害対策本部のもとに応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を市役所等に設置し、その実務は建築班が当たる。

２　活動内容

(1) 実施体制の準備

実施本部は、判定実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(2) 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ

本部長（市長）は、応急危険度判定士の派遣を知事に要請し、実施本部はその受入れに関し必要な措置を講ずる。なお、民間判定士等ボランティアの受入れに際しては、災害ボランティアセンターと連携し、円滑な受入れに努める。

(3) 判定の実施

実施本部は、判定実施計画に基づき、以下の業務を行う。

① 応急危険度判定実施に関する広報を行う。

② 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（財団法人日本建築防災協会）に基づき目視点検により行う。

③ 判定は、避難所、病院等の重要施設を優先的に行い（第１次）、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定（第２次）を実施する。

④ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、建物の入口に判定結果を色紙で表示する。

⑤ 判定結果に対する相談に対応する。

第２　被災宅地の危険度判定

土木庶務班及び土木班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示し、「危険宅地」と判定された宅地については、必要に応じて立入制限を実施する。また、被災宅地の所有者等に危険度判定結果の説明・相談等適切な対応を行う。

なお、施設等（公共施設、交通網、ライフライン等、防災上重要な施設。）に著しい被害を生ずるおそれのある場合は、速やかに関係機関や市民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策等を実施する。

第３　がけ地等の危険防止

土木班及び土木支部班は、君津土木事務所、中部林業事務所と連携してがけ地及び山地の応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生している場合又は発生するおそれのある場合は、建設業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行うなど応急措置を講ずる。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、情報整理班は、速やかに関係機関や市民に連絡する。必要に応じて、危険箇所への立ち入りを制限するとともに、避難指示を行う。

第４　危険物施設等対策

１　施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者等は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、消防班及び県は、必要に応じて立ち入り検査を行う。

２　避難及び立入制限

危険物施設等の管理者等は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を行う。

また、消防班は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第５　放射線災害対策

１　施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置及び環境監視などを行う。

２　避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や市民に連絡するとともに、適切な避難対策を行う。

また、消防班は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

第 13 節　応援協力・派遣要請

大規模な災害の発生時には、市単独では、十分な対応ができないことも予想される。そのような場合には、各種の法令、各種相互応援に関する協定等に基づいて、応援協力・派遣要請を行う。

項　　目	担　　当
第１　自治体等に対する応援要請	計画分析班、人事班
第２　放送局への放送協力要請	秘書広報班
第３　消防の広域応援要請	消防班
第４　上水道・下水道の相互応援	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合
第５　自衛隊への災害派遣要請	計画分析班
第６　民間団体等への協力要請	市民協力班
第７　ボランティアの受入れ	福祉救護班

※資料編　災害協定一覧

第１　自治体等に対する応援要請

１　県への応援要請

市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び市の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。

実務は、人事班が当たる。

(1) 要請の手続き

知事に応援要請又は応急措置の実施を要請する場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項等を明らかにして実施する。

要請の内容	事　　項	根拠法令
県への応援要請又は応急措置の実施の要請	○　災害の状況 ○　応援（応急措置の実施）を要請する理由 ○　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○　応援を必要とする場所・活動内容（必要とする応急措置内容） ○　その他必要な事項	災害対策基本法 第 68 条

(3) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省の応急対策職員派遣制度による総括支援チーム※1、対口支援チーム※2の支援が必要と認める場合は、県に支援チームの派遣を要請する。

※１　災害マネジメントを支援するチーム

※２　避難所運営、り災証明書の交付等の災害対応業務を支援するチーム（原則として、１対１で被災市区町村に割り当てられる。）

２　県内市町村との相互応援要請

千葉県内の地域に災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、県内市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施できるよう消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結している。本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を要請する。

(1) 応援の種類

この協定による応援の種類は、次のとおりである。

○　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
○　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
○　救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
○　救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
○　被災者の一時収容のための施設の提供
○　被災傷病者の受入れ
○　遺体の火葬のための施設の提供
○　ごみ、し尿等の処理のための施設の提供
○　ボランティアの受付及び活動調整
○　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(2) 応援要請の手続き

実務は、人事班が当たる。

①　個別に他の市町村に応援を要請する場合

個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の事項等を明らかにして電話等により要請し、後日速やかに要請文書を提出する。

○　被害の状況	○　応援の種類
○　応援の具体的な内容及び必要量	○　応援を希望する期間
○　応援場所及び応援場所への経路	○　前各号に掲げるもののほか必要な事項

②　複数市町村に同時に応援を要請する場合

複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前号に掲げた事項を明らかにして電話等により知事に対し、応援要請の依頼を行うものとし、知事は他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。

後日速やかに、応援を実施した市町村の長に対し、要請文書を提出する。

３　指定地方行政機関等への応援要請

本部長（市長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対しあっせんを求める。

実務は、人事班が当たる。

(1) 要請の手続き

知事にあっせんを求める場合は、県（防災危機管理部防災対策課）に対し、原則として文書で要請する。ただし、緊急を要する場合は、県防災行政無線又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

(2) 要請の事項

要請は、次の表に掲げる事項等を明らかにして実施する。

要請の内容	事　　項	根拠法令
職員派遣・ あっせん要請	○　派遣の要請・あっせんを求める理由 ○　職員の職種別人員数 ○　派遣を必要とする期間 ○　派遣される職員の給与その他勤務条件 ○　その他必要な事項	派　　遣：災害対策基本法第 29 条 あっせん：災害対策基本法第 30 条 地方自治法第 252 条の 17

４　県外市町村への協力要請

本部長（市長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、相互応援協定等により、県外自治体に対し応援を要請する。

実務は、人事班が当たる。

※資料編　災害協定一覧

５　応援隊の受入れ・活動支援

応援隊の集結地は市役所駐車場、宿営拠点は公共施設等とし、人事班が受入れを行い、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

なお、応援隊の宿泊施設、食料、資機材等は、応援隊が手配することを原則とする。

市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

６　広域避難

(1) 県内広域避難

災害発生のおそれがあり、市民を県内他市町村に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。

適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。

なお、協議を行う場合は、知事に報告する。

(2) 県外広域避難

災害発生のおそれがあり、市民を県外に一定期間滞在させる必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3) 協議内容の公示及び通知

協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。

また、広域避難を終了する場合も同様とする。

(4) 避難者の受け入れ

市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 広域避難者への支援

① 住宅等の滞在施設の提供

県及び市は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

② 被災者への情報提供等

市は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

７　広域一時滞在

(1) 県内広域一時滞在

災害により被災した市民を県内他市町村に避難させる（広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、県内他市町村長に受け入れについて協議する。

適当な受け入れ先が見つからない場合は、知事に助言を求める。

なお、協議を行う場合は、知事に報告する。

(2) 県外広域一時滞在

災害により被災した市民を県外に避難させる（県外広域一時滞在）必要がある場合、本部長は、知事に対して協議を行う。

(3) 協議内容の公示及び通知

協議先市町村より受け入れ決定通知を受けたときは、その内容を公示するとともに、支援に関係する機関への通知と知事への報告を行う。

また、広域一時滞在を終了する場合も同様とする。

(4) 避難者の受け入れ

市長は、受け入れの協議を受けた場合、受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定緊急避難場所その他の避難場所を提供する（指定避難所を含む。）。

なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 情報の共有

被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

第２　放送局への放送協力要請

本部長（市長）は、災害の予警報や災害に対してとるべき措置等を市民等に伝達するに当たり、電気通信設備や無線設備で通信できない場合で特別の必要があるときは、基幹放送事業者（日本放送協会、ベイエフエム、千葉テレビ等）に放送を要請する（災害対策基本法第 57 条）。

また、「災害時における災害情報の放送に関する協定書」に基づいて、かずさエフエム株式会社に放送を要請する。

実務は、秘書広報班が当たる。

第３　消防の広域応援要請

本部長（市長）及び消防長は、消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、応援協定に基づき応援要請を行う。

実務は、消防班が当たる。

１　千葉県広域消防相互応援協定

(1) 応援の種類

この協定による応援は、次のとおりである。

応援の種類	内　　容
普　通　応　援	市町村等に隣接する地域で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長の要請を待たずに出動する応援
特　別　応　援	市町村等の区域外において災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長の要請により出動する応援
航空特別応援	特別応援の場合において、ヘリコプターが出動する応援
火災調査等特別応援	市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

(2) 要請の方法

本部長（市長）又は消防長は、応援側の市町村等の長又は消防長に対して、次の事項を明らかにして、電話その他の方法により要請し、その後速やかに必要な文書を提出する。

○　災害の種類
○　災害の発生場所
○　応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量
○　応援隊受入れ場所
○　その他必要な事項

(3) 応援部隊の集結場所

応援部隊の集結場所は、次のとおりとする。

応援部隊	道路別	集結場所	所在場所
東京都方面	東関東自動車道館山線及び国道 127 号	君津市民文化ホール	君津市三直 622
神奈川県方面	東関東自動車道館山線及び国道 16 号	君津メディカルスポーツセンター	君津市西君津 11-1
埼玉県方面	東関東自動車道館山線及び県道君津鴨川線	旧自然休養村管理センター	君津市大岩 286-5
茨城県方面	東関東自動車道館山線国道 410 号、県道千葉鴨川線	君津市農村環境改善ｾﾝﾀｰ 君津市久留里ｽﾎﾟｰﾂ広場	君津市久留里市場 347-1 君津市久留里市場 368-1

２　千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援

(1) 航空特別応援の対象となる災害

この協定による応援は、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合で、対象となる災害は次のとおりである。

○　地震、風水害その他大規模な自然災害
○　陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した、大規模な林野火災
○　高層建築物火災

○　コンビナート災害
○　航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故
○　その他の災害

(2) 応援の種別

航空特別応援の種別は次のとおりである。

応援の種別	内　　容
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（救急搬送活動を含む）
救急出動	重傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(3) 要請の方法

本部長（市長）又は消防長は、応援側の市町村の長又は消防長に対して、次の事項を明らかにして、電話、ファックス等により要請し、その後速やかに必要な文書を提出する。

○　必要とする応援の種別と具体的な活動内容
○　応援活動に必要な資機材等
○　離発着可能な場所、離発着場における資機材の準備状況
○　災害現場の最高指揮官及び無線連絡の方法
○　現場で活動中の他機関の航空機、ヘリコプターの活動状況
○　気象状況
○　ヘリコプターの誘導方法
○　その他必要な事項

３　千葉県広域消防相互応援協定書に基づく火災調査等特別応援

(1) 火災調査等特別応援に係る業務

この協定による応援に係る業務は、次のとおりである。

○　大規模火災及び特異火災等に係る火災原因・損害調査
○　火災の発生経過及び火災の原因となった物件の鑑定・鑑識
○　火災原因・損害調査技術向上のための指導員の派遣又は委託研修(他の市町村等の消防本部・消防署に消防職員を派遣し、現場業務を主として研修させるものをいう。)

(2) 要請の方法

消防長は、千葉県消防長会規約（昭和 26 年４月１日制定）第７条で区分する県内ブロックの同一ブロックに属する市町村等の消防長（同一ブロック内の市町村等において対応できない場合においては、他のブロックに属する市町村等の消防長）に対して、所定の文書にて要請する。

４　その他の広域消防応援活動

(1) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画によるヘリコプター派遣要請

本部長（市長）及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

(2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく活動

全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。

(3) 緊急消防援助隊の活動

知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生ずると認められるときは、消防組織法第44条の３の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

第４　上水道・下水道の相互応援

１　上水道事業の相互応援

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、災害時の給水等の応急措置を実施するために他の事業体等の応援を求めようとするときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

「千葉県水道災害相互応援協定」の応援の種類、応援要請の手続きは次のとおりである。

(1) 応援の種類

○　応急給水作業　　○　応急復旧作業　　○　応急復旧用資器材の供出

(2) 応援要請の手続き

①　被災事業体が、他の事業体の応援を求めようとするときは、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請する。

②　県は、被災事業体等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業体等に応援要請を行う。

③　被災事業体等が、県に応援を要請しようとするときは、応援要請書により防災ファックス等を用いて要請する。また、被災事業体等の判断により県を通さず応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行う。

２　下水道の相互応援

君津富津広域下水道組合は、下水道施設等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」に基づき、応急措置の支援を要請する。

第５　自衛隊への災害派遣要請

実務は、計画分析班が当たる。

１　要請手続き

災害により、人命・財産の保護のため自衛隊の派遣を必要とする事態が発生した場合には、本部長（市長）は知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により知事に対して依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を直接最寄りの自衛隊の駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

また、自衛隊は、災害に際し、その事情に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

■知事への要請

要請依頼者	市　長		
要　請　先	千葉県防災危機管理部防災対策課	電話番号	043-223-2175
要　請　者	千葉県知事		
要請伝達法	文書（緊急の場合は電話、無線で行い、事後文書送達）		
要 請 内 容	○　災害の情況及び派遣を要請する事由 ○　派遣を希望する期間 ○　派遣を希望する区域 ○　活動内容 ○　連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等、その他参考となるべき事項		

※資料編　自衛隊災害派遣要請依頼書の様式

■自衛隊への要請

区　　分	あ て 先	所　　在
陸上自衛隊に対するもの	高射学校長	〒264－8501　千葉市若葉区若松町 902
	第１空挺団長	〒274－8577　船橋市薬円台３-20-１
	第１ヘリコプター団長	〒292－8510　木更津市吾妻地先
	需品学校長	〒270－2288　松戸市五香六実 17
海上自衛隊に対するもの	横須賀地方総監	〒238－0046　横須賀市西逸見町１
	下総教育航空群司令	〒277－8661　柏市藤ヶ谷 1614-1
	第 21 航空群司令	〒294－8501　館山市宮城無番地
航空自衛隊に対するもの	中部航空方面隊司令	〒350－1394　狭山市稲荷山２－３

■緊急の場合の連絡先

部　隊　名（駐屯地等名）			連絡責任者 時間内（8:00～17:00）	連絡責任者 時間外	電　話　番　号（　）は時間外	県防災行政無線
県内	陸上自衛隊	高射学校（下志津）	企画副室長	駐屯地当直司令	千　葉 043-422-0221 内　線 203, 300(302)	631-721 当)638-723
		第１空挺団（習志野）	第３科防衛班長	駐屯地当直司令	習志野 047-466-2141 内　線 218, 235, 236(302)	632-721 当)632-725
		第１ヘリコプター団（木更津）	第３科運用班長	駐屯地当直司令	木更津 0438-23-3411 内　線 215(301)	633-721 当)633-724
		需品学校（松戸）	企画室副室長	駐屯地当直司令	松　戸 047-387-2171 内　線 202(302)	636-721 当)636-723
	海上自衛隊	教育航空集団（下総）	司令部運用幕僚	団当直幕僚	柏　04-7191-2321 内　線 2420(2424)	635-723
		下総教育航空群（下総）	司令部運用甲幕僚	群当直士官	柏　04-7191-2321 内　線 2213(2222)	635-721 当)635-723
		第 21 航空群（館山）	司令部運用Ａ幕僚	群当直士官	館　山 0470-22-3191 内　線 213, 413(222)	634-723 当)634-721
県外	航空自衛隊	中部航空方面隊（入間基地）（狭山）	防衛部運用課災害派遣担当	当直幕僚	狭　山　042-593-6131 内　線　2233,　2263(2204)	638-721 当)638-723
	海上自衛隊	横須賀地方総監部（横須賀）	防衛部第３幕僚室防災担当	作戦室当直幕僚	横須賀 046-822-3500 内　線 2543(2222, 2223)	637-721 637-723

２　災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 自衛隊に作業を要請又は依頼するに当たっては、次により実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材の確保に努める。また、諸作業に関係ある管理者の了解を速やかに取り付ける。

○　作業箇所及び作業内容	○　作業箇所別必要人員及び必要機材
○　作業箇所別優先順位	○　作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
○　部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所	

(3) 派遣部隊の受入れ時には、次の施設等を市内の公共施設等から準備する。

○　本部事務室
○　宿営地
○　材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
○　駐車場（車一台の基準は３ｍ×８ｍ）
○　ヘリコプター発着場

機　種	必要地積（最小）
ＯＨ-６Ｊ×１	約 30m× 30m
ＵＨ-１Ｈ×１	約 36m× 36m
ＵＨ-６０×１	約 50m× 50m
ＣＨ-４７×１	約 100m×100m

(4) 派遣部隊が到着後は、派遣部隊を誘導し、部隊の責任者と作業計画について協議調整する。

３　撤収要請

市民生活の復興及び安定が確保できたときは、本部長（市長）は、知事及び派遣部隊長と協議の上、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

４　災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は次のとおりである。

項　　目	活　動　内　容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難者の誘導、輸送等による避難の援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行い、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水の支援	被災者に対し、給食及び給水を実施する。

項　　目	活　動　内　容
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

５　経費の負担区分

災害派遣部隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を要請依頼した市が負担する。災害派遣部隊が、本市を含めた２以上の市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

■経費の負担範囲

○　派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料金及び修繕費
○　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
○　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
○　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

第６　民間団体等への協力要請

市民協力班は、被災地の状況等により必要と認めるときは、各種団体に対し、災害奉仕団の組織及び救護活動の実施を要請する。

１　協力を要請する業務

災害時に君津市赤十字奉仕団、青年団、各業者団体等の民間団体及びボランティア団体へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。

○　異常気象、危険箇所等を発見したときの市災害対策本部への通報
○　避難誘導、負傷者の搬送等市民に対する救助・救護活動
○　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等の業務
○　被害状況の調査補助業務
○　被災地域内の秩序維持活動
○　公共施設の応急復旧作業活動
○　応急仮設住宅の建設業務
○　生活必需品の調達業務
○　その他の災害応急対策業務への応援協力

２　協力要請の方法

災害時に民間団体及びボランティア団体への協力を要請する方法については、主に次のとおりとする。

(1) 民間団体への協力要請の方法

災害時に民間団体からの協力を求める際には、以下の事項を明らかにして、市民協力班がその責任者に対して要請する。

各部が作業を行うため民間団体の協力を必要とするときで、この計画に定めのない場合については、本部長（市長）に対して応援協力を必要とする理由及び以下の事項を明示し、要請するもの

とする。

○　活動の内容	○　協力を希望する人数
○　調達を要する資機材等	○　協力を希望する地域及び期間
○　その他参考となるべき事項	

(2) ボランティア団体への協力要請の方法

大規模地震の発生したときは、発生後２時間以降を目途として、以下の手段によりボランティア団体への協力要請を行う。

○　防災行政無線
○　広報車
○　職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布・掲示等による呼びかけ
○　インターネットの市ホームページへの掲載による呼びかけ
○　アマチュア無線による呼びかけ
○　ラジオ局に対する放送要請

第７　ボランティアの受入れ

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、県及び市は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、その活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

その際、県及び市は、行政、ＮＰＯ、ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、県及び市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

１　活動拠点

福祉救護班は、市社会福祉協議会の協力を得て、保健福祉センターふれあい館のボランティアセンターに、市災害ボランティアセンターを設置する。

市災害ボランティアセンターは、次のことを行う。

○　災害情報の把握
○　ボランティアニーズの把握
○　災害ボランティアの募集、受付
○　災害ボランティア活動の情報発信
○　センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
○　ボランティア活動保険の加入手続き
○　災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
○　災害ボランティア活動に必要な移動支援
○　君津市災害対策本部との以下の情報共有
　①　被災情報・避難所等に関する情報

② インフラ等の復旧計画・復旧情報
③ ボランティアによる支援活動の状況
④ その他、災害ボランティア活動に必要となる情報
○ 関係機関・団体との連絡・調整・仲介等
○ その他、センターの活動に必要な業務

なお、災害救助法が適用された場合は、市が委託するボランティア活動の調整事務に必要な人件費、旅費等を国庫負担の対象経費として記録し、県に請求する。

２　ボランティアの活動の内容

災害時のボランティア活動は、専門ボランティアによる活動と一般ボランティアによる活動に区分される。災害時に個人・団体へボランティア活動を要請する内容は、次のとおりとする。

区　　分	活動内容
専門ボランティア	○ 被災宅地の危険度判定 ○ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士） ○ 土砂災害（特別）警戒区域の調査（斜面判定士） ○ 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師） ○ 被災者への心理治療（心理カウンセラー等） ○ 福祉（手話通訳、介護士） ○ 無線（アマチュア無線技士） ○ 特殊車両操作（大型重機等） ○ 通訳（外国語） ○ 災害情報、安否情報、生活情報の収集整理・広報（事務）
一般ボランティア	○ 救助物資等の整理、仕分け、配分 ○ 避難所の運営補助 ○ 炊き出し、食料等の配布 ○ 清掃、がれきの片づけ等 ○ 避難行動要支援者の介護、生活支援 ○ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ○ その他危険のない軽作業

３　ボランティアへの協力要請

福祉救護班は、各応急活動について必要とするボランティアの種類・人数を調査し、ボランティアの需要を把握する。

ボランティアが不足する場合は、県災害ボランティアセンターに必要なボランティアを要請する。県への専門ボランティア要請先は、次のとおりとする。

活動分野	個　人　・　団　体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部医療整備課・健康づくり支援課・薬務課
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障がい者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューローボランティア通訳	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

４　ボランティアへの活動支援

(1) ボランティアへの情報提供

福祉救護班は、市社会福祉協議会にボランティアの必要な場所、種類等の情報を提供する。

福祉救護班は、市社会福祉協議会と協力して、ボランティア団体との協議により、受付・登録したボランティアの活動分野を考慮して分担する。

各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

(2) ボランティアの受入れ体制

ボランティアは、原則として各自の飲料水、食料、物資、宿泊場所等は自分で確保する。

福祉救護班は、必要と判断した場合、ボランティアの飲料水、食料、物資等を確保する。また、遠隔地からのボランティアのために宿泊場所等の情報を提供する。

第 14 節　生活関連施設等の応急対策

項　　目	担　　当
第１　道路、橋梁	市民協力班、地区拠点班、土木班、土木支部班
第２　河川、内排水施設	土木班、土木支部班
第３　鉄道・バス	鉄道・バス等事業者
第４　ライフライン施設	かずさ水道広域連合企業団、君津富津広域下水道組合、電力・ガス・通信・郵便事業者
第５　その他公共施設	各施設管理者

第１　道路、橋梁

災害が発生した場合、道路管理者は、それぞれ所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し応急措置を行う。

１　災害時の市道の応急措置

(1) 被害状況等の調査

市民協力班、地区拠点班、土木班及び土木支部班は、災害が発生した場合に調査班を編成し、市管理の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、その状況を本部長（市長）に報告する。

(2) 交通規制

市民協力班は、通行が危険な路線、区間については、警察署に通報し、通行止め、交通規制等の措置を講じ、パトロール等による広報を行う。

２　応急復旧対策

土木班及び土木支部班は、被害を受けた市道について応急復旧を実施する。なお、必要に応じて、災害協定に基づき、協定組合に対し、応急修理、障害物の除去等その他の応急措置を要請する。

第２　河川、内排水施設

１　応急排水

河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、市所有のポンプあるいは、民間業者のポンプを借用し、応急排水を実施する。

２　応急復旧

土木班及び土木支部班は、堤防、護岸、水門等の被害等について調査し、速やかに応急復旧する。

第３　鉄道・バス

１　鉄道

東日本旅客鉄道株式会社は、災害が発生したとき、あるいは電車や構造物が被災したときには、次のような措置を講ずる。

(1) 運転規制の実施

あらかじめ定めた測定値に基づき、列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導の実施

① 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市から市指定避難場所への避難指示等があった場合又は臨時避難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。

② 駅間に停止した場合の避難誘導

乗務員は、列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に女性、こどもに留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

２　バス・タクシー

バス及びタクシー事業者は、地震が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

第４　ライフライン施設

１　上・下水道施設

(1) 上水道施設

市は、かずさ水道広域連合企業団と協力し、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。なお、対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業体等の応援を得て復旧を行う。

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、「取水、導水、浄水、配水施設の復旧」を第一に、次いで「主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路」の順で取り組む。

(2) 下水道施設

君津富津広域下水道組合は、被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立し、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。また、復旧については、詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して作業に取り組む。

(3) 上下水道一体の対応

かずさ水道広域連合企業団及び君津富津広域下水道組合は、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

２　電力施設

東京電力パワーグリッド株式会社は、非常災害時に防災業務計画に基づき、台風、地震、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害の早期復旧に努める。

(1) 危険予防措置

災害時においても原則として電力供給を継続するが、警察、消防等から要請があった場合等は、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

なお、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能が予想される場合は、運転を停止し、市及び関係機関に連絡する。

(2) 広報

感電事故並びに漏電による出火を防止するため、新聞、テレビ、ラジオ、ＰＲ車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

■災害時における電気に関する広報事項

○　無断昇柱、無断工事をしないこと。
○　電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ通報すること。
○　断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
○　建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
○　屋外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
○　地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
○　その他事故防止のための留意すべき事項。

(3) 応急復旧

市及び東京電力パワーグリッド株式会社は、災害時の大規模停電等において、迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」及び以下の３つの覚書に基づき相互に協力し応急復旧に対応する。

①「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書」
※停電復旧に係る作業に支障となる障害物及び復旧作業に係る道路上の障害物の除去等ならびに予防措置（予防伐採）に関して規定

②「災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書」
※それぞれが持つ情報の共有を図ることを規定

③「災害時における電源車の配備に関する覚書」
※長時間の停電が発生し、又は発生の恐れがある場合の電源車配備について規定

３　ガス施設

(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保

東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。

(2) 広報活動の実施

東京ガス株式会社は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

■災害時におけるガスに関する広報事項

地震発生時の対応
○　地震により、ガスが漏れてにおいがしないか、確認してください。
○　万一ガスのにおいがしたら火は使用しないこと。ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉め、窓を開け、すぐに東京ガスネットワークに連絡すること。照明や換気扇など、電気のスイッチには絶対手を触れないこと。

○　ガスのにおいがしない場合でも、ガス給湯器の排気筒のはずれなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合にはガス機器は使用しないこと。

供給継続地区のみなさま

○　地震で安全装置が作動しマイコンメーターがガスを遮断している場合があります。
○　ガスが使えない場合は、ご自分で復帰操作をしてください。
○　復帰操作の説明
　①　ガス栓、器具栓をすべて閉めてください。
　②　マイコンメーターのボタンをしっかり押してください。
　③　操作終了後、約３分間マイコンメーターによる気密試験のためガスの使用はしないでください。
　④　点滅が消えればガスはお使いになれます。
○　復帰操作をしても点滅が消えない（ガスが出ない）場合は、東京ガスネットワークへ連絡してください。

供給停止地区のみなさま

○　ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス事業者から連絡があるまでお待ちください。
○　ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないでください。

４　通信施設

(1) 速やかな復旧

ＮＴＴ東日本株式会社等通信事業者は、電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として市民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであることから、通信施設の速やかな復旧対策に取り組む。

(2) 広報活動の実施

ＮＴＴ東日本株式会社等通信事業者は、震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって利用者に周知する。

■電話に関する広報事項

○　通信途絶、利用制限の理由と内容
○　災害復旧措置と復旧見込時期
○　通信利用者に協力を要請する事項
○　災害用伝言ダイヤル「１７１」の提供開始

５　郵便

日本郵便株式会社は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

第５　その他公共施設

災害が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。

○　避難対策については、事前計画に基づき実施する。
○　混乱を防止する。
○　施設入所者の人命救助を第一とする。

○　施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置を講ずるほか、応急復旧を迅速に実施する。応急復旧に当たっては、必要に応じて、災害協定に基づき、協定組合に対し、応急修理、障害物の除去等その他の応急措置を要請する。
○　関係機関へ通報する。
○　避難場所となった施設は、火災等二次災害予防について、十分な措置をとる。

第 15 節　避難行動要支援者及び要配慮者対策

項　　目	担　　当
第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応	福祉救護班、医務防疫衛生班、各施設管理者
第２　社会福祉施設入所者への対策	各施設管理者
第３　外国人への対応	企画班

第１　避難行動要支援者及び要配慮者への対応

在宅の避難行動要支援者の支援は以下を基本とし、具体的な対応内容は君津市避難行動要支援者避難支援計画に定める。

１　避難行動要支援者支援担当の設置

市は災害時に支援を要する人が円滑に避難できるように、福祉救護班内に避難行動要支援者支援担当を設置する。

２　避難行動要支援者の安全確保

(1) 安否確認

福祉救護班は、自治会、自主防災組織、福祉関係団体及び民生委員・児童委員と協力して避難区域の在宅避難行動要支援者の安否確認を行う。また、災害の状況によって、移送の要否等を検討する。

(2) 避難情報の伝達

福祉救護班は、避難行動要支援者に対する情報の伝達に当たっては、広報車又は防災行政無線等の通常の伝達手段に加えて、インターネット（電子メール（メール配信サービス、緊急速報メール（エリアメール）等））、テレビ放送、電話、ＦＡＸ通信、ラジオ放送についても活用し、周知を図る。

(3) 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導は、原則として地域の自治会、自主防災組織等が行う。

福祉救護班は、必要により高齢者・幼児・傷病者・歩行困難な避難行動要支援者を車両等で搬送する。

３　避難所等での支援

(1) 避難所における対策

福祉救護班は、避難所において秘書広報班、社会教育班、避難所運営の担当者及びボランティア等と協力して、次の対策を行う。

■避難所における要配慮者への支援

ケアサービスリストの作成	○　必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ○　その他介護に必要な状況
必要な設備の設置	○　踏み板等、段差の解消　　○　簡易ベッド　○　間仕切り
要配慮者専用スペースの確保	○　可能な限り少人数部屋　　○　トイレに近い
広報活動への配慮	○　手話通訳等のボランティアの確保

(2) 巡回ケアサービス等の実施

福祉救護班は、避難所の要配慮者に対して、医師や保健師等による巡回ケアサービスを行うとともに、ヘルパー、ボランティア等による相談、介助等を行う。

(3) 福祉避難所の設置

避難所における要配慮者については、福祉避難所の担当者と協議の上、必要に応じて、福祉避難所へ移送する。

４　被災した在宅避難行動要支援者への支援

(1) 保健・福祉巡回サービス

福祉救護班は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回サービスを行う。

(2) 保健・福祉相談

福祉救護班及び医務防疫衛生班は、災害相談窓口等を市役所内に開設し、保健・福祉相談を受け付ける。

５　仮設住宅での支援

福祉救護班は、仮設住宅において、巡回ケアサービス、広報活動等を行い、要配慮者の生活を支援する。

第２　社会福祉施設入所者への対策

１　地震発生時の安全確保

各社会福祉施設では、入所者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の市民等に協力を要請する。

２　施設における生活の確保

地震によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、各施設管理者は、必要とする品目、数量等を確認の上、福祉救護班に供給を要請する。

第３　外国人への対応

１　外国人への広報

企画班は、やさしい日本語や多言語の広報紙を作成し、地震情報、安否情報、被災情報等を提供するとともに、ボランティア等の協力により災害時の広報を行う。

２　外国人への援助

企画班は、千葉県や関係機関等と連携し、外国人に対する援助や、やさしい日本語や多言語による情報提供を実施する。

第 16 節　帰宅困難者支援対策

市は、大規模地震発生時における帰宅困難者に対して、国や県、他市町村等防災関係機関と連携して各種施策の推進を図る。

項　　目	担　　当
第１　市の支援	市民協力班
第２　施設管理者による対応	各施設管理者

第１　市の支援

１　平時の対応

「首都直下地震対策大綱」で示された、帰宅困難者は「むやみに移動を開始しない」という基本原則のもとに、市民協力班は、国や九都県市首脳会議、県の対応を踏まえ、関連各班と連携し次の対策を進める。

■市の行う帰宅困難者支援対策

○　情報の広域収集伝達体制の構築
○　広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
○　事業所、通勤者等への情報の提供
○　徒歩帰宅行動時における支援対策
○　代替輸送手段の確保
○　一時滞在施設の確保

２　一時滞在施設の開設及び誘導

市民協力班は、一般の避難所への受入れが困難な場合は、県等と協力して帰宅困難者用の一時滞在施設を確保する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約して県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、学校、事業者等へ情報を提供する。

大規模集客施設や駅等で保護された利用客は、原則、各事業者が市と連携して一時滞在施設へ誘導する。

第２　施設管理者による対応

事業所、学校、集客施設等の各施設管理者は、その従業員、生徒、利用者等が公共交通機関の不通によって自力で帰宅することが困難となった場合、従業員、生徒、利用者等に対し一斉帰宅行動を抑制するため、一時的に事業所や学校等に収容しそのための食料や飲料水等の備蓄や安否確認方法の体制整備に努めるとともに、市、警察等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。

また、駅等にいる滞留者については、鉄道事業者等が対応する。

第 17 節　保育対策・教育対策

乳幼児や小・中学生をもつ市民が安心して、生活再建のための活動に専念でき、また、こどもの精神的ダメージを緩和することができるよう、応急的な保育や教育を実施する。また、貴重な文化財の応急措置に努める。

項　　目	担　　当
第１　応急保育	福祉救護班、保育園、認定こども園、幼稚園
第２　応急教育	教育庶務班、学校教育班、社会体育班、小中学校
第３　文化財の保護	社会教育班

第１　応急保育

１　事前措置

福祉救護班は、災害発生のおそれのあるときは、休園措置を検討し、保育園長を通じ、保護者へ伝達する。

２　災害発生直後の体制

(1) 市立保育園長及び私立保育園長は、状況に応じ、園児の緊急避難の措置を講ずる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園にて、保護者に確実に引き渡す。

(2) 市立保育園長は、災害の規模、園児・職員並びに施設設備等の被害状況を把握し、速やかに福祉救護班に報告する。

(3) 勤務時間外に災害が発生した場合は、職員は、所属の保育園に参集し、市が行う災害応急、復旧対策に協力し、応急保育の実施及び保育園の管理等のための体制を確立する。

(4) 市立保育園長は、状況に応じて臨時の保育、教育編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。

(5) 本部長（市長）は、福祉救護班を通じて、市立保育園長に対して適切な緊急対策を指示する。

３　応急保育の実施

(1) 市立保育園長は、職員を掌握して施設及び園児の被災状況を把握し、福祉救護班と連絡し、復旧に努める。

(2) 福祉救護班は、情報、指示の伝達について万全の措置を講ずるものとし、保育園長はその指示事項の徹底を図るものとする。

(3) 受入れ可能な園児は、保育園において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握するよう努める。

(4) 衛生管理に十分注意するとともに、心のケアに努める。

(5) 放課後児童クラブ等においても被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

４　認定こども園及び幼稚園における措置

認定こども園及び幼稚園における措置については、前１から３の保育園の計画を、次のように読み替えて実施する。

○　保育園	→	認定こども園又は幼稚園
○　保育園長	→	認定こども園長又は幼稚園長

第２　応急教育

１　災害発生前及び発生直後の措置

(1) 事前措置

①　学校教育班は、災害発生のおそれのあるとき、措置を検討し、速やかに学校長に伝達する。

②　市立小中学校の教職員は、つねに気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次の事項のとおり、学校長と協力して災害応急対策に備える。

○　学校行事、会議、出張を中止すること ○　休校措置、児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事務処理、保護者への連絡方法を検討すること ○　市の教育委員会、警察署、消防本部・消防署及び保護者への連絡網の確認を行うこと ○　勤務時間外においては、学校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

(2) 災害発生直後の体制

①　市立小中学校の学校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を行う。この場合、児童・生徒は、学校にて保護者に引き渡す。又は、教員の引率により、集団下校させるものとする。

②　災害の規模、児童・生徒、職員及び施設設備の災害状況を速やかに把握し、学校教育班を通じて災害対策本部に報告する。

③　勤務時間外に災害が発生したときは、教職員は所属の学校に参集し、市が行う災害応急・復旧対策に協力し、応急対策の実施及び校舎の管理のための体制を確立する。

④　学校長は、参集した教職員の所属、職名、氏名を確認し、学校教育班がこれをまとめ災害対策本部に報告する。

⑤　本部長（市長）は、学校教育班を通じて、学校長に対して適切な緊急対策を指示する。

２　応急教育の実施

(1) 被害調査

学校長は、施設の被害状況を調査し、教育委員会（教育部）に連絡し、応急教育実施のための場所を確保する。

■応急教育のための場所

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
学校の校舎の一部が被害を受けた場合	○　特別教室 ○　体育館
学校の校舎の全部が被害を受けた場合	○　公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○　市民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設 ○　応急仮設校舎の設置

(2) 応急学級編成

学校教育班及び学校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害発生に伴う編成を行い、速やかに児童・生徒及び保護者に周知する。

(3) 応急教育の内容

応急教育における指導内容、教育内容については、おおむね次のとおりとする。

① 生活に関する指導内容

健康・衛生に関する指導	その他の生活指導等
○ 飲み水、食物、手洗い等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴その他身体の衛生指導	○ 児童・生徒のそれぞれの発達段階に応じて、事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる。 ○ 児童・生徒相互の助け合いの精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする。

② 学習に関する教育内容

○ 教具、資料を要するものはなるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育、理科の衛生等を主として指導する。

３　教材・学用品の調達及び支給

(1) 実施機関

① 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助する。

② 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。

③ 知事は、災害救助法が適用された場合においても、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、市長に救助を行わせることができる。

(2) 支給の対象

災害により住家に被害を受け、教材・学用品を失い、又はき損し、就学上支障ある児童・生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を支給する。

(3) 支給の期間

災害救助法が適用された場合の支給期間は、災害発生の日から教科書は１か月以内、その他については 15 日以内と定められている。

４　その他の留意事項

(1) 児童・生徒の救護・保健衛生

施設内における児童・生徒の救護は原則として、当該学校医、歯科医、薬剤師、養護教諭等がこれに当たる。

(2) 学校給食

学校給食については、状況に応じて一時中止するものとし、その場合、可能な限り、被災者の炊き出しを行うものとする。また、社会体育班は、給食施設及び給食物資搬入業者の被害状況を迅速に把握し、学校給食の再開計画を策定し、本部長に報告するものとする。

(3) 給食に関する被害の報告

被害を受けた物資について、その状況を県（支部）へ報告する。

(4) 情報・指示の伝達

教育庶務班は、被害学校ごとに分担を定めて、情報及び指示の伝達を行う。

(5) 避難所開設への協力

学校長は、避難所に指定されている場合は、可能な限り、開設・運営に協力する。

第３　文化財の保護

社会教育班は、文化財に被害が発生した場合、被害状況を調査し、その結果を県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して文化庁へ報告する。

第 18 節　災害救助法の適用

項　　目	担　　当
第１　災害救助法の適用基準	
第２　滅失（り災）世帯の算定基準	
第３　災害救助法の適用手続き	計画分析班
第４　救助業務の実施者	計画分析班、各班

第１　災害救助法の適用基準

１　災害が発生した場合

県の人口が 300 万人以上で、市の人口が５万人以上 10 万人未満の区分に属する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合、知事によって災害救助法が適用される。

(1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」とい う。）の数が 80 世帯以上に達する場合

(2) 県内の滅失世帯の数が 2,500 世帯に達する場合であって、町の滅失世帯数が 40 世帯以上に達する場合

(3) 県内の被害世帯の数が 12,000 世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情（被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。）がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当するとき

① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

② 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

２　災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において 国が災害対策基本法に基づく災害対策本部等を設置し、本市域がその所管区域になった場合で、現に救助を必要とするとき。

第２　滅失（り災）世帯の算定基準

１　滅失（り災）世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでいたらない半壊等については、災害救助法施行令第１条第２項の規定により以下のとおり、みなし換算を行う。

	住家被害の状況	算定根拠
滅失住家 １世帯	全壊（全焼・流失）	１世帯
	半壊（半焼）	２世帯
	床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない状態になった住家	３世帯

（注）床下浸水、一部破損は換算しない。

２　滅失（り災）等の認定

災害に係る住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。

第３　災害救助法の適用手続き

１　災害救助法の適用要請

災害に対し、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長（市長）は直ちにその旨を千葉県災害対策本部事務局に報告する。実務は、計画分析班が当たる。

○　災害の原因
○　災害発生の日時
○　災害が発生した場所又は地域
○　被害の状況（被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。）
○　災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置（災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況、主な応急措置の実施状況、その他必要事項）
○　災害による住民等の避難の状況
○　災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
○　その他必要事項

２　適用要請の特例

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長（市長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するものとする。

第４　救助業務の実施者

１　救助業務の実施者

災害救助法が適用された場合は、知事が実施し、本部長（市長）がこれを補助する。

本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。この場合、本部長（市長）は、救助に着手した状況を直ちに知事に報告する。

また、知事は、災害の発生と同時に迅速に救助を実施しなくてはならないため、災害救助法第 30 条第１項の規定により、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする（救助の委任）こ

とができ、救助の委任が行われなかった事務についても、災害救助法第 30 条第２項の規定により、本部長（市長）は知事が行う救助を補助する。

■災害救助法適用後の救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実　施　者
避難所の設置及び収容	市　長
応急仮設住宅の設置	知　事（住宅課）
その他による食品の給与	市　長
飲料水の供給	市　長
被服、寝具等の給（貸）与	市　長
医　　療	知　事（救護班・日赤）
助　　産	知　事（救護班・日赤）
り災者の救出	市　長
福祉サービスの提供	知　事
住宅の応急修理	市　長
学用品の給与	市　長
埋　　葬	市　長
遺体の捜索	市　長
遺体の処理	知　事（救護班・日赤）

その他の災害救助は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）の定めにより行う。

２　各種帳簿の作成

救助の実施に当たっては、各種帳簿の作成業務があるので、計画分析班は、各班に関係帳簿の作成を指示し、整理するとともにこれを県災害対策本部に報告する。

※資料編　災害救助法による救助の内容等

※資料編　災害救助法様式

第３章　震災復旧計画

節	項　　目	担　　当
１	公共施設の災害復旧	各部
２	民生安定計画	各部
３	経済秩序安定計画	財政部、福祉部、健康こども部、経済環境部
４	生活関連施設等の復旧計画	建設部、かずさ水道広域連合企業団、電力・ガス・通信事業者
５	復興計画	建設部

第１節　公共施設の災害復旧

第１　実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

第２　災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、おおむね次のとおりである。

１　公共土木施設災害復旧事業

○　河川災害復旧事業
○　海岸災害復旧事業
○　砂防設備災害復旧事業
○　林地荒廃防止施設災害復旧事業
○　地滑り防止施設災害復旧事業
○　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
○　道路災害復旧事業
○　港湾災害復旧事業

２　農林水産業施設災害復旧事業
３　都市災害復旧事業
４　上下水道災害復旧事業
５　住宅災害復旧事業
６　社会福祉施設災害復旧事業
７　公立医療施設、病院等災害復旧事業
８　学校教育施設災害復旧事業
９　社会教育施設災害復旧事業
10　その他の災害復旧事業

第３　激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が行われるように措置する。

第４　局地激甚災害の指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚法の指定が受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が円滑に行われるよう措置する。

第５　緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に行われるよう措置する。

第６　資金計画

１　激甚法に基づく財政援助等

本市においては、大規模な災害であって、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に努める。

なお、激甚法により、助成援助等を受ける事業等は、次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

○　公共土木施設災害復旧事業
○　公共土木施設災害関連事業
○　公立学校施設災害復旧事業
○　公営住宅災害復旧事業
○　生活保護施設災害復旧事業
○　児童福祉施設災害復旧事業
○　こども園災害復旧事業
○　老人福祉施設災害復旧事業
○　身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
○　障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
○　婦人保護施設災害復旧事業
○　感染症指定医療機関災害復旧事業
○　特定私立稚園災害復旧事業
○　感染症予防事業
○　堆積土砂排除事業
○　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

○　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
○　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
○　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
○　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
○　森林災害復旧事業に対する補助
○　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
○　共同利用小型漁船の建造費の補助
○　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

○　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
○　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成

○　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
○　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
○　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
○　母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
○　水防資材費の補助の特例
○　り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
○　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
○　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

２　その他の法律による財政援助

国が激甚法以外の法律により財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令は、次に示すとおりであり、本市においては、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

■その他の法律等による財政援助等

根　拠　法　令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水 道 法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道 路 法	道路の復旧事業
河 川 法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業の用に供する施設の災害復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業

第２節　民生安定計画

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定を図る。

第１　住宅の確保

１　計画目標

公営住宅の確保や、融資制度の情報を提供することにより、応急仮設住宅からの転換を図り、被災者の住環境を改善する。

２　対策

(1) 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕する。

(2) 市は、被害の程度に応じて被災者の住宅確保を図る。

(3) 住宅の建設、購入、補修の融資

火災、地震、暴風雨等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、災害復興に関する融資の情報を提供する。

３　住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安全を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切な指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居資格を有する被災者（災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第 21 条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第２　雇用機会の確保

１　計画目標

県は震災により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業のあっせん、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

２　対策

(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。

① 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

② 巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第３　義援金の受付及び配分

市に寄託された義援金及び県又は日本赤十字社千葉県支部から送付された義援金を、確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分、支給などの事務分担等について必要な事項を定める。

１　義援金の受付と保管

市（会計班）は、義援金の受付口座を指定金融機関に開設し、市に寄せられた義援金及び県又は日本赤十字社等に寄せられた後に市に配分された義援金を保管する。

２　義援金の配分

市本部事務局長は、義援金の配分について災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。なお、県、日本赤十字社等の義援金受付団体に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その配分基準を参考に被災者への配分内容を決定する。

３　義援金の支給

市（福祉救護班）は、対象者に支給内容、申請方法等を通知し、口座振り込み等により義援金を支給する。

第４　郵政事業の特例措置

災害が発生した場合、日本郵便株式会社は、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。なお、取扱局は、原則として災害救助法が適用された市町村の区域内に所在する支店とする。

(3) 災害時における窓口業務の維持

(4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険等の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い。

第５　その他の生活確保

１　労働局

(1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。

(2) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、木更津公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。

○　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

○　巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

震災により失業の認定日に出向いていくことができない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

２　日本放送協会

災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第６　被災者に関する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者にり災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第３節　経済秩序安定計画

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう被災者に対する租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の安定を図る。

第１　金融措置

１　租税の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税については国税通則法又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により、県税及び市税については地方税法及び君津市税条例により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適宜、適切な措置を講ずるものとする。

２　国民年金保険料の免除

国民年金第１号被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、一定の期間、国民年金の保険料が免除できるとされている。

３　介護保険料の徴収猶予及び減免

第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、君津市介護保険条例により必要があると認められるときは、介護保険料を徴収猶予及び減免することができる。

４　保育園等徴収金の免除

○　災害により被害を受けた場合は、保育園、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。
○　その他地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必要に応じ、救済措置を行う。

５　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第１号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。支給対象となる災害は次のとおりである。

①　市内で５世帯以上の滅失があった自然災害
②　県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所以上ある場合の災害
③　その他、厚生労働大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害

支給の対象となるのは、上記の災害による死亡者又は当該災害のやんだ後３カ月以上の行方不明者とする。

支給対象遺族は、死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とする。なお、兄弟姉妹は対象としない。

支給額は、主たる生計維持者の死亡の場合が 500 万円、その他の場合は 250 万円とする。

費用負担は、国１／２、県１／４、市１／４となるが、県及び市の負担分は特別交付税で算定される。

(2) 災害障害見舞金の支給

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に、精神又は身体に重度の障がいがある市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害は、災害弔慰金と同じである。

支給の対象となるのは、前項①から③の災害により、精神又は身体に重度の障がいを受けた者とする。

支給額は、主たる生計維持者の障がいの場合 250 万円、その他の場合は 125 万円とする。

費用負担は、災害弔慰金と同じである。

６　災害見舞金等の支給

君津市災害見舞金及び災害弔慰金給付要綱に基づき、災害により被害を受けた被災者に対し災害見舞金、弔慰金を支給する。

７　被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい影響を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）に基づき支援する。

(1) 対象災害

暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

②　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④　上記①又は②に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満）における自然災害

⑤　上記③又は④に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口 10 万人未満）で、①～③に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

⑥　上記③又は④に規定する都道府県が２以上ある場合において、その自然災害により５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満。ただし、人口５万人未満の市町村にあっては２世帯以上）における自然災害

■支給限度額

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①＋②）
全壊世帯	100 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	300 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	200 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	150 万円
大規模半壊世帯	50 万円	住宅を建設・購入する世帯　200 万円	250 万円
		住宅を補修する世帯　100 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　50 万円	100 万円
中規模半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯　100 万円	100 万円
		住宅を補修する世帯　50 万円	50 万円
		住宅を賃借する世帯　25 万円	25 万円

※　同一の自然災害により二以上の被害を受けた場合の支援金の額は、上記表で、①＋②の内最大額のものとなる。また、被害世帯の人数が１人の場合においては、「単数世帯の世帯主に対する支援金の額」が適用される。

■対象世帯別支給限度額（単数世帯の世帯主）

	基礎支援金（①）	住宅の再建の態様等に応じて定額加算（②）	合計（①＋②）
全壊世帯	75 万円	住宅を建設・購入する世帯　150 万円	225 万円
		住宅を補修する世帯　75 万円	150 万円
		住宅を賃借する世帯　37.5 万円	112.5 万円
大規模半壊世帯	37.5 万円	住宅を建設・購入する世帯　150 万円	187.5 万円
		住宅を補修する世帯　75 万円	112.5 万円
		住宅を賃借する世帯　37.5 万円	75 万円
中規模半壊世帯	―	住宅を建設・購入する世帯　75 万円	75 万円
		住宅を補修する世帯　37.5 万円	37.5 万円
		住宅を賃借する世帯　18.75 万円	18.75 万円

(2) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、(公財)都道府県センターが指定されている。

なお、県は県が行う支給事務に関し支援法人(公財)都道府県センター）へ委託している。

(3) 支援金支給手続き

市は、提出された支給申請書等の確認を行い、取りまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

(4) り災証明書の交付

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、災害発生後、早期に、り災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

(5) 千葉県被災者生活再建支援事業

自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件の下、千葉県被災者生活再建支援事業により支援金を支給する。

市が支給手続きを行い（県から市への補助方式：補助率 8/10）、支給額は、(1)と同等とする。

第２　公的資金による融資

一定の資格条件を満たす被災した低所得者世帯等においては、生活福祉資金の融資を受けることができる。

１　災害援護資金（地震）の貸付

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対策

①若しくは②に掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が１人であるときは 220 万円、２人であるときは 430 万円、３人であるときは 620 万円、４人であるときは 730 万円、５人以上であるときは 730 万円にその世帯の属する者のうち４人を除いた者１人につき 30 万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が 1,270 万円に満たない世帯の世帯主

① 世帯主が療養に要する期間がおおむね１月以上である負傷を負った場合

② 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね３分の１以上の損害であると認められる場合

(2) 貸付金額

① 上記(1)の①の場合　150 万円以内

② 上記(1)の①と家財の１／３以上の損害が重複した場合　250 万円以内

③ 上記(1)の①と住居が半壊した場合　270 万円以内

④ 上記(1)の①と住居が全壊した場合　350 万円以内

⑤ 家財の１／３以上の損害の場合（上記(1)の②の場合）　150 万円以内

⑥ 住居が半壊した場合　170 万円以内

⑦ 住居が全壊した場合（⑧を除く）　250 万円以内

⑧ 住居全体が損壊若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情がある場合　350 万円以内

(3) 貸付条件

① 貸付期間　10 年　（うち措置期間３年（特別の場合５年））

② 利　　率　年３％以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

③ 保 証 人　連帯保証人になること

(4) 償還方法　元利均等による年賦償還又は半年賦償還又は月賦償還

(5) 申込方法　各市町村

２　生活福祉資金

(1) 貸付対象

低所得者世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額　一世帯 150 万円以内
(3) 貸付条件
　① 据置期間　６月以内
　② 償還期間　据置期間経過後７年以内
　③ 利　　子　保証人ありは無利子、保証人なしは年 1.5%
　④ 保 証 人
　　ア　連帯保証人となること
　　イ　原則として借受人と同一県内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
　　ウ　生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
(4) 償還方法　年賦、半年賦又は月賦
(5) 申込方法　官公署が発行する被（り）災証明書を添付し、民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。

３　母子・父子福祉資金

被災母子・父子世帯（被災によって母子・父子世帯になったものを含む。）は「災害」を受けたことを条件とした融資ではないが、事業開始資金及び事業継続資金について据置期間の特例が設けられ、福祉事務所を窓口に千葉県から母子・父子福祉資金の貸付けを受けることができる。

また、この資金は、個人が借り受けする場合と団体として借り受けする場合とがある。

４　寡婦福祉資金

資金の貸付けを受けることにより経済的自立と生活意欲の助長が図られると認められる 40 歳以上の寡婦は、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について据置期間の特例が設けられ、福祉事務所を窓口に千葉県から寡婦福祉資金の貸付けを受けることができる。

ただし、母子福祉資金の貸付けを受けることができる場合には、貸付けは行われない。

５　中小企業への融資

県は、災害を受けた中小企業への融資及び利子補給の対策を講ずる。

(1) 経営安定資金の融資
　① 市町村認定枠
　　ア　融資対象者
　　・激甚災害により被害を受けた者
　　・中小企業信用保険法第２条第５項第４号の規程による認定を受けた者
　　イ　融資使途
　　設備資金　運転資金
　　ウ　融資限度額
　　１中小企業者　8,000 万円以内
　　エ　融資期間
　　設備資金　10 年以内、運転資金　７年以内
　　オ　融資利率
　　年 1.0%～1.4%（融資期間により異なる）
　② 一般枠
　　ア　融資対象者
　　知事が指定する災害により被害を受けた者
　　イ　融資使途

設備資金　運転資金

ウ　融資限度額

１中小企業者　8,000 万円以内

エ　融資期間

設備資金　10 年以内、運転資金　７年以内

オ　融資利率

年 1.1%～1.4%（融資期間により異なる）

③　高度化融資（災害復旧貸付）

既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、又は、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用

ア 貸付期間

最長２０年（うち据置期間３年以内）

イ 貸付金利

無利子

ウ 貸付割合

貸付対象事業費の９０％以内

６　農林漁業者への融資

市は、被災農林漁業者に対する経営の安定又は、事業の早期復旧を図るため、君津市農業協同組合等と連携し、以下の利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図る。

○　天災資金	○　県単農業災害対策資金
○　県単漁業災害対策資金	○　日本政策金融公庫資金

第３　流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

１　商品の確保

○　市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
○　鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２　消費者情報の提供

○　市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。
○　市場等の再開
関係各機関は、市場等が速やかに営業を再開されるよう、施設、設備の復旧の指導を行う。

第４　生活相談の実施

災害復旧段階では、民生安定及び経済秩序安定のため、被災者に対する生活相談が必要となってくる。このため、市その他関係機関は、災害発生後速やかに各関係機関の協力を求めて生活相談を実施し、災害に関する市民からの苦情、要望その他相談に応じるものとする。

第４節　生活関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信サービス・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧により社会全般が落ち着いた段階で、将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、上水道施設、下水道施設、ガス設備の応急復旧に当たっては、作業を効率的に進めるため道路管理者等及び関係するライフライン事業者の復旧計画を把握し、工程調整のうえ作業を行う。

第１　水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

１　復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

(1) 施設の耐震化を図る。

(2) 管路は、多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。

(3) 市域の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

２　漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

(1) 漏水調査を実施する。

(2) 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。

① 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。

② 修理体制を整備し断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

第２　下水道施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

第３　電力施設

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動がおこなえるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に定める次の重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド株式会社の双方で調整を図る。

（重要施設）

・生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

・指定避難所として開設されている施設

・災害対応の中枢機能となる市の災害対策本部が存在する施設

・上下水道施設などライフライン施設

第４　ガス施設

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域施設又は設備の復旧については、迅速に行う。

１　復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。

救急病院、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

２　復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近の市民及び関係機関等への広報に努める。

３　復旧作業

(1) 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

(2) 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

第５　通信施設

１　ＮＴＴ東日本㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

順　位	重要通信を確保する機関 （契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第２順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に務める。

※上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各１回線以上とする。

※電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）　等

第６　道路施設

道路については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が一応落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が必要である。

１　道路施設の復旧

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

復旧に当たっては、被害者の救助・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、千葉県緊急輸送道路及び主要道路を最優先に実施する。

復旧に当たっては、公益占用物件等の復旧計画と調整の上行う。

第５節　復興計画

市は、被災地の再建を行うため、地震被害の状況、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧又は中長期的視野に立った復興について検討し、以下のような復旧・復興の基本方針を定める。

第１　改良復旧

市及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第２　復興計画の策定

１　復興計画の策定

市は、関係機関と調整しながら円滑かつ迅速に復興計画を策定し、計画的に復興を推進する。復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、同法第５条に規定されている被災市街地復興推進地域に関する都市計画を定めて、土地区画整理事業及び市街地再開発事業の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

なお、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定被災市町村となった場合は、必要に応じて県と共同して復興計画を作成し、復興協議会の組織化、復興整備事業の実施等を行うものとする。

２　復興都市計画原案等の事前審議制度

復興都市計画原案は、現存する都市計画審議会に諮って推進する。